

平成 2 8 年 9 月定例会

環 境 生 活 委 員 会

予算決算委員会（環境生活分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

（委員間討議）

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	1

（第1日目）

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	
分科会	
土木部長予算議案説明	3
砂防課長補足説明	4
予算議案に対する質疑	4
予算議案に対する討論	6
委員会	
土木部長総括説明	6
都市計画課長補足説明	6
道路建設課長補足説明	7
議案に対する質疑	8
議案に対する討論	12
決議に基づく提出資料の説明	13
陳情審査	15
議案外所管事項に対する質問	23

（第2日目）

1、開催日時・場所	44
2、出席者	44
3、経過	
委員会	
環境部長総括説明	44
決議に基づく提出資料の説明	45
水環境対策課長補足説明	45
陳情審査	46
議案外所管事項に対する質問	47

（第3日目）

1、開催日時・場所	58
2、出席者	58
3、経過	

委員会	
県民生活部長総括説明	5 8
決議に基づく提出資料の説明	5 8
陳 情 審 査	5 9
議案外所管事項に対する質問	6 2

(第4日目)

1、開催日時・場所	7 2
2、出席者	7 2
3、経過	
委員会	
交通局長総括説明	7 2
営業部長補足説明	7 4
決議に基づく提出資料の説明	7 8
陳 情 審 査	7 8
議案外所管事項に対する質問	8 5

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料（追加1）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2）
- ・委員会関係議案説明資料（追加3）

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

平成27年 9月 9日

自 午前11時04分
至 午前11時08分
於 本館5-A会議室

2、出席委員の氏名

委 員 長	中島 浩介 君
副 委 員 長	大場 博文 君
委 員	三好 徳明 君
〃	野本 三雄 君
〃	瀬川 光之 君
〃	中島 廣義 君
〃	山田 朋子 君
〃	友田 吉泰 君
〃	大久保潔重 君
〃	麻生 隆 君
〃	吉村 正寿 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、審査の経過次のとおり

— 午前11時04分 開会 —

【中島委員長】ただいまから環境生活委員会を開会いたします。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。会議録署名委員は、野本委員、大久保委員のご両人をお願いいたします。

これより議事に入ります。

本日の委員会は、平成28年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時05分 休憩 —

— 午前11時07分 再開 —

【中島委員長】委員会を再開いたします。

これをもって環境生活委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

— 午前11時08分 散会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年 9月26日

自 午前10時02分
至 午後 2時48分
於 本館5-A会議室

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	大場 博文 君
委 員	三好 徳明 君
〃	野本 三雄 君
〃	瀬川 光之 君
〃	中島 廣義 君
〃	山田 朋子 君
〃	友田 吉泰 君
〃	大久保潔重 君
〃	麻生 隆 君
〃	吉村 正寿 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

土 木 部 長	浅野 和広 君
土 木 部 技 監	野口 浩 君
土 木 部 次 長	吉田 慎一 君
土木部参事監 (都市・住宅担当)	高宮 茂隆 君
監 理 課 長	天野 俊男 君
建設企画課長	佐々 典明 君
建設企画課 企 画 監	林田 幸太 君
新幹線事業対策室長	鈴田 健 君

都市計画課長	藤田 雅雄 君
道路建設課長	大塚 正道 君
道路維持課長	池田 正樹 君
港湾課長	近藤 薫 君
港湾課企画監	井手 浩二 君
河 川 課 長	川内 俊英 君
河川課企画監	浦瀬 俊郎 君
砂 防 課 長	後田 健一 君
建 築 課 長 (参 事 監)	大場 光洋 君
住 宅 課 長	亀山 茂 君
住宅課企画監	田尾 康浩 君
用 地 課 長	岡本 均 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（環境生活分科会）
第119号議案
平成28年度長崎県一般会計補正予算(第3号)
(関係分)

7、付託事件の件名

○環境生活委員会
(1)議 案
第123号議案
契約の締結について
第124号議案
契約の締結の一部変更について
第125号議案
契約の締結について
(2)請 願
な し
(3)陳 情
・平成29年度 国政・県政に対する要望書
・諫早市政策要望（諫早駅周辺整備事業への協
力と支援について 外）

- ・諫早市特別要望（本明川ダム建設事業に伴うダム周辺地域振興について）
- ・要望書（幹線道路網の整備促進について 外）
- ・平成二十九年度離島振興の促進に関する要望等の実現について
- ・要望書（「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産候補であった資産の明確な位置づけと支援について 外）
- ・平成28年度 長崎県の施策に関する要望・提案書
- ・要望書（地域高規格道路「西彼杵道路」の建設促進について）
- ・要望書（地域高規格道路「長崎南北幹線道路」の建設促進について）
- ・要望書（地域高規格道路「西彼杵道路」における長崎方面への延伸ルートの具現化について 外）
- ・西九州自動車道の建設促進に関する要望書
- ・中国共産党政府による法輪功迫害の停止と、臓器の強制摘出の停止のため日本政府の正義の行動を求める意見書に係る陳情
- ・要望書（「長崎と天草地方の潜伏キリスタン関連遺産」の世界遺産登録について 外）
- ・「長崎県住宅課は、県営住宅、佐世保市営住宅の利益を考えて、寄り添って支えて欲しい」について
- ・身体障害者福祉の充実に関する要望書

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 2分 開会 —

【中島(浩)委員長】 おはようございます。

ただいまから、環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第123号議案「契約の締結について」ほか2件であります。そのほか、陳情15件の送付を受けております。

予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を環境生活分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第119号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元に配付しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、土木部の審査を行います。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案の説明をお願いいたします。

【浅野土木部長】 それでは、私から予算議案のご説明をいたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第119号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ記載のとおりであり、風水害により山腹が崩壊し土石流が発生した箇所等に伴う対策工事に要する経費を計上いたしております。

内容につきましては、補足説明資料を配付させていただきます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】次に、砂防課長から補足説明をお願いいたします。

【後田砂防課長】砂防課の補正案件について、ご説明いたします。

今回ご審議いただきますのは、第119号議案の災害関連事業2件でございます。

配付の課長補足説明資料の1ページをお開きください。

鮎川災害関連緊急砂防事業でございますが、場所は島原市南部を流れる2級河川鮎川上流の太田町でございます。

2ページをお開きください。

航空写真と流域図を添付しております。緑色の線で囲んだ範囲が鮎川の流域で眉山の0溪から2溪で、赤色で示したところに既設の砂防堰堤がございます。

3ページをご覧ください。

赤で示しておりますのが既設の砂防堰堤で、その上流に林野庁の治山施設がございます。

6月の梅雨前線豪雨により眉山から土砂が流出し、林野庁の治山施設を乗り越えて、左岸側にありますシイタケの栽培施設が被災しました。右下の写真が、その被災状況でございます。また、県で管理している鮎川砂防指定地内にも大量の土砂が堆積いたしました。

下流域には人家230戸、避難所や公民館、国道57号線等があり、今後の豪雨による被害発生の危険性が高いことから、災害関連緊急砂防事業として国へ申請を行いました。

4ページをお開きください。

計画は既設堰堤を1.5メートル嵩上げするもので、堤長は本堤部が106メートルで、袖部が80メートル、コンクリートボリューム4,037立米、補足土砂量2万4,100立米、事業費は3億1,672万6,000円となっております。

5ページをお開きください。

柚木小舟地区災害関連緊急地すべり事業でございますが、場所は佐世保市から佐賀県伊万里市を結ぶ国道498号に接する矢峰町の柚木小舟地区でございます。

6ページをお開きください。

6月の梅雨前線豪雨により、資料の赤の点線で囲んだ範囲で地すべりが発生しました。その末端には人家7戸、国道498号、2級河川相浦川があり、今後の豪雨による被害発生の危険性が高いことから、災害関連緊急地すべり対策事業として国へ申請を行いました。

計画は、地下水を排除するための横ボーリング工20本、延長が600メートル、擁壁工60メートル、事業費は8,887万9,000円となっております。

この2つの事業につきまして、今後は測量や詳細設計を実施し、早急に工事に着手していきたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【大場副委員長】鮎川災害関連緊急砂防事業費約3億円についてお尋ねします。

この工事についてのこれからの詳細、少しだけ教えていただければと思います。取りかかり

を含めて。

【後田砂防課長】今、概略設計が終わっておりまして、今後、測量と詳細設計を実施する予定となっております。

用地につきましては、既設砂防堰堤上流は用地買収を伴いませんので、設計が完了し次第着手できると考えております。

下流に前堤保護工といいまして一部用地がかかる部分があるんですけれども、そちらについては、用地交渉が完了後、工事に着手するという工程となっております。

【大場副委員長】日曜日に現場を見てまいりまして、一応、応急措置というかトン袋が置かれている状況で、それが置かれていることで地元の方は安心されているんですが、いつごろになるんだろうかという心配をされておりますので、地元の方にも丁寧な説明をしていただきたいと思います。

実は、それから下は本当に民家が迫っておりまして、住んでおられる方も、昔からそういうふうな土地柄であったということで注意はされていまして、そういう危機感はずっと持っておりますが、できるだけ早くの取りかかりと着工をお願いしたいと思います。

【後田砂防課長】説明が不足していた部分がございます。

既設砂防堰堤の上流の治山施設の内部についても、土砂を両岸に撤去する作業をして、土砂が下流に流出しないような対策もされておりまして、あとは工事に早期に着手すると考えておりますので、よろしくお願いします。

【中島(浩)分科会長】ほかにございませんか。

【友田委員】柚木小舟地区の関係ですけれども、こういった地すべりが起きても対象にならない分野がありますよね。今回は、この保全対象が

人家7戸あることと国道に面していることなんだと思うんですけれども、そのあたりの基準を明確にさせていただきたいのと、8,000万円ほどの程度の工事を行うのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

【後田砂防課長】採択基準につきましては資料を確認したいと思います。

この箇所につきましては、人家は7戸でございますが、国道と2級河川がございますので、この国道と2級河川によって事業が採択できるということになっております。

事業の内容でございますが、課長補足説明資料6ページの右下に断面図をつけております。これで青の破線で示しているのが推定の滑り面でございます。この真ん中付近に横ボーリングといって赤の線を引いています。これはこの地すべりの地下水を抜くための横ボーリング工でございます。それと、中腹部の排土工と、一番下部に盛り土と擁壁工を実施して地すべりを防止するということになっております。

【友田委員】確認しますが、県のこういった急傾斜の対応は、普通は民家が5戸ですかね、10戸ですかね。

今回の場合は、目の前に国道498号があることと、これが崩落した場合に2級河川の相浦川への被害が想定されることから、採択基準として認められたということですね。ですから、もし国道と河川がなければ、一般的なものにはならないということですね。

【後田砂防課長】まず、先ほどの10戸の話でございますが、人家戸数10戸といえますのは急傾斜地の崩壊対策事業の採択基準でございます。地すべりのほうはまた違った採択基準がございます。

今回の場合、先ほど申しました2級河川と国

道がございまして、人家7戸だけだと採択にはならないということになります。

【中島(浩)分科会長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第119号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

土木部長より総括説明をお願いいたします。

【浅野土木部長】それでは、土木部関係の議案についてご説明いたします。

環境生活委員会関係議案説明資料及び環境生活委員会関係議案説明資料（追加1）がございしますが、その土木部のところをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第123号議案「契約の締結について」、第124号議案「契約の締結の一部変更について」、第125号議案「契約の締結について」であります。

なお、第123号議案から第125号議案について

は、補足説明資料を配付させていただいております。

次に、土木部関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。1ページの下段から2ページにかけてでございます。

今回ご報告いたしますのは、契約の締結の一部変更について、和解及び損害賠償の額の決定について、公共用地の取得状況についてで、その内容は記載のとおりであります。

次に、土木部関係の主な所管事項についてご説明いたします。2ページ目下段からでございます。

今回ご説明いたしますのは、幹線道路の整備について、石木ダムの推進について、九州新幹線西九州ルート建設推進について、公共工事の再評価、事後評価について、県立総合運動公園陸上競技場のネーミングライツ・パートナーについて、津波災害警戒区域の指定について、長崎県耐震改修促進計画の改訂についてであります。

このうち、津波災害警戒区域の指定について、長崎県耐震改修促進計画の改訂については、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】次に、都市計画課長及び道路建設課長から補足説明をお願いいたします。

【藤田都市計画課長】都市計画課の契約案件について、ご説明いたします。

今回ご審議いただくのは、第123号議案の新規契約の案件1件と、第124号議案の契約変更の案件1件であります。

最初に、第123号議案についてですが、この

案件につきましては、総合評価落札方式の簡易型となります。

配付の課長補足説明資料の1ページをお開きください。

第123号議案「契約の締結について」であります。

工事名は高田南南東部宅地整地工事（補強盛土）で、工事の場所は、2ページの位置図に示すように西彼杵郡長与町高田郷であります。

工事の内容は、4ページの全体平面図に示すように、工事延長は241メートル、宅地を造成する工事で、切土10万5,590立方メートル、盛土9万4,200立方メートル、補強盛土2,063平方メートル、補強土壁955平方メートルを施工します。

1ページに戻っていただき、5に記載のとおり、契約相手は本間・上滝特定建設工事共同企業体、契約金額は7億2,144万円であります。

契約工期は平成30年2月28日限りとしております。

入札結果については、7ページの一覧表のとおりです。表内の右から2つ目の欄の評価値が最も高い者を仮決定者とします。

続きまして、9ページをお開きください。

第124号議案「契約の締結の一部変更について」であります。

工事名は棚方崎真申線街路改良工事（崎真申トンネル）で、工事の場所は、10ページの位置図に示すように北松浦郡佐々町小浦免であります。

工事の内容は、11ページの平面図に示すように、延長176メートルのトンネルを建設するもので、13ページに断面を示しています。

9ページに戻っていただき、5に記載のとおり、契約相手は上滝・門田特定建設工事共同企業体

で、当初契約金額6億2,780万4,000円を、今回、6億8,109万120円に変更するものであります。

今回の変更内容については、空洞対策工の追加並びに物価の変動等による増額であります。

まず、空洞対策工の追加については、13ページの断面図に示すように、トンネル構造物の下の一部に存在する空洞の崩壊によるトンネルの沈下を防止するため、空洞をグラウトで充填するもので、他の追加工事と合わせて約4,900万円の増額となります。

物価の変動については、当初契約時の労務費などの額が著しく変動した際に、増額もしくは減額を行うものであります。今回は、労務費などの価格上昇により約400万円の増額となります。

以上の変更により、全体で約5,300万円の増額となります。

併せて契約工期についても、空洞対策工の施工などに時間を要するため、390日間から512日間へ122日間の期間を延伸しております。

以上、補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【大塚道路建設課長】道路建設課の契約案件についてご説明をいたします。

今回ご審議をいただくのは、第125号議案の新規契約1件でございます。

本議案は、総合評価落札方式の標準型施工体制確認型で入札を実施したものでございます。

配付の課長補足説明資料の14ページをお開きください。

工事名は、一般県道奥ノ平時津線道路改良工事（（仮称）久留里トンネル）でございます。

工事の場所は、15ページの位置図にお示ししておりますとおり、西彼杵郡時津町日並号から左底郷でございます。

事業の目的は、14ページに記載のとおりですが、地域高規格道路西彼杵道路の一部となる時津工区のトンネル建設を行うものでございます。

工事概要は16ページに、計画平面図を17ページにトンネル断面図をお示ししておりますが、トンネル延長は1,728メートルであり、幅員は片側1車線の2車線で7メートル、全体幅員で10.5メートルのトンネルであります。

14ページへお戻りください。

5に記載しておりますが、契約相手は西松・三基・錦特定建設工事共同企業体で、契約金額は54億3,713万7,960円で、税抜額が50億3,438万7,000円となります。契約工期は平成32年3月13日限りであります。

18ページから19ページの入札結果一覧表をご覧ください。

技術提案や配置予定技術者の能力と企業の能力及び施工体制の評価点などから算出した技術評価点と入札価格により、表内の右から2列目の欄の評価値を計算し、この数値が最も高い者を落札者といたします。

今回、11者が同点で最も高い評価値となったため、11者による抽選を実施し、西松・三基・錦特定建設工事共同企業体を落札者として決定いたしました。

その後、仮契約を行い、今回契約案件として上程をさせていただいております。

以上で、第125号議案「契約の締結について」の補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【友田委員】 まず、第123号議案についてお尋ねしたいと思います。当たり前のことだと思う

んですけども、念のためにお尋ねしておきたいと思います。

この事業の目的の中で、「道路や公園などの公共施設を整備することで良好な宅地を供給し、健全な市街地の形成を図るものである」と書いてあるんですけども、これは長与町ですよ。長与町と県の役割分担はどのようになっているのか。その所在地である長与町がどういった役割をするのかというところの役割分担を明確にしてほしいということ。

航空写真を見ますと、今回県がやろうとしている上に、造成されている大きな土地があるんですよ。ここの関係はどうなっているのか。ここは例えば長与町がやっていて、こっちを県がやるとか、そのあたりも併せてお聞かせいただきたいと思います。

【藤田都市計画課長】 町と県の役割分担ですけども、今回の区画整理事業につきましては町の施工工事になります。その部分につきましては県が受託して工事を行っているという状況で、工事費につきましては全部町から県に入りまして、その分をもって工事を行っている状況です。

通常は土地区画整理事業につきましては、市または町の施工事業になりますけれども、今回の高田南につきましては、この区画内に県道が2路線通っております。県の管理する道路とか、緊急性とか、そういうものを考慮した上で受託をしている状況でございます。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【吉村(正)委員】 久しぶりの委員会で、ちょっと緊張しておりますが、皆様方にはいろいろとご迷惑をかけて、本当に申し訳ございません。

精いっぱい頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、私は、第124号議案、トンネルの件で

お伺いしたいことがあるんです。

トンネルの下に空洞があったんだと。その範囲を想定と図面の中に書いてあるんですが、想定ということは、きちんとした調査がなされているのかどうかというのが疑問です。きちんとした調査がなされているんだったら、想定という言葉を使うのではなくてきちんと、どのくらいの大きさの空洞があるを書いて当然だと思います。そうしないと予算にかかわってくるところですから。

それともう一つは、これだけ大規模なトンネルを掘削するとなったら、事前の地質調査とかボーリング調査とか、その辺のことはしっかり行った上で設計等はなさっていると思うんですけれども、それでもなおかつ、これだけ大きなものがこの時点になってあらわれたというのは、その体制がどのようになっているのかということをお伺いしたいと思います。

それともう一つは、この時期ですよ。工事がここまで進んで、今これだけ大きな空洞が見つかったので、この空洞を埋める工事をさせてくださいということが果たして適正な事務かどうかということですよ。空洞がいつ見つかったか、私はわかりませんが、見つかった時点で、早い段階だったら、空洞の内容によっては掘削をしながら、そのトンネルずりで埋めることだってできたと思うんですね。

4～5点になってしまいましたが、うまくまとめて回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【藤田都市計画課長】 補足説明資料13ページの断面図に記載していますように、トンネルの一番下のほうに空洞ということで点線で示しております。

トンネル工事を発注するに当たりましては、

事前に地質調査を行います。12ページのぬっている部分がトンネル断面になりますが、地山の状態で垂直にボーリングを2本実施しております。その中で空洞の存在は確認されておりました。

しかしながら、それが道路の延長方向にどこまであるのか、または横断方向にどこまで広がっているのかは想定されておられません。それを想定するためには、また地山からボーリングなどをする必要がありますが、約30メートル、40メートルの高さからボーリングを何本も施工するよりも、トンネルを掘削しながら、トンネル面から調査を行ったほうが、より確実に空洞の存在がわかるということで、当初はトンネル掘削をしながら空洞の存在を確認して注入工を行うということで、当初設計では今回の計上はしておりませんでした。

今回トンネル掘削に当たりまして、坑口部が一番危険な状態になりますので、坑口部においてトンネル施工業者、設計業者を含めて検討会議を行いまして、もう1本、トンネルの坑口からボーリング調査を行いました。その中で坑口のところにも空洞があったということで、大規模な機械を進入させて掘削を行いますので、まずその前に空洞を充てんするべきだという結論に達しまして、事前に空洞対策工を実施しております。

その後は随時、トンネルを掘削しながら横断方向、縦断方向を含めましてトンネルの断面を掘りまして、空洞を確認しながら施工を行ったということで、終点側につきましては空洞は確認されていないという状況になっております。

時期の問題につきましては、空洞の対策についてトンネル掘削前に施工をしたということで、平成28年2月の時点で、その部分につきましては

ては対策を行っております。

今回計上しましたのは、当初の段階では全体には空洞はないと想定したものですから、議会への専決処理ということで5,000万円を超えないと想定をしておりましたが、終点側におきましても空洞があり、仮に5,000万円を超える状況になりますと議会の議決を受けて対策を行うという状況になりますので、事前に承認を得て施工を行いたいということで、今回、契約変更の議案を上げたところでございます。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【麻生委員】私も土木関係は初めてなので、トンネルの入札の状況を見せていただいて、18ページ、19ページで、第1回の入札の金額が全部同じといいですか、1,000円の単位がちょっと違うぐらいで、大体全部、一緒なんです。最低価格、90%近くになるかと思うんですけども、違うのは評価点、技術評価点とか加算点が違うだけで、あとは抽選になっているという状況ですね。

こういう入札が慣例なのか。もちろん入札価格の限度内に入っているということなんでしょうけれども、あまりにもこの見積りが同じ状況なので、よく言われる話し合いがされているのか、それとも公表価格があるので、一応最低ラインの90%に合わせてやってきたと、慣行でやっているのか、その点の流れを教えてくださいませんか。

【大塚道路建設課長】同額の入札が多いということでのご質問でございますが、今回、同じ入札額が14者から出ております。これにつきましては、県が入札参加者に提示する積算のための参考資料、ホームページなどで積算に必要な情報が業者さんの方にこちらからかなり提供ができていて、それから業者さんの見積りの精

度が非常に高くなってきたことが挙げられると思います。

また、今回は金額が大きいものですから、WTO対応の入札になっております。この場合、最低制限価格ではなくて低入札調査基準価格を設定いたします。低入札調査基準価格につきましては、最低制限価格のようにランダム係数が適用できないことから、算出額が公表されている低入札調査基準価格での応札が多くなって、おのずと同額が多くなっているということが考えられると思っております。

【麻生委員】わかりました。精度が上がってきて、予定価格が公表されているから、そこで大体の積算単価、金額が同じようになるんじゃないかという論理だと思います。

この違いは、加算点だとか施工評価点がありますね。こういったことは、過去の実績だとか業者さんの力量ということで判定されると思うんですが、これはどこが、誰が決めて評価をされるんですか。その仕組みを教えてくださいませんか。

【大塚道路建設課長】この入札で使っております技術提案以外の加算点、それから技術提案に対する加算点につきましては、まず、技術提案に関するものにつきましては今回、2項目を設けております。

1つは、覆工コンクリートの耐久性向上対策ということで、コンクリートがいかに長持ちをするかという技術提案を求めています。

もう1つは、工事に伴う周辺地域への騒音、振動などの環境対策ということで、トンネルを長い期間工事をする上で、周囲にこういった環境対策を施すかという提案を求めています。

これに対して、入札参加者の方からいろいろな技術提案をいただきまして、それが妥当なも

のかどうかといったことをこちらで評価をさせていただいているところでございます。

それと、技術提案以外の分につきましては、配置予定技術者の施工能力や企業の施工能力ということで、施工実績などを出していただきまして、それに基づいて評価を行っているところでございます。

【麻生委員】わかりました。それぞれの技術点の評価と、皆さんの長年の経験と、皆さんから言われた技術評価があっていると思うんですけども、最終的には抽せんになっている状況で、8者ですか、9者ですか、待っていらっしゃるということで、大変苦労して積算して書類を出された。金額も大きいからいいんでしょうけれども。

改めて私たちも今後、地元の業者さん含めて育成しながら技術を上げていくという観点においては、取られたところ勝ちだということもあるかもしれませんが、今後はやっぱり見ながら、地元の業者の個の能力と技術力を上げてもらうことについても、ぜひ指導してもらうことをお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

【中島(浩)委員長】委員長を交代します。

【大場副委員長】中島(浩)委員長、発言をどうぞ。

【中島(浩)委員長】先ほどの麻生委員からの質問の関連です。議案外で質問しようかなと思っていたんですけども、結局のところ、この評価の仕方であれば、技術提案はほぼ皆さん100点を取っていらっしゃる内容ですよね。内容を聞くとコンクリート、安全対策、この2項目ということですけど、これまでの技術提案は、例えばコンクリートのほかにこういった項目があったんでしょうか。

【佐々建設企画課長】評価項目の種類にどういったものがあったかというお尋ねですが、今回、議案として上げさせていただいているトンネルについては、先ほど道路建設課長がご説明したとおり、コンクリートに関する耐久性、性能についての項目と環境関係についての項目を挙げております。

このほかどういったものがあったかということですが、トンネルの場合、壁面の覆工コンクリートと呼ばれる部分の耐久性がトンネルの寿命に大きく影響するということで、トンネルに関してはこの項目が非常に多いということです。

それと併せて、施工中どういったものがあるかということで、今回は騒音、振動についての提案を求めています。ほかには地山の中の水の状態等を考えて、地下水にどういった影響を及ぼすかと、そういったことも項目として考えられます。

【中島(浩)委員長】これまで、恐らくこの形の入札だと、コンクリートと安全対策とか環境対策になってくるんですね。

もうおのずと皆さん、こういう大きな会社ですから、こういった技術提案はほぼ100点を取れるんじゃないかと。そうなれば、今後どこで差をつけるのか。これ11者ですか、14者ですか。これだけの業者が全く同じで抽せんをしなければならぬとは、ちょっと異例じゃないのかなと思うし、皆さんがほぼ100点を取るだけの万全な体制がとれているのであれば、今後はもっと違った形の提案を設けるのか、それともほかの項目を設けていかないと、ずっとこのような状況が今後続いていくんじゃないですか。それを心配するんですけども、今後の対策をどう考えていらっしゃいますか。

【佐々建設企画課長】今後の対策についてのお

尋ねですが、具体的にどういう項目で検討を進めるという考えについて、現在まとめたものがございませんので、今後、そういったことについても検討してまいりたいと考えております。

【中島(浩)委員長】 この件に関して、こういった業者さんの団体とかから要望はきていないんですか。

【佐々建設企画課長】 その項目についての要望があったとは把握しておりません。

【中島(浩)委員長】 せっかく入札されて、十数者が抽せんになるというのは。例えばプロポーザルとか、ああいう提案型であれば、甲乙が必ずつくわけですね。そういった内容は難しいんでしょうけれども、十何者が同じような点数を満額で取る力があるのに差がつかないというのであれば、本来の入札としてはおかしいんじゃないかなと思うんです。

再度お伺いしますけれども、こういう流れを今後変えていかれるのか、現状もう少し様子を見てということでしょうか。

【佐々建設企画課長】 今後、どうしていくのかという非常に難しいご質問ですが、この総合評価自体は品質の確保を目的とした制度でありまして、各者が同等の力を持っていると、技術力を持っていると考える時に、抽せんという行為にはなるんですが、法の目的、品確法で定めている公共物の品質を確保するという点に関しては十分に機能を果たしているというふうに考えております。

【中島(浩)委員長】 わかりましたけれども、関係者の皆さんからの声を聞きながら、こういった思いがあらわれるのか、私も直接話を聞いてみませんので、関係者とも協議して再度ご相談させていただきたいと思います。

【大場副委員長】 委員長を交代いたします。

【中島(浩)委員長】 ほかに質疑はないでしょうか。

【麻生委員】 今のトンネルの工事の関係ですけど、長崎は大手企業が頭になっていますけれども、前回話しましたように、鹿児島では地元が頭になっていると聞いたんです。WTOでも地元が主体になるような仕組みにはならないのか。どうしても大手が入ってきて、技術力があるから大手が主体として窓口になるんでしょうけど、今回全部、特定企業体に大手が入っています。地元を含めたベンチャーであると思うんですけども、地元が頭というような仕組みづくりはないんでしょうか。その点だけお尋ねしたいと思います。

【佐々建設企画課長】 今回は金額が20億円を超す大きな案件でして、WTOの案件になります。その関係上、地域要件をかけられないことから、このように大手が入ってくるという状況であります。

WTOの金額、今は24億なのがしかですが、それを下回るものについては、県内に本社があるという地域要件をかけた上で公告しますので、それについては地元が入ってくるという状況であります。

【中島(浩)委員長】 ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしました

ので、採決を行います。

第123号議案乃至第125号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【天野監理課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料につきましてご説明いたします。

この分厚い資料でございますが、提出しております内容は、補助金の内示一覧表、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。今回の報告対象期間は、平成28年5月から8月までに実施したものとなっております。

資料の1ページをお開きください。これは、県が箇所づけを行って実施いたします個別事業に関しまして、市町等に対し内示を行った補助金につきまして記載をいたしております。

次に、資料の2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧表、入札結果一覧表等を添付いたしております。2ページから556ページまでが建設工事、557ページから715ページまでが建設工事関係の委託、716ページから730ページまでがその他となっております。

次に、資料の731ページをご覧いただきたいと思います。

これは、知事及び部局長等に対する陳情・要

望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきまして、県の対応状況を記載いたしております。

最後に814ページから最終ページでございますが、これは附属機関等の会議結果を記載いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願います。

【中島(浩)委員長】 次に、港湾課長及び建築課長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

【近藤港湾課長】 津波災害警戒区域の指定について、補足してご説明申し上げます。

配付しております課長補足説明資料の21ページをご覧ください。

早速で申し訳ございませんけれども、配付資料の訂正をさせていただきたいと思います。

21ページの黒囲みの下から2段目でございますが、「平成28年12月末、法律の基づく関係市町への意見聴取」となっておりますけれども、「法律に基づく」の間違いでございます。失礼いたしました。

続きまして説明させていただきます。

津波災害警戒区域とは、最大クラスの津波が発生した場合の危険度、安全度を、津波浸水想定や基準水位によって住民等に知らせ、いざという時に津波から住民等が円滑かつ迅速に逃げるができるよう、避難訓練の実施、避難経路の確保、津波ハザードマップの作成等の警戒避難体制の整備を行うべき区域でございます。都道府県知事が指定するものでございます。

21ページをご覧ください。

津波災害警戒区域の公示スケジュールを示しています。

県では、平成24年に施行されました津波防災

地域づくりに関する法律、いわゆる津波法に基づき、平成26年3月末に津波浸水想定を既に公表しております。

このたび、国や関係市町との事前の調整があったことから、平成28年10月末に津波浸水災害警戒区域（案）の事前公表を県のホームページ等で行う予定としております。事前公表等につきましては、新聞等で周知を図ってまいる予定でございます。また、県民の方々からのご意見があった場合には、関係する市町への意見照会をする予定としております。

その後、平成28年12月末までに、法律に基づきまして関係市町への意見聴取を行い、平成29年3月末までに津波災害警戒区域の指定を公示する予定としております。

22ページをご覧ください。

津波浸水想定では浸水区域と浸水深が公表されておりますが、津波災害警戒区域におきましては、警戒区域と基準水位が公表されることとなります。

津波災害警戒区域の指定が完了いたしますと、区域を含む市町におきまして、ハザードマップの作成や避難訓練の実施、避難場所や避難経路の確保に取り組む必要が生じます。

宅地建物取引業者におきましては、宅地建物取引業に基づく重要事項説明として、取引対象となる物件が区域内に位置する旨を説明する必要が生じてまいります。なお、津波災害警戒区域に指定されましても、土地利用の制限はございません。

23ページには、既に公表しております津波浸水想定例を載せております。

続きまして24ページには、今回公表する予定の津波災害警戒区域の例を載せております。

以上で補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【大場建築課長(参事監)】「長崎県耐震改修促進計画の改訂案」について補足説明をいたします。

課長補足説明資料の25ページをご覧ください。

「長崎県耐震改修促進計画」は、耐震改修促進法に基づき、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるために策定した計画ですが、このたび、「2主な改訂の内容」のとおり、次の2点についての改定を考えております。

1点目は、「新たな耐震化率の目標設定」でございます。住宅については、人口減少に伴い新築住宅が減少していることなども踏まえ、平成32年までに90%とすることを目標とするとともに、多数の者が利用する建築物については、改訂された国の基本方針に基づいて、平成32年度までに95%とすることを新たな目標といたします。

2点目は、「耐震改修促進法に基づく防災拠点建築物の指定」でございます。指定された場合、耐震診断の義務づけ及び診断結果の公表対象となる一方、国の耐震化に対する補助率が高くなるメリットがあります。また、熊本地震において多くの自治体庁舎が使用不能となった事例や、長崎県内における防災拠点施設の耐震化は全国と比較して遅れていることを踏まえ、次の指定要件（案）のとおり指定を行います。

最下段の四角囲みをご覧ください。

1つ目は、「主として災害活動拠点となる施設として、地域防災計画に定められた県及び市町の災害対策本部の庁舎等の建築物」、2つ目は、「市町の地域防災計画に記載のある防災拠点建築物で、市町が指定を希望する防災拠点施設」でございます。いずれも昭和56年5月

31日以前に新築工事に着手した建築物を対象といたします。

以上が、「長崎県耐震改修促進計画」の主な改訂点（案）の内容となりますが、今後、本委員会でのご意見を踏まえ、早期に改訂を行いたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【友田委員】 28番の西九州自動車道の関係の要望についてお尋ねします。

西九州道については、県も積極的にその建設に、国への要望等々取り組んでいただいております。県内の道路については、松浦佐々道路の着工もあって一定めどがついている状況というか、今後の予算獲得も必要ですけれども、着工している部分があるという意味では県内の道路は、伊万里松浦道路、そして松浦佐々道路が着手されたことで、一定時間がたてば、この分野については着々と進んでいくのかなという気がするんですが、一方で、今開通している山代久原から伊万里、平成29年度中に開通するといわれている伊万里東インター、伊万里市内を通る道路が非常に進捗ぐあいが悪くて、県内の道路ができたとしても、結果的にここがミッシングリンクになってしまう。県内の交通アクセスはよくなっても、福岡都市圏からの佐世保地域へのアクセス等についてはなかなか改善されないという点があるわけです。

この時、私も同席しまして、土木部長から、

たまたま会長さんが伊万里市議会の方だったものですから、伊万里のほうでもぜひよくと逆にお願ひする場面があって、どっちが陳情しているかわからないなという気がしたんですけれども。

長崎県と佐賀県との間で、この問題についてどのようにこれまで取り組んでこられたのか。佐賀県は佐賀県なりに事情があって、なかなか進まない部分があるかと思うんですけれども、そのあたりを県のほうで承知しておられれば、少しお聞かせいただきたいと思います。

【大塚道路建設課長】 委員ご指摘の西九州自動車道の佐賀県内の進捗状況でございます。

先ほどお話がございましたとおり、唐津伊万里道路、伊万里道路、伊万里松浦道路と3つの区間がございます。唐津伊万里道路は福岡方面から伊万里東インターまでの区間でございますが、これにつきましては平成29年度に完成予定とお聞きしております。

それ以外の2つの区間でございますが、伊万里道路につきましては現在、用地買収、調査設計等を行っているとお聞きしております。伊万里松浦道路の佐賀県分につきましても調査設計等を現在行っていると聞いておりまして、確かに佐賀県内におきましては、どうしても福岡県側の区間をまず優先的に頑張るということで、唐津伊万里道路を優先的に事業を進められているとお聞きしております。

しかしながら、先日も行いましたけれども、佐賀県とも年に1度、意見交換等を行う中で、私どもの西九州道路の要望に関しまして、佐賀県内の道路の進捗についても長崎県の要望項目として入れることは従前からやらせていただいておりますし、そういう機会を踏まえて、そちらのほうもよろしくお願い申し上げますというお話は

常にさせていただいているところでございます。

佐賀県からは、まずは伊万里東まで完成させることを最優先にしているのは事実ですが、伊万里市内の事業進捗についても今後一生懸命に取り組むというふうなお話はいただいているところでございます。

【友田委員】伊万里の東から西に向かったの区間、伊万里道路の延伸がなかなか見られないわけですね。同じように伊万里市内で東までは工事が進んでいる。南波多谷口というところまで来ていますよね。あの工事は唐津伊万里道路で、唐津伊万里道路そのものはどんどん進んでいくのが見えたんです。伊万里道路が東から西に向かったのは伸びていないんですよ。平成29年度までに伊万里東まではできるんだだけでも、その先ができないと本当にミッシングリンクになるんですよ。

今、佐賀県側に伊万里湾大橋が架かっていて、そのもとに山代久原インターがあるものから、山代久原で降りて伊万里大橋を渡ると、以前よりも随分短縮できているんですけども、もう一つ、伊万里中インターまで伸びてくれば、西九州道路そのものはつながらなくても一般道路を活用することで時間短縮が図られるというメリットはあるんだけれども、その部分が見えてこないものですからね。

これは佐賀県側の問題であるんですけども、長崎県北地域のアクセスの向上という意味で、その部分は非常に大切だと思いますので、ぜひ今後とも連携を深めながら、佐賀県にも要請しながら、一日も早い開始をお願いしておきたいと思います。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんか。

【麻生委員】私は、長崎市から出ています32

番で2点ほどお尋ねしたいと思います。

松が枝埠頭の2バース化の問題です。今年は195隻が入ってくる予定でありますね。大体1日半に1隻の状況で、大変だと思います。

2バース化についてはいろいろな意見があると思いますけれども、現在の進行状況はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

【近藤港湾課長】長崎港の松が枝地区における2バース化の進捗状況についてのお尋ねでございますが、長崎港におかれましては、一般質問でございましたけれども、クルーズ客船の大型化や拡大するクルーズ客船の急増に対応するために、平成26年8月に港湾計画を改訂しています。具体的には、松が枝地区の既存の岸壁は今10万トン対応でございますが、これを15万トン級に改良することと、さらにその南側に7万トン級の対応岸壁を新設する観光埠頭の2バース化を計画しております。これによって10万トン級は2隻同時に係留できるという形になります。

この計画に基づきまして、既存岸壁の15万トン級対応への改良工事が、既に国の直轄事業で昨年度の補正予算と今年の予算において事業の予算化がされまして、現地において今、調整をしておりますので、近いうちに工事に着手する予定と聞いています。

さらに県といたしましては、クルーズ客船にも暫定的に使用できるようにいたしました出島岸壁を最大限に活用できるよう、今、官公庁船が泊まっていまして、なかなかクルーズ船に100%対応できない状況になっておりますけれども、官公庁船を古河町のほうに移設をしまして、できるだけ出島岸壁をフル活用したいということで事業を既に始めているところでございます。2バース目に着手したとしましても、完成までに10年近く時間がかかると考えておりまして、

そのために今の岸壁を最大限に活用しながら、当面は急増するクルーズ客船を受け入れていくというふうに考えています。出島岸壁につきましては、あくまでも暫定的なものでございまして恒久的なものでないということです。

大型化が進む10万トン級を2隻同時に係留できないこと、並びに分散する駐車場の問題とか、テロ対策にかかる警備等さまざまな問題がございますので、クルーズ需要を逃すことなく取り込んで本県の経済の活性化につなげるためにも2バース目の整備が必要と考えておりますので、引き続き、あらゆる機会を通じて早期の事業化について国に対して訴えていきたいと思っております。

【麻生委員】 今、出島岸壁の活用という話が出ました。国は、補正予算280億円程度を港湾の関係については出すよと言っていますけれども、今回の港湾の280億円ぐらいの予算措置で、長崎にどのぐらいの割り当てがあるんでしょうか。

併せて、松が枝埠頭近辺の出島岸壁を活用するとさっき言われましたね。出島岸壁については重工関係の引き船があったり、海上保安庁の船がありますね。それをどこに持っていくんですか。どういう整備をされるんですか。

【近藤港湾課長】 まず、国の予算において、どれだけ事業が措置されているかということですが、平成27年度の補正予算において2億円が確保されまして、これに引き続きまして平成28年度の当初、これも詳しくは言えませんが、それと平成28年度の補正予算です。これはまだ具体的な金額は出せませんが、15万トン級対応への岸壁の改良工事を要望しております。

あと、航路が今は10万トン対応の航路幅、290メートルしかございませんので、10万トンを超える船が入ってくると、フェリーとかジェット

foilとかの定期航路が離合できないで非常にご迷惑をかけている状況がございますので、航路幅を15万トン級、350メートルに広げれば、クルーズ船と定期航路が支障なく離合できる状況になりますので、それについてもお願いしているということでございます。

出島岸壁につきましては県の事業でやっています、今おっしゃったような官公庁船、いわゆる海上保安部の巡視艇とかが泊まっていることによってクルーズ客船が100%利用できない状況が発生していますので、それを古河町のほう、国道499号と小ヶ倉バイパスの分岐点がございまして、長崎船舶装備という会社がございしますが、その海側に岸壁を整備しまして、そこに保安部の巡視艇を全て動かそうというふうに考えております。

【麻生委員】 今、2つの話がありましたね。1つは航路幅を大きくする。今は290しかないけど、350にするんだと。これは浚渫工事をやると理解していいんですか。

【近藤港湾課長】 そのとおりです。

【麻生委員】 今は水深が浅いから、それを併せてやると。長崎の航路は今、本当に過密ですよ。定期航路、ジェットfoil、軍艦島クルーズとか、多くの船が出入りしています。それに支障を来さないために浚渫して広くすることが1点ですね。

あと1点は、出島岸壁にある船を、金鰐のほうですか、今、船舶装備さんがある、あそこにそういう岸壁整備をすると。

これは、用地買収も含めて交渉はできていると理解していいですか。

【近藤港湾課長】 場所的には西琴平町になると思うんですけど、基本的には海を埋め立てまして、そこに岸壁、係留施設をつくるので、埋立

免許等の手続が出てきます。ただ、国道499号からアクセス道路を1本入れなくてはいけないので、それについての用地の取得は今後出てくると思っています。それはまだです。

【麻生委員】 私は、今の出島岸壁を整備して、船舶装備さんの近辺にやるのも暫定的だと思うんです。今後、本格的な2バースを国に要望していかなくちゃいけないんじゃないかと思います。

そうすると、国の認識はどうなのか。この前、長崎市から要望があった時に、いろいろな意見が出ていました。議連をつくってどうのこうのとかという話がありました。

そもそも国は、この2バース化、クルーズ500万人を目指そうということでインバウンド関係で打ち出しました。私たちは要望を上げていますけれども、国の認識として、長崎の位置づけは今どういう位置になっていると思われますか。もしなければ、現状で結構ですから、お願いします。

【近藤港湾課長】 急増するクルーズ船は、東アジアのほうからどんどん日本にいられています。休みの形態が長くない。1週間とか10日ではなくて、4泊5日とか5泊6日とか、そういった旅行形態が今のところは主流ですから、上海を出発して韓国・済州島に寄って日本に来るというケースだと、どうしても九州の西海岸、博多、長崎、鹿児島、八代、こういったところがどうしても頻度的に多くなってくるので、そこをできるだけ多く受け入れようという考え方については、やはり国も認識を持っていると私は思っています。

【麻生委員】 ちょっと論点がずれたと思うんですけど、今、ニーズはいっぱいありますよと、今後、インバウンドを含めてね。国として、福岡

は今、新しく岸壁の改造工事を進めると聞いております。

2バースとなると、現在も長崎造船だとか新長ドックさんとかという企業体があるわけです。5年前から話があっているけど、なかなか先に進まない。自分たちは生産をやらなくちゃいけない。施設も老朽化して更新したいけど、2バース化の問題があっては自分たちの更新もできないとか、最低限に抑えているとか、そういう話も出ているわけです。

今後、2バース化を本当に目指すんだったら、こういう企業体とも協力して、やるためにどうするかと、内部チームをつくるかどうかわかりませんけれども、しっかりそういうこともしないと2バース化の方向性は見えないんじゃないかと。

片方ではやりたいと思うけど、企業の皆さんが生産をやっているところには行きませんよという話もあるでしょう。じゃあ、長崎港の中で、そういう企業体の人たちが交通アクセスも含めて生産性が上がる状況があるのかどうか、水面下での交渉を県としてはやるべきだと思うんですけども、その点についてはどうですか。

【近藤港湾課長】 委員がおっしゃった造船所につきましては、普通の店舗とは違いますので、新しい工場をどこかにつくって、それから今ある施設を解体することになるかと思います。

港湾計画を平成26年に改訂したと申し上げましたが、その時点で造船所の方々のご協力がないことには話ができませんので、計画も策定できませんので、事前に調整を図って情報公開をしながら計画の策定をしてきたところでございますが、なかなかそれが事業化していかない中では、定期的に意見交換をさせていただきな

がら、我々も今の状況を説明しながら、移転先地とか、生産するものとか、通勤して来られる方々が遠くには行かれないという状況を十分聞いていますので、そういう移転先地等の問題が多分一番大きいと思いますが、そういったところを常に情報交換しながら丁寧に対応していきたいと考えています。

【麻生委員】これは両面あると思うんです。国の考え方が、今、2バースを長崎として要望しているけど、現状で水辺の森の海岸、出島関係のところやって、松が枝を含めてやれば、現状プラスアルファのニーズはあるんじゃないかと国の方で認識をされているのかどうか。

外国の方が来るわけですから、通関といいですか、ICQ関係の設備も要りますよね。短時間しかない中で、出入国ができるようなシステムも備えなくちゃいけないと、なかなかそうなると来ないでしょう。

本当にそこを国がやろうとしているかどうかという判断と、県として、こういう事業を長崎と一緒に進めていかなきゃいけないんだという思いがどこまで盛り上がってきているかということが、今、若干温度差があるんじゃないかと私は思っているんですよ。本当に一枚岩にならないと、2バース化という状況を含めて、インバウンド含めて400万人をやろうとしているけど、この状況は変わってくると思うんですよ。

実は今日、長崎新聞に、長崎クルーズ、長崎で造ったダイヤモンド・プリンセスに乗って長崎に入港しましたと記事に載っていました。印象的だったと、長崎の港が印象的、最後に見送ってもらうプラスバンドの人たちが素晴らしいかとコメントが出ていますよ。そういう長崎の魅力。

今からは、もの、ことを含めて皆さんが、た

だ単に鑑賞じゃなくて、そういう印象が残るようなまちづくり、人づくりをしなくちゃ、人は来ないと思うんです。長崎の魅力をいかにタイムリーにやるかということは、できたら皆さんの力になって一緒にやってやるのが、この地域、地方創世の形ができるんじゃないかと思います。

いま一度国に対して、また地元の足元に対してどうなのか、ご答弁願いたいと思います。

【近藤港湾課長】委員おっしゃったように、長崎港は唯一、観光クルーズ船専用の岸壁を先駆けて造っていただいた経緯もございます。ターミナルもデザイン的に非常に凝ってしまっていて、お迎えとかお見送りとか、そういった意味でのおもてなしについては非常に好評をきたしておりまして、なおかつ市内中心部にクルーズ船が直接入ってくる中で、歩いて観光ができる港として人気の高い港でございます。それをいかにたくさん取り込んで活性化につなげるかという中では、やっぱり2バース化は必要だと思っています。

出島岸壁については、もともと3万トン対応だったものを仮設的に7万トン対応に広げていただいた。それをいかに活用しながらですね。これは恒久的なものではございません。何年か先には朽ち果ててしまうものもありますので、そうなる前に、早く南進をして2バース化をして、CIQの問題とか、バスの駐車場の問題とか、分散するものを集約化するような形で、国に対しては早く2バース目について事業化していただきたいということは訴えていきたいと思っております。

【麻生委員】部長、国に対して、こういう要望は重みがあるんですよ。それを一枚岩になってやらないと、なかなか国は。全国のコンテナヤ

ードを含めて、そういうのを主体的にやっていくというのが1つあります。もちろんクルーズ船の状況もやらねばいかんと思っていますけれども、優先は、貨物を含めたコンテナ整備の状況がないとできないということも言われています。

だけど長崎は、三菱重工さんの客船があるからコンテナがあるかもしれないけど、なかなか厳しい状況ですよ。やっぱりここは2バース化をもう一步進めて、国に対して一枚岩になってやらないとできないと思います。

部長としては、国に対してどう働きかけをされようと思っているのか、最後に答弁をお願いします。

【浅野土木部長】先ほどからずっと議論があったように、長崎港については、日本の中でも、お迎えする港としては非常に重要だし、期待をされていると、いつも話している中ではそんなことがあります。

その中で、今どうやっていくかと。私も、港湾の問題については港湾だけではだめだと思っ
ていまして、まちづくりと併せた形で、長崎県なり長崎市がいかに長崎港に期待をしているのかということを国にきちんと伝えていかなきゃいけないと思っ
ていまして、昨年、長崎市長にもお願いしまして、絶えず一緒に連携して要望するし、その中身についても議論しましょうということ
で今やっておりますので、そういうものを国のそれぞれの担当にきちんと伝えていって、やはりこういうのは重要だと、国の施策としても重要だと早く認識していただくことが重要だというふうに思っています。

【麻生委員】わかりました。ぜひ、その件については一枚岩になって、力を合わせてやっていきたいと思
います。よろしくお願いします。

次に、長崎の旭大橋の低床化です。新県庁舎が平成29年12月には完成して、30年から入るん
でしょうけれども、旭大橋の低床化について、県としてはどう取り組もうとお考えなのか、その点をお尋ねします。

【藤田都市計画課長】旭大橋の低床化についての考えですけれども、旭大橋につきましては昭和57年に完成しております。まだ補助金上の耐用年数が残っていると
か、浦上川の西側の土地利用をどうするかとか、そういういろんな課題がありますので、そういうのを含めながら、今後の長期的な課題ということ
で整理してまいりたいと考えております。

【麻生委員】すみません、ちょっと聞き取れなかった。51年ですか。（「57年です」と呼ぶ者あり）平成51年。（「昭和57年」と呼ぶ者あり）

昭和57年にできて、まだ耐用年数がきていないものがあるということですね。

だけど、そういう中で県もやりたいと。だったら、いつぐらいまでに、そういう障害があって、どういう形でやるかと、プロセスはまだ検討
していないですか。答弁してください。

【藤田都市計画課長】旭大橋は昭和57年に完成しております。その補助金上の耐用年数がまだ残っていること、浦上川の西側の土地利用を
どうしていこうとか、今現在、浦上川の上流に船が遡上しておりますので、そういう全体的なことを考えながら、長期的な課題ということで検討
していきたいと考えております。

【麻生委員】私は、駅前再開発で浦上川の向こう側が、旭大橋で渡る状況だと遅れるのではないかと、一体開発するためには低床化して、そ
してやると。完成が昭和57年で、まだ耐用年数が残っていて、30年ちょっとかな、40年とかあるのでと言われてはいますけれども、早く都市計

画を進めていただいて、まちづくりが本当にできると。

今、長崎市は、MICEだとか、新幹線を含めての再開発がどんどん進んでいるわけです。そういう中で、低床化することによって、向こうの土地の評価も上がります。ぜひ、そういった流れをつくっていただきたいと要望しておきます。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんでしょうか。

【大場副委員長】20番、島原市の要望の5ページ、船津地区の高潮対策です。

1週間ぐらい前ですか、ちょうど大潮の時期3日間ありまして、中日が5メートル超えということもあって現場を見たんです。対応はされているんですが、その中でもくるぶし上に上がって、床上浸水まではなかったんですが、床下浸水という状況がありました。

現在、県は護岸整備、もしくはポンプ設置が始まったりして、地元の方もそれには期待されて、だんだんその効果が、若干ではありますけど見えているような感じがいたしております。

広場場下船溜まりの埋め立てについて、先日島原市と話した時に、地元漁業者とは既に合意がとれたということでありまして、現在、地域の高潮対策を進めているところで、船溜まり場は島原市が埋め立てをしているんです。

今の時期に合わせて高潮対策も含めて、こちらの入り口のほう、南側に水路があるんですが、そちらも併せて高潮対策として水路建設の工事ができればというふうに地元の方は望んでいます。それが本当に現地の高潮対策に有効なんじゃないかというふうに考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。

【近藤港湾課長】今、我々がやろうとしている

のは、船津地区の船溜まりの背後地がどうしても高潮によって浸水をするということで、船溜まりの中に防潮堤をつくりまして前面からの高潮を防止するという中で動いているところでございまして、今年、埋立て免許をいただきまして、今年度から現地の着手ということを考えております。

おっしゃったのは、もうちょっと河口部でしょうか。

【大場副委員長】場所はおわかりですか。これに要望が上がっているのは、国道から入って広馬場地区、18銀行があるところなんです。今、工事があるのは島鉄のほうだと思うんですけど、それよりさらに南側。（「龍馬が上陸したところですか」と呼ぶ者あり）そうです。

実はその民家は非常に低いところでありまして、その船溜まりも島原市のほうで埋め立て計画がありまして、何とか地元漁業者とは合意がとれたと先般お話を伺ってですね。

北側のほう、今、工事をされているほうと南側の水路、そのあたりも同じような工事を含めて、船溜まり地区、そこで今は海になっていますが、そういったところも雨水対策として活用できればというふうに考えるんですが、その辺はどうでしょうか。

今回、台風もきていたんですけれども、大潮と集中豪雨と重なった時には、どうしても水をはききれなくて、今回はたまたま大被害はなかったんですけれども、それが同時に起こってしまうと、その周辺の方、ちょうど真ん中に当たる方々は非常に心配な思いをまだされていてですね。

水が入ってくる両サイドを抑え込めば、そこでまずは浸水のおそれがなくなるんじゃないかなというふうに考えていて、その辺が同時進行

できればベストだと思うんです。予算も含めて非常に大変だと思うんですが、そういう形の取り組みについてはどうでしょうか。できればお願いしたいんですが。

【近藤港湾課長】我々がやろうとしている船津地区の高潮対策については、今ある護岸のかさ上げと船津地区の船溜まりの防潮堤を造ることによって、ある一定のあの地域の浸水については防止できると考えておりますが、国道から入って臨港道路、島原港線というんですかね、駅があってという臨港道路も浸水するということでありましたので、そこは先ほど申しました坂本龍馬が上陸した船溜まりがございすけど、そこは役割分担として市のほうで埋め立てをすると私は理解しているところです。

今おっしゃった護岸のかさ上げというんでしょうか、そこは私は認識がなかったものですから、市とお話をさせていただき、どういった方法があるかということも含めて、二手に分かれて事業をやっていたら、どうしても手薄になってしまうところがあるので、優先順位をつけながら、どこをどう対応していくかということについては、市とよく話をさせていただきたいと考えております。

【大場副委員長】 よろしく願いいたします。また後で少し、別個でお話をさせていただきたいと思います。

市のほうで埋め立てをやるんですけれども、現状としてはあそこは県の管理ということで、今の段階で進んでいきますと、どうしても高潮の時に、あと2年から3年は現状の状況が続いていくということで、護岸整備を今やられているのであれば、それと同時進行でできないかなと地元の要望としてありますので、その辺は市との協議をぜひお願いしたいと思います。

【中島(浩)委員長】 ほかに質問はございませんでしょうか。

【吉村(正)委員】 先ほど、麻生委員が質問されたことに関連して、少し私も質問させていただきたいと思うんです。旭大橋の件です。

長崎市は、旭大橋の架け替えを要望しております。今、長崎市のまちづくり、都市計画が大きく動いている中で、浦上川の西岸地区が、それに取り残されたらいけないという危機感も十分持っておられて、地元の方からの要望もよく聞きます。

そこで、長崎市でこの質問をしたところ、これは県の事業であるということで、なかなか長崎市単独では進んでいけないということでした。先ほどの麻生委員の質問のお答えにあったように、まだ耐用年数があると、その返還もしなければならぬし、いろんな諸問題があるやに聞いております。

そこで、旭大橋の低床化について、どういう障壁があって、それをどのように乗り越えていくのかということをご研究をさせていただいて、一刻も早く低床化を進めていただくように、県と市と、これは県じゃないか、これは市じゃないかと言うのではなくて一体的に、このまちづくりをお互いに知恵を出し合って進めていただければと思います。

国には県のほうがはるかに近いわけですから、お金のもってき方とか、そういったことについては県のほうが得意分野じゃないかと思ったりするところなんです。ですから、ぜひ県の皆さんの英知をお借りして、一刻も早く旭大橋の低床化をしていただければと思います。

その時、これはあくまで私案なんですけど、いろんな交通機関があそこを通ればいいわけで、例えば路面電車、長崎電気軌道が低床化された

旭大橋を渡ることによって、水の浦地域の通勤とか通学の部分に寄与すれば、長崎の交通渋滞が少しは緩和されるといったことも考えるわけです。

ぜひ、そういったことまで考えた上で、あらゆる予算を総動員していただいて、旭大橋を一刻でも早く低床化できるように、県と市が知恵を出し合って、お金を出し合ってやっていただければ。

せっかく新幹線が来る、長崎駅周辺の土地区画整理事業をやっているということで、本当に千載一遇のチャンスだと思うんです。これを逃すことはないと思うんです。ぜひ、皆さんのお力を出していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【藤田都市計画課長】旭大橋の問題につきましては、県と市で作成しました長崎駅周辺エリア整備計画というものがございまして、その中でも長期整備プログラムということで、概ね20年以内に実現とか、そういうふうに掲げられております。長崎市内のまちづくりの観点が一番あると思いますので、そこにつきましては県、市で協議しながら、今後も引き続き検討していきたいと考えております。

【吉村(正)委員】概ね20年ぐらいかかりそうだと。確かに時間は、事務が複雑になればなるほど、お金が多くなればなるほど、それだけいろんなことでかかっていくんでしょうけど、新幹線が開業する平成34年には間に合わせてほしいわけですから、できれば。大変難しいことだと理解しながらお話をしているんですが。

ですから、20年とか、そういう悠長なことではなくてできるだけ早く、A S A Pというんですかね、アズ・スーン・アズ・ポッシブルですよ。できればそういうことで、皆さんに知恵だ

けではなくて力もちょっと振り絞っていただいて、私たちもといいますか、私はもう協力できることは何でもやるつもりでいますので、一日も早い、1分1秒でも早い低床化をお願いしたいと思います。麻生委員と気持ちは一緒ですので、お願いします。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくこといたします。

続きまして、議案外の所管事務一般に対する質問を行うこといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はございませんか。

【麻生委員】土木部は年間予算が900億円あるので、皆さんの業務は大変だろうと思うんですけれども、私は、この資料の2ページにある県営野球場スコアボード等改修工事についてお尋ねしたいと思います。

これについてはオーロラビジョンというんですかね、三菱電機さんがやっていると思うんです。入札については公平・公正の問題があるから、取った業者さんにどうのという話ではないんですけれども、今回は県産品指定をとられたという話ですけれども、残念ながら県産品ではなくて別のメーカーが入ると聞き及んでいます。

私は、ここに至った経緯は何なのか、そして、県産品についてはどういう規定を設けていらっしゃるのか、この点からお尋ねしたいと思います。

【大場建築課長(参事監)】今回の県営野球場のスコアボード等改修工事でございますが、所管課の要望するいろんな性能といいますか、走査

線の数とか、LED照明で大きさがこうとか、そういう条件を我々のほうにいただきまして、そういった中で設計を進めてまいりまして、我々が最低限これだけは必要であろうと打ち合わせた性能を有するのが3つのメーカーでございました。

こういったところから、設計前に価格を決めるために見積りを取って、その最低価格を採用し設計額を固めて発注したところであります。

当然ながら仕様書で県産資材の活用及び県内業者の下請けの有効活用ということはどうたっておりまして、そこは設計条件に入った中で入札を執行し契約が行われていると認識いたしております。県内需要の創出による景気の維持・拡大を図り、経済の活性化を促進することは非常に重要なことであると我々も認識しておりまして、県内資材を調達する際に、今の特記仕様に加えて文書でも、調達する際や下請人を選定する際には、この趣旨を理解いただいて、地場産業の活性化を図ることを目的として、資材等の県内優先調達とか下請け請負人等の県内優先活用をしていただくようお願いしているところであります。

今回についても、契約相手方は製品の選定に当たっていろいろとご検討されたと思うんですけれども、結果として県内産ではない製品が採用されたと。

これにつきましては原則県内資材の使用をうたっておりますが、県内産資材を使用しない場合のこともきちっと項目がうたっておりまして、使用しない理由についての我々発注者の承諾が当然ながら必要となります。その理由に該当し、説明資料もきちっと付けていただかないといけないんですけど、今回はこの資料も不備なく提出されておまして、やむなく、これにつきま

しては県内産資材を使用しない理由について承諾をしたという経緯がございます。

【麻生委員】さっき言った県産品条例の話だけど、私は、このルールをして受注されたところに交渉権があって、メーカーに対して何も物言うことができないという項目があると聞き及んだんです。

私が皆さんにお願いしたいのは、県産品に対する状況、どういう影響があるかということをも十分にわかっていただきたいと思っているんです。

今回のビッグNのオーロラビジョン。オーロラビジョンというのは長崎発祥なんです。三菱電機がつくって、そして全国に広めていった。今ではドジャー・スタジアムを含めてニューヨークのヤンキー・スタジアムにも入っています。シェアも高い。これは本当に長崎の目玉として、長崎の資材業者、諫早のベネックスさん含めて、ちゃんと県税を納めた企業体が造っているんですよ。なんでそこが入れなくて、県外業者が入ったのかということについてお話を伺う中で、私はもっとね。

いや、交渉できなかったんですよと、皆さんから高い、高いと言われて設計単価に入れなかったと。だからそこを選ばなくてはいけなかったんだということで、さっき言われたように、条例に基づいてできなかった理由をだらだらと述べてつくってもらっています。書類はあるでしょう。

しかし、私は、片方では雇用だ、産業振興だと言いながら、一番の目玉をなんで外すのかと思うんです。ビッグN、長崎の県民の税金を使ってやるわけですよ。長崎の一番の状況です。総合的に評価されて、競合メーカーが取りましたと。長崎の一番の中心のものを取りましたと

いった形になると。

彼らは現状では競合メーカーさんですから、それは捨ててでも来るでしょう。そして今後、対外的な競合になれば、一番のメインの長崎の地元の仕事を取ったんですよという状況になりかねませんよ。

そういったことも含めて、なんでもっと熱い思いで仕事をしてもらえないのかということ、私は今回の件について憤っているんですよ。

部長、どうですか。聞いていると思うんですけども、聞いていなかったら技監でもいいですよ。

【野口土木部技監】委員ご指摘のとおり、県土木部としましては、県内産優先ということについて、先ほど建築課長も申し上げましたように特記仕様書の中に定めておりまして、地場産業活性化を図るために原則として県内生産品を使用しなければならないということで、契約書の条件となっております。

ただ、製品の選定は一義的には受注者がやるものでございまして、原則として、県内産が使えない資料等を提出していただいて、県内産が使えない場合には、それはやむなく承諾している状況でございます。それを越えて、あえて県内産の使用をもしこちら側から求めることになりますと、それは建設業法上の違反、法に抵触する恐れがありますので、それはできない状況でございます。

【麻生委員】業者さんは、設計単価を出されて決めましたと。それは設計単価の中に入っている。逆に言えば、設計単価で高い見積りが出てきて、なかなか値段が合わなかったんです、工事できませんでしたという状況だけど、メーカーさんの声が皆さんのところに届いていないから、片方の情報だけで決めてしまって、そう

のかと、じゃあ、設計単価に入らない、地元産の単価が高くて、この工事をとると赤字なのでだめなんだということで決定されたという話がありますけれども、私が伺っているところでは、相当値段も、県産品を含めてですね。

目の前ですよ、取り扱っている窓口は。ここから何百メートルのところにあるわけです。そういう地元のメーカーさんに来てもらってね。抵触するかもしれんけど、産業振興という立場で私たちは。競合をするかもしれんけど、長崎の雇用をいっぱいしているわけですよ。

そしてビッグN。三菱電機のオーロラビジョンって、世界に入っているんですよ。そういうの以外を長崎に入れさせる。このことが、私は問題じゃないかと言っているんです。

そういう熱い思いでやってもらわないと、ただ単に設計単価の問題で、契約状況で越えられませんかという話があるかもしれませんが、それじゃあ地元の産業振興、どこも広がっていきませんよ。そういう熱い思いをもって。

これは1億円か2億円かわかりませんが、金額は小さいかもしれませんが。しかし、やっぱりこういう地元の企業を使っていこう、そして育てていこう。

そしてやっぱりメインですよ。県民の税金を使って、一番広がるビッグNですよ。そこに競合他社が入って、総合評価で取ったんですよ。ここ20年間ずっと使いますよ。そういったものを本当にいいのかということです。そこについては何らかの手立てがその時点でできなかったのかと私は思ったりですね。

聞いている話では値段も、これはあなたたち一方的な話しか入ってこないから、情報はそうでしょう。私の聞いているところでは、相当設計単価より安い値段で見積りが入っているとい

うことも伺っています。それはなかなか、県の皆さんに業者が直接そういう話はできないから、大変彼らも苦しんでいると思いますよ。

片方では産業振興、雇用だ、新しいものづくりだと、そして若い人たちを長崎に定着させていこうと言っている矢先に、メインのこの状況が他社に取られて総合評価で負けたんですと。そして、長崎の一番のメインのところに入ることがどのくらい影響があるかということを皆さん、お考えいただきたいと思うんですよね。

私がお願いしたいのは、今回は終わったかもしれないけど、本当に一つひとつの仕事を皆さん、やっつけ仕事じゃなくて取り組んでいただきたいという要望がまず1点あります。

あと1点は、これは電機業界の皆さんから話を聞いたわけですが、今回の入札もそうですけれども、設計単価は公表していますよね。そして最低価格の9割とか、九十何パーセントで取るんですけど、ある電機の中堅の社長が言っていました。ここに応札されている会社の社長さんです。

公平・公正ばかり言っても、本当に積算ができないところ、自分たちで汗をかいて業界の状況を含めて積算根拠をとるような、状況を知るような業者さんでやってもらわないと、ただ単に設計単価を公表して、公平・公正でやっていればいいんだという話になると、そういう力のないところも含めて上がっていくんじゃないかと言われていました。

だから、そういう意味では入札の在り方自体がどうかということもあるんでしょうけれども、今回はその点については問いませんけれども、さっきのオーロラビジョン、三菱のメインの仕事、長崎でも雇用している、そういうことについて、もっと熱い思いで仕事に取り組めないの

か。さっき言った入札の状況があるからだめだという話があるかもしれないけど、こういったところにはもっと熱い思いで皆さん、仕事をしていただきたいと思うんですけど、その点については、どうですか。

【野口土木部技監】 委員ご指摘のとおり、我々は、県民所得の向上のために県内産業優先ということでこれまでもやっておりますし、これからもやっていきたいと考えております。

ただ、委員ご指摘のようなことがあったわけですが、これはあくまでも我々が知り得た情報の中でしか判断できないというところもございました。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、県民所得の向上のために、県内産業、県内生産品の優先使用ということについては、今後とも力強くやっていきたいと思っております。

【麻生委員】 さっきも四角張った話があって、ルール、ルールと言われていきます。自分たちの身を守るために、皆さん全部、そういうがちがちにされているんじゃないかと思うんです。本当にそういうことでやろうと思えば、熱い思いですね。

法というのは皆さんでつくっているわけです。人がつくっているわけです。片方で人を育てていこう、企業を育てていこうというのは熱い私たちの思いですよ。どっちが優先するかですよ。自分の身は守り、また、ルールを守って、何かあった時には公平・公正で、言われた時に、マスコミにたたかれた時に、大変だからこうしたんだという話があるのか。それとも、長崎県の皆さんと一緒に、こういうことだから、これは大事な仕事なんだと、長崎県が一番強みを持っているところなんだと、だからこういうことを一緒にやっていこうと、そういう

思いを皆さんももっていただきたいと思います。

そういうことを述べまして、私からは終わります。以上です。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんでしょうか。

ここで休憩をとりまして、午後からにしたいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】それでは、午前中の審査はこれにとどめ、再開を午後1時半からといたします。

しばらく休憩します。

— 午前 11時51分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

議案外所管事務一般について、質問はございませんか。

【大久保委員】私は、諫早の西部台についてお尋ねしたいと思います。前回6月定例会でもちょっとお尋ねをしましたけれども、あれから何カ月か経ちまして、状況も進展しているのではないかと思います。

諫早の西部台で、1工区から2工区に行く途中に、約3ヘクタールの商業施設用地として確保してあるところがありますけれども、その後、応募をかけたということでありまして、その状況がどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

【亀山住宅課長】諫早西部団地の西-1地区で商業用地を公募にかけております。7月22日に公募を開始いたしまして、8月10日に説明会を開催いたしましたところ、8者にご出席いただきました。今後は、入札参加資格の確認を経て、

11月1日の入札に臨んでいただくこととなっております。

なお、事業者は自ら商業施設を建築し運営することとしており、地域住民の利便のため、衣食住の購買施設に加え、地域住民の交流スペースを設けることを条件といたしております。

【大久保委員】諫早市民にとっては初めての郊外大型商業施設ということで、大変期待感があるわけでありまして、そういう意味では、今、県内にある郊外の大型商業施設というようなものをイメージしていいんですか。

【亀山住宅課長】商業地の面積といたしましては3ヘクタールございまして、基本的に地域住民の利便性向上ということで商業施設をつくっていただくわけです。近隣商業地域という用途地域でございまして、ある程度規模の大きな商業施設が整備されるものと考えています。

【大久保委員】あそこは県央、道路においても交通の要衝でありますので、そういう意味では場所的にも非常にいいのではないかと。もちろんあの一帯は県の住宅供給公社の経営する地域でもありますので、その取り組みをまさに応援をさせていただくという点でも、しっかり後押しをさせていただきたいと思います。

その問題も含めて、ほかに諫早市内には幾つか、そういう候補になるような場所がありますけれども、どうしても農振の問題とか、あるいは調整区域の問題等々があって、なかなか進展してこなかったところもありますので、いずれまた一つひとつ課題をクリアして、実現に向かって我々も動いていきたいと思っておりますので、将来的にも、また都市計画の部分でも、しっかり協力体制ができればというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

商業施設の件は順調ということでありまして、年内にも恐らく、それは決定をするのではないかという感じを持っておりますけれども、住宅のほう、新たな宅地として開発をされているところ、もう既に建っているところ等々、その売れ行きも含めてどのような状況になっているのか、教えていただきたいと思います。

【亀山住宅課長】戸建て分譲地の件でございますが、2工区のうちの東-2地区で81宅地を分譲しているところでございますが、9月23日現在、26宅地が契約済でございます。前回6月13日現在で21区画とご報告いたしまして、それから5区画売れているという状況でございます。

【大久保委員】分譲宅地の価格設定とか、ほかの宅地との比較といいますか、そういったところをわかりやすく教えていただきたいと思います。

【亀山住宅課長】現在、東-2地区で売り出しておりますが、その前に東-1地区で170区画程度を分譲いたしました。その時の値段が大体、基準といいますか目安になっておりまして、その中で概ね1,100万円台から1,600万円、1,800万円というふうに、面積とか場所によって価格差がありますけれども、そういうふうな分譲を行っているところでございます。

【大久保委員】先ほど言いましたように交通の要衝、自動車を使う上では非常に便利な地域だと思いますし、そういう価格であれば、かなり売れるのではないかというような感じも持っております。

そこで、今度は建築に関してです。地元で要望があるのは、いわゆる大手のハウスメーカーではなくて、できれば地元の工務店とか、そういったところ何者かでチームをつくってやらせてほしいという意見もあるわけでありましてけれ

ども、そういう取組は公社としてあります。

【亀山住宅課長】現在分譲しているところにつきましては、地区計画と建築協定はございますけれども、特に建築条件等は設けておりません。環境のいいところで、建築業者は家主の方が選んで、お好みに応じて建築をしていただくという形になります。

【大久保委員】こういう地元の業者さんからしてみれば、建築物が連続して建つということはなかなかないチャンスであります。地元にも、非常にいい技術を持った工務店等々もあるわけであります。1者それぞれだと、当然これはもういろいろ体力的にもありますでしょうけど、チームを組んで、お互いに連携をするような枠組みをつくりたいというふうに言っています。それをぜひ県の公社としても後押しして、購入される方々に情報提供をできるのではないかと考えております。

だから、そういう動きがあったら、住宅供給公社としても取りまとめていただいて、購入者に対する情報提供をぜひ進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【亀山住宅課長】これまでも、それぞれの区画でさまざまな建築業者さんが腕を振るっておられたわけでございます。東-1地区の170戸のうち、かなりの部分はプレハブメーカーも入ってきていたんですけれども、今度の東-2地区につきましては建築条件なしということで、よい事例を見ていただき、業者さんの情報をそれぞれ持ち寄って、我々も情報提供に努めたいと考えます。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんでしょうか。

【友田委員】まず、陳情要望の対応についてお尋ねしたいと思います。750ページ、調川港の

港湾整備の関係で松浦市から要望があつての対応です。

松浦市としては、西九州自動車道の松浦佐々道路を造るに当たって、連続してトンネルが続くものですから、そのトンネルのずり土の処理を含めて有効に活用して地域振興につなげたいという思いから、調川港を閉め切って公共残土を入れて埋め立てていただけないかという要望が出ています。

これに対して、採択基準を満足しないと、なかなか事業化は難しいということになっているんですけれども、一方で県としては、松浦市が言ったような対応策を何とか実現するために、今後引き続き情報共有や意見交換を行ってまいりたいというふうに書かれています。

可能性として、あのトンネルを松浦のほうからかかるとすると、すぐにトンネルなんです。あそこは2本の長いトンネルを掘るんですよ。出てくる残土はどこかにもって行かなきゃいけない。

今、県営事業でやられている松浦港の御厨の港湾を埋め立てる事業があつたんですけど、これはもともと、伊万里松浦道路のトンネルのずりか、あるいは県営事業でやった笛吹ダムの残土か、どちらかを埋めるということで事業を計画されて、結果的にその土は入らずに、少なくとも伊万里松浦道路の土は佐賀県の浦ノ崎にある土捨て場に持って行かれたんです。結果的には長崎県内の土地が広がらなかったの、少なくとも長崎県の地域振興にはつながらなかったわけです。そういった意味では、今度はもう完全に長崎県側を通るトンネルの土ですから、できればそれを県内の土捨て場に入れて、その後、それを有効活用するというのは必要なことだろうと思うんです。

負担のこともあり、制度的にも難しいものでもあると思いますけど、今後どのように取り組んでいこうと考えておられるのか、少しお考えをお聞かせいただければと思います。

【近藤港湾課長】お尋ねの松浦調川港の、西九州道路のトンネルずりをいかに活用して埋立地をつくるかというお話でございますけれども、委員がおっしゃったように埋立地の整備につきましては事業仕分け等々で、御厨をつくった時代とは違っていまして、港湾事業による事業採択は非常に厳しいというか、難しいというか、できないというふうな状況でございます。

ですから、ほかに土地開発公社とか、そういったところでの事業ができないかと検討してまいりましたが、なかなかその事業化は難しい状況でございます。今の時点でのお話からすると、市が事業主体となった場合の事務等について打ち合わせを行っている状況でございます。9月には産業労働部を入れて、いろいろな交付金もあろうかと思いますので、土木部とはちょっと離れた形で事業が適用できないかというところを模索している状況でございます。

【友田委員】必要性については県としても認めていただいている部分があるので、せっかくの有効な残土ですから、有効に使って。西九州自動車道が延伸してくるのに、もう既に松浦市の工業団地も一定売れましたので、新たな造成するには用地がないということからこういった状況になっていきますので、ぜひ土木部としても必要な助言等については今後ともお願いをしたいと思います。

続いて751ページ、新福島大橋の建設についてです。これは以前から言われていて、今度の要望にも松浦市は取り上げて、県としては、現段階では長寿命化対策で適切に管理しているの

で、架け替えの必要性はないのではないかという判断が書かれています。

一方で、幅員がやや狭いことは認識しているということでありますので、今後とも地元と十分に連携をとりながら、必要な対応は考えていただきたいと思います。

地元では、架橋の50年寿命というようなことを言っておられる方がたくさんいて、福島大橋は架橋から50年を迎えるので、この橋そのものが通れなくなるんじゃないかと非常に心配している方がいらっしゃったものですから、道路維持課にご相談して、県の出前講座で、橋の長寿命化、維持管理について少し地元と意見交換をしてもらえないかと言っていました。

たまたま私は、その日は視察と重なっていたので参加できなかったんですが、一定住民の方からお話は聞いていますが、その意見交換を踏まえて、県としてはどのように対応を考えておられるのか、どういった意見が出されて、どのようにお答えしたということでも結構ですので、少しそのあたりをご紹介しますか。

【池田道路維持課長】福島大橋の出前講座についての内容と、その対応についてのお尋ねでございます。

出前講座につきましては、今年の7月に、委員のご指導もございまして地元で開催したところでございます。内容につきましては、長崎県の道路橋の現状とか取組についてご説明をいたしまして、実際に福島大橋の補修状況なども写真を見ていただいて、健全性が保たれているというところを確認していただいたところです。基本的には住民の方々には、適切に維持管理をやって、健全性が保たれているというところはお理解をいただいております。

その中でご意見として一番あったのは、副員

が狭いので大型車の離合時に支障を来しているというところで、拡幅工事をやってもらえないかというご意見がございました。

それについても以前からお答えしていますように、橋の重要性とか、現況は幅員が狭いということは十分に認識しているところですが、現状では大きな支障はないと、これは中・長期的な課題としていただいております。

【友田委員】長崎県で離島にかかった橋では多分最初ぐらい、最も古いぐらいの橋ですよ。地元も、架かった当初はまだ炭鉱がある時代で、とにかく離島を本土にして生活の利便性をということでやられて、当時はあの橋の幅員でも十分だったんですけれども、その後、炭鉱を閉山した後にガス基地ができて、ガス基地の後に国家備蓄のガス基地ができて、非常に多くのタンクローリーが通ると。近年は、タンクローリーそのものがどんどん大型化して、そういったものの交通に支障があるということから、このような要望が出ています。

長期的な課題とは言いつつも、国家備蓄基地という国策でやられている基地がそこにあって。何回も私は言っていますが、全国の国家備蓄基地の中で、上五島のように海洋にあるものを除けば、陸地にあって搬出路が橋1本しかないところはここしかないですよ。全国に備蓄基地はあるんですけど、幾らでも通れる道があるというのが普通なんです。この福島だけは、国策でやられたにもかかわらず、この橋しかない。この橋がもし健全性が悪くなったり、この間の熊本地震のような地震が起きて通行不可になると、少なくとも陸路での搬出ができなくなるというリスクがあることから、今後の国とのいろんなやりとりの中で、対応できるような政策、事業等が出れば、積極的な対応をお願いしてお

きたいと思います。これは意見にとどめます。

もう1つです。先ほどの要望の中でも、諫早市や島原市だったと思うんですけど、同じような要望が出ているんですけど、2級河川の維持管理です。

諫早市も、松浦でも言われることと全く同じように要望に書かれているんです。河川の中にダンチクが非常に繁殖したり、土砂が流れ込んで、有効な流れる断面積が堆積した土砂等でどんどん狭められてきていることから、適切な維持管理をやってくださいと。なぜ不安なのかというと、近年の集中豪雨等で、この断面が小さくなっているわけですから、流れる水が多くなると、場合によってはそれが越流してしまったり、決壊につながったりするんじゃないかという不安なんです。

私の地元も、流れているのは全部2級河川なんです。住民の方がよく言われるのは、なぜ川の中に木が生えているのを放置しているのかと、あれでは河川の役割を十分に果たせていないんじゃないかと、相当に厳しいご意見もあるんです。

実際に私も行ってみると、本当に護岸から3分の1ぐらいはダンチクに覆われている。両側からきて、本当に一部しか流れていない。大雨が降るとダンチクは倒して流れていくんですけども、あれだけ土砂が堆積すると有効な断面が少なくなっているわけですから、これは危険なんじゃないかという思いがあるんです。

そこで、県としては、2級河川の堆積した土砂とかダンチクの処理を今後どのようにしようと思っているのか。例えば浚渫するにしても相当な費用がかかるわけで、簡単にはいかないと思うんですけども、その事業採択に当たっては、例えばその土砂を捨てる場所をそれぞれの

周辺自治体等で確保することによって、その対策の経費削減が図られるとか、それによって有効な対策がとれるということであればできるのか、事業化に当たってルールというか、基準というか、そういったものが示されているのかどうか、このあたりを少しお聞かせいただきたいと思います。

【川内河川課長】今のご質問は、浚渫をどのような格好でやられているのかということと、土捨て場関係のご質問ではなかったかと思っております。

確かに委員おっしゃるとおり、県内各地で浚渫、伐採の要望がかなり出ております。例えば平成27年でいきますと、全体で河川関係に対する要望・相談箇所が680件ぐらい出ておまして、そのうち218件、3分の1程度、32%程度が伐採、掘削関係に伴う要望でございます。実際に対応できているのが107カ所、概ね50%近くは対応している状況でございます。

予算的にいいますと、維持管理費に現在、伐採の費用も合わせて2億円程度の予算を持っております。浚渫に関しては、災害関係で一時に3割以上の断面積を阻害するような土砂の流出があれば、公共の災害復旧事業で対応しております。

要は、それ以下の場合にどうしているかというところでございますが、伐採にしる、浚渫にしる、委員お考えのとおり、治水上問題のあるところから優先的に手当てをしているという状況でありまして、いろんな草が生えているところもありますし、ダンチクや木が生えているところもあると。委員もおっしゃったように、治水上問題になるような大きな木が生えている、例えば志佐川であったり水無川などでもお話がありますけれども、そういうところについて優

先順位を決めて、大きな木があるようなところはできるだけ優先的に切るような格好で考えております。

土砂の浚渫でございますが、今、大規模に土砂の浚渫をしなくてはいけないところは、相浦川みたいなところはございますけれども、一般的に2級河川については地元で対応できているというような状況でございます。

ちなみに志佐川については、今年度発注をしておりますし、先ほど申しました水無川についても、年度内に伐採等を実施するよう考えております。

【友田委員】現状では確かにまだ越流に至っていないんですけれども、近年、帯状低気圧ですが、広島集中豪雨をもたらしたようなものとか、先般の岩手の台風に伴う大雨だとか、実際に河川が氾濫をして人命を失うような災害が発生しているわけです。

先ほど課長がおっしゃる志佐川については、仮に右岸側が決壊すると、その水はほとんど志佐の町の中に行くんです、市役所周辺にですね。それは想定されるんです。

聞いてみると、この50年ぐらいはないと。しかし、以前はエミネントスラックスがあるあたりは水害があって浸かったことがあるということです。激しい雨が全国で降ることがあるので、それに備えて対応してほしいという声があるわけです。先般も対馬で50年に一度の雨が降りましたね。ああ言われると周辺住民は非常に不安視します。

一方で志佐川は、県も頑張っていて、右岸側は遊歩道みたいになっていまして、多くの方が歩かれるんです。歩いてみると、本当に反対は見えないぐらいにダンチュクが茂っているんです。本当にこれで大丈夫なのかと、万一の

大雨の時に十分に河川の断面があって氾濫を防ぐことができるのかと、それは適切に管理すべきじゃないかという声はどうしても出るものですから、予算もかかることで、今必要なところはやっつけているということですが、できればもう少し住民に見えるような形で対応していただくことを望んでおきたいと思います。

【山田(朋)委員】長崎県耐震改修促進計画の改訂案について伺いたいと思います。

新たに熊本地震を受けて、防災拠点となる、特に市町村の建物の安全性をかなり重要視されるようになったかと思います。

今回、防災拠点の建築物に指定をされたら補助率等が上がったりというメリットがあるようです。県庁より古い庁舎はないかと思いますが、熊本地震を受けて、県下の庁舎の調査を行ったかどうか。そちらで把握していることがありましたら、県下の21市町の庁舎の耐震化の状況等を教えてください。

【大場建築課長(参事監)】防災拠点建築物の今回の促進計画の改訂に伴う指定についてのご質問でございます。

まず、先ほどご説明しました中の指定要件の中で、主として災害時に活動拠点となる施設、いわゆる災害対策本部を置くような施設についてでございますが、県内21市町に対して、災害対策本部の設置場所となる庁舎等の建築物の状況調査を実施いたしましたところ、耐震診断未実施が3市町ございます。耐震診断は実施していますが耐震改修が行われていないものは6市町ございました。残りの12市町につきましては、新耐震の建物であったり、または耐震改修をもう済ませているものでございました。

これを受けまして、今回、9市町、計9棟の建物を指定する予定でございます。

【山田(朋)委員】 3市町はまだ診断もしてなくて、6市町は診断まではしたけど何も手を打っていない状態と。

9市町の9棟というのは、どの分ですか。ごめんなさい、私の理解力がなくて。新たに指定したというのは。

【大場建築課長(参事監)】 今回の耐震改修促進計画の改訂案に基づきまして、今回改訂をして新たに9市町9棟を指定しようとするものでございます。

【山田(朋)委員】 9市町9棟は、既に耐震がある建物であったり、耐震工事が済んだものを指定するということですか。新たに指定することによって、補助率が上がるんですよね。そうしたら、未実施のところをということですか。

【大場建築課長(参事監)】 説明が至りませんで、申し訳ございませんでした。

12市町は、新耐震の基準をクリアするものとか耐震改修が済んでいるものでございます。

それ以外で耐震診断を未実施が3市町、耐震診断は済んでいるが改修を行っていないものが6市町ございまして、合わせまして9市町、計9棟の建物は診断もしくは改修をこれからやらないといけないものですから、今回指定することによって、ちょっと高い補助率が受けられるようになるということでございます。

【山田(朋)委員】 補助率が上がることで、これはもう義務化ですよ。例えば市町が、うちは財政負担があるし、ちょっとなということは許されないんですか。9市町9棟を指定すると、みんなちゃんとやりますという感じになっているんですか。

【大場建築課長(参事監)】 今回、促進計画の指定を受けた庁舎につきましては、民間の大規模建築物と同じように耐震診断を行うことを義務

づけられます。それと、我々特定行政庁にその結果を報告する義務がございます。

指定されたことによって必ずしも耐震改修を義務づけるところまでは至っておりません。ただし、先ほど申し上げましたように補助率のかさ上げが受けられますから、今は小学校とか中学校に注力して耐震化を市町もやってこられたと思うんですけど、いよいよそこも大体めどがつきつつあるので、今回の指定を受けて補助率のかさ上げを受けつつ、改修へ進んでいただけるものと考えて指定するものでございます。

【山田(朋)委員】 診断だけに終わらず、ちゃんとしていただくように、県としてもしっかりと一緒に取り組んでいただきたいと思います。

前回の議会でもお聞きしたと思うんですけど、住宅のほうも数字が芳しくなかったかと思います。平成32年までに95%と、もともと90だったけど、国の基準に基づいて95%を目標としているかと思いますが、今、どれぐらいでしたか。

【亀山住宅課長】 住宅の耐震化もなかなか進まない現状でございまして、平成15年時点で68%、平成20年時点で71%、平成25年の推計で75%でございまして、まだまだこれから努めていかなければいけないところでございます。

【山田(朋)委員】 ぜひこちらのほうも、隣県熊本で地震がありまして、長崎県でも大きな地震が起こる可能性が十二分にあるかと思うので、しっかりと進めていただきたいと思います。

あと、津波災害警戒区域の指定について伺いたと思います。

今までは津波の浸水想定だけであったということで、今回、津波災害警戒区域ということで、津波が来た場合にどこまで到達するかをきちんと指定をするということであります。

いただいた資料は国土交通省の資料のようで

すけれども、今までの津波浸水想定の設定だけでは市町村や民間施設の管理者には法律の特典がありませんと書いてあるんです。特典というのが何なのかなと思ったら、ハザードマップとか津波ビルの指定とか、いろいろなことがここに書いているようなんですけど、どういったことを指しているのかを、簡単に結構ですので教えていただけますか。

【近藤港湾課長】 ご質問の、津波災害警戒区域によって市町村に付与される特典ということなんですが、そもそも津波災害警戒区域については都道府県知事が指定することができるというふうになっております。

これを受けまして市町は、地域防災計画に定める事項として法的な義務づけがあるんですが、津波に関する予報または警報の発令、伝達、避難場所とか避難経路、市町村長が行う避難訓練の実施について、警戒区域ごとに定めるものとなっております。警戒区域が設定されることによって、市町にそういった法的義務が与えられるということになっていきます。それをもってハザードマップの作成とか、伝達方法とか、避難場所とか避難経路について必要な措置を講じなければならないというふうになっております。

【山田(朋)委員】 何か特典という言葉がなじまないような気がしてですね。その分、背負うことが大きくなると、権限が増えるということではあると思うんですけど。わかりました。

そこで、伺いたいと思います。

この地図がとても小さいので、私は長崎市内の人間でもないから詳細よくわかりませんが、ここを見ると、一番災害が大きいと思われる西山断層及び北方延長部の断層の大すべり左側を想定したというふうに書いています。

だから、行政が何メートルの津波が来ると言うことは非常に責任のあることだと思うんです。よく想定外の地震とか、想定外の大雨とか何とかと言うけれども、これが最大ですよということを言っているようです。結構多めに言っているとか、高めに言っているとか、そういうことかもしれませんが、そのあたりの見解をお聞かせいただけますか。

【近藤港湾課長】 今、津波浸水で想定していますのは、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波です。現在の科学的知見をもとに、過去に実際に発生した津波等を考慮した上で、最大限解析できる範囲での想定でございまして、必ずしも、これ以下になるとか、これを超えるかもしれないということは言えませんが、現在想定できる最大クラスの津波をもってお示しをしています。

ですから、それによって浸水する区域とか、地面からどれぐらいまで津波が来ますよということをお示しすることによって、津波が発生した時に住民の方々がいかに早く避難をしていただくかといったことに視点を置いて、住民の方に早くお知らせするというスタンスで臨んでいます。

【山田(朋)委員】 市町村が行うことかと思えますけれども、津波の到達時間とかもあるじゃないですか。そういったものはハザードマップ作成の際とか、市町の方でしっかり指定して住民に届くようにする形ですか。考え方としては、そういった形でよろしいんですか。

【近藤港湾課長】 今の地域防災計画上も、20センチぐらいから影響時間というのがあるんですけれども、20センチに到達する時間、それから最大津波に到達するまでの時間は既にお示しをしています。

例えば長崎の港で申しますと、南海トラフが一番大きいんですけど、実際に1メートルぐらいの波が来るまでには300分ぐらいかかります。そういったものをお示した上で長崎市では、その時間の中にどの地区に逃げてくださとか、それ以上高く行ってくださとか、そういったものの参考といいますか基礎資料になるものだと考えています。

【山田(朋)委員】 わかりました。今回のこの指定が、警戒区域の避難所が今までは1階だったけど、それを2階、3階にしたり、より安全なものになるということだと思っております。

そこで、お聞きをしたいと思います。

新県庁舎ですが、この地図はすごく小さくて、よくわからないんですけど、新県庁舎はどのくらいの高さが予想されているのかをお聞かせください。

【近藤港湾課長】 23ページに津波浸水想定図面がございますけど、実際公表しているのはこれございまして、ここに津波がきた時の浸水深さが記載してあります。真ん中付近が新県庁舎ができるんですけど、白地でございまして、ここは全くつかからないというか、津波はこないという状況です。

具体的に申しますと、今、埋立地の護岸で1メートルぐらい上がるんですけど、新県庁舎はそれから2メートルぐらい上がったところに実際に建ちます。防災緑地が標高2メートルぐらいございますので、大体、防災緑地の途中で津波が止まっているというふうな状況です。

【山田(朋)委員】 わかりました。

港湾課長が今言い切られたので、県の防災拠点は津波被害はないということで安心をしたいと思います。今、工事を行っていただいておりますけれども、しっかりと安心・安全の防災拠点

となるようにお願いをしたいと思います。

それでは、もう1点伺います。

部長説明の土木部の2ページ、和解及び損害賠償の額の決定について、17件で81万8,567円ということであります。

確かに県が管理している道路はかなり数が多い。私が知る限りでは、私の地区では県北振興局とかの車がパトロールをいただいているんだと理解をしているんですけども、県民が道路を通っていて、陥没していたり段差があったりしてけがをするなんていうのは、まるで想定をしていないことだと思います。こういったことに対する安全対策は、できるだけ早期に対応していかないといけないと理解されているかと思うんですけど、優先順位とかいろいろあるのかもしれませんが、どのように取り組んでいるのか、そして今後どのように取り組みたいと思っているのか、お聞かせください。

【池田道路維持課長】 道路での事故についてのお尋ねです。

この対策としては、以前から交通量に応じて道路をパトロールして、その点検をしております。また、例えば舗装面であれば、その老朽化の度合いを見ながら、タイミングを見計らって補修を行っている状況でございます。

【山田(朋)委員】 交通量というのが当然大きな目安なのかもしれませんが、数が結構いっぱい上がってきているんですか。補修をしないといけないところのリストは結構たまっている感じですか。どんなふうに優先的に処理しているのか、どんな感じですか。すみません、細かくて申し訳ないですけど。

【池田道路維持課長】 例えば舗装面の穴ぼこは、その場で応急的な対策をやります。そこを埋めて、後で本復旧をするというような対策をやっ

ております。

実は今回、件数がかなり上がっているのは、志方江迎線という県道で、補修後にそれが剥離して、また穴が開いてしまったと。そこに雨で水がたまって、何台もの車がそこに突っ込んだというような状況でございます。そういうふうな状況が重なったことで、今回は件数が少し多くなっているところでございます。

【山田(朋)委員】 ぜひ、安全な道路をですね。つくった後にそういったことが起きているということでもありますので、工事のことはよくわかりませんが、ぜひ安全なものをしっかりとつくっていただきたいをお願い申し上げておきます。

以上で終わります。

【委員長】 ほかにございませんか。

【瀬川委員】 今般の一般質問で、建設業の技能者の育成の件を外間議員が質問されました。今後、どういう形で育成をしていくのかと、県内では相当、特殊作業員が足りない状況にある、あるいは将来にわたって作業員がいなくなる可能性だってある、そういった質問の趣旨だったと思います。

それに対して部長は、「適切に検討、対応してまいりたい」というような趣旨のお答えだったと理解をしているわけですが、「適切に」というのが余りにも抽象的過ぎてわからんです。具体的にどうしたいのか、現状はどうであって、どうしたいと思っておられるのか、お伺いをしたいと思います。

【佐々建設企画課長】 建設業関係の担い手についてのご質問だというふうに認識しました。

これに関しまして、県で契約している会社の皆さんに毎月、逼迫度調査というものを行っております。これは、労務者が足りているとか、機械があるとか、そういうものの調査なんで

すが、現時点においては、逼迫度は低いと、ほとんどないというような調査結果が出ております。

ただし、過去において、平成24年、25年あたりの大型補正があった時には、労務者の数が足りないというようなことがございました。この中身を見てみますと、型枠工、鉄筋工、それと交通整理員、こういったところが足らずに困っているという話がありました。

これを受けて一昨年、平成26年7月に、産官学連携建設業人材確保育成協議会というものを、大学とか業界の協会あたりと一緒に作りましてつくっております。その中でいろんな対策を講じているんですが、昨年度から、厚生労働省の補助を活用しまして一般財団法人建設業振興基金という団体が緊急育成支援事業というものを展開しておりまして、先ほど申し上げたもののうち鉄筋工と型枠工について育成する活動を開始しております。

具体的には、昨年度、鉄筋工に関する研修を2回行い、9名を育成しております。今年度に入りまして型枠工にも着手しておりまして、これについては6名です。現時点で鉄筋工の1回目が始まっておりまして、現在進行中であります。そういった具体的な活動を通して、担い手の確保に努めていきたいと考えております。

【瀬川委員】 私の聞くところにおいては、全てではないと思いますが、ある離島に県外から鉄筋工をお願いして入っていただいたと、県内にいなかったというようなことをお聞きいたしました。もちろん年間通じてそういった状況がずっと続いているかということ、そうでもないと思うんですが、現実にはそういった状況にあったということなんです。

今、国の支援を受けて、そういった研修等々

やっただいていいるということでありますけれども、特に長崎県の場合、離島を抱えての状況は他の県とは違った特殊な部分だと思いますし、今後、例えば東京オリンピックに向けた需要の拡大、人材の確保という観点からしても、ここ1～2年のうちに状況を再確認して、再度育成する取組、計画が必要になってくるのではないかなと思っております。

そこで来年度、平成29年度の予算編成に向けて、離島部を除く本土地区においては、きちんとした技術専門学校等々があって対応できる部分があると思いますが、離島の部分をどうするのかという課題もまた出てくるんじゃないかなと思っております、例えば、県内の事業所に、自分のところは型枠工が何名足らんのだと、あるいは何名これから必要になると思うと、あるいは鉄筋工だってこれだけ必要だといった需要がどれくらいあるのかを調査していただいて、そこに見習いとして入っていただいて一定期間何らかの支援をするというようなことを考えんといかんのじゃないかなと思うんです。

そこら辺についての見解等々、来年度の予算、あるいは施策に向けてどう考えておられるのか、お伺いをしておきたいと思います。

【佐々建設企画課長】現段階で鉄筋工に限ってヒアリングした結果をご紹介しますと、組合は20社で構成されておりまして、このうち10社が、毎年1人若い職人さんを入れたいという意向です。残り10社については2年に1人、若い人を入れたいというお気持ちで臨まれておりますが、残念ながら今のところそれが実現できていないと。

ただ、先ほど申し上げた活動の中で、昨年度は9人の若い人が就職されているということでして、この制度は昨年度から始まっておりまし

て、5年間の計画で進めていくと聞いておりますので、少しずつ充足していくのではないかと考えております。

委員からご質問があった、県の予算においての支援策については、現段階で具体的な手法を持ち合わせておりませんので、今後検討してみたいと思います。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんでしょうか。

【吉村(正)委員】津波浸水想定図についてお尋ねしたいんですが、環境生活委員会課長補足説明資料の23ページあたりです。

私の理解で言えば、この赤いメッシュで切つてあるところに入っている赤い数字は、西日本トラフが動いた場合の大きな津波プラス、その赤い数字だけ上乗せされる可能性があるということでしょうか。

【近藤港湾課長】23ページの図は、長崎港の場合は南海トラフが一番厳しい問題ですけれども、南海トラフが4連動した場合の浸水の深さ、オレンジの部分が1メートルですけれども、1メートルほど地面から上がりますよというふうなイメージです。

ですから、この図面でいくと、元船の浦上川線と電車通りの間ぐらいまで赤くメッシュがかかっていますけど、そこはちょっと低いんです。駐車場が横にございますけど、あそこで地面から1メートルぐらい上がるところまで津波がくるというふうなことでございます。

【吉村(正)委員】わかりました。南海トラフですね。

私は、これはすごく丁寧に数字を入れて、その時の危険を市民の皆さん、県民の皆さんにお知らせしてあると思うんです。理解できる方は理解するでしょうけど、この数字がひとり歩き

して、逆効果になる可能性もあるのかなと考えたりします。

例えば、この辺は津波の高さよりも57センチ高くきますという意味ですよね、この中の数字は、57センチだったり、64センチとか、いろいろありますよね、71センチとか。そうしたら、ここは高くてもここまでしか来ないんだという理解ですね。なら、ここにいれば大丈夫なんだと。

ところが、相手は自然ですから、これでおさまらない場合だってあるわけですよね。もう1階逃げておったら助かる命も、この数字を知っているばかりに、大丈夫だという先入観といいますか、多分、行政が出された数字だから大丈夫だろうと、逃げずにそこに黙っておって逆に命を落とすなんてことも考えられるわけですよね。

だから、これはこれですばらしい成果だと思うから、問題は、これをどう県民の皆さんにお知らせするかですよ。そこまで考えてやらないと皆さんのお仕事が水泡に帰してしまうので、よかったら、その辺までお考えになって広報活動をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【近藤港湾課長】 24ページの津波災害区域図の中で細かく数字を入れていますけど、クローズアップした右側の四角の中を見てもらうと、真ん中付近は長崎バスのターミナル付近ですけど、この数字は、今の地盤からどれだけ上がりますという数字なんです。地盤コンマ7とかコンマ8とかいうのは、地盤面から70センチぐらいまで津波が来ますよという表示でございます。

おっしゃったように、それは過大過ぎはしないとか、安心しないかという話ですけど、要は住民の皆様が、海から津波はきますから、海

の方向に逃げることなく、海と反対方向に、とにかく逃げてくださいというお示しを私たちはしたいと思っています。

これが70センチだから、2階にいれば大丈夫だというふうなことではなくて、2階でもいいんですけど、そこを市町と調整しながら、どういった避難計画をつくっていくのか。まずは、例えば津波が建物に当たって、ばんと打ち上がった時に、ここまできますよということまで今回お示しをしていますので、これをもとに市町がどのような避難計画をつくっていくのか、住民にどのような周知をしていくのかということとを今から話し合いをしながら進めていきたいというふうに思っています。

【吉村(正)委員】 ありがとうございます。

せっかくつくられたわけですから、それぞれの市町としっかりと、こういうことなんですよとお互いに意見交換した上で、それぞれの市町の避難計画等に反映させていただければ、ものすごくいいものになると思うので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

もう一つ確認させてください。地震は何時何分に起きるかわからないですよね。潮位は時々刻々動いていますよね。天文潮位ですか、今日の長崎港の満潮は何時ですか、干潮は何時ですなどというのは計算から求められるんでしょうけれども、何時何分に地震が起きたと、与えられる数字は後づけですよね。起きた後に、いついつ起きたので、長崎港の潮位はこのくらいだと、これにどのくらいのかさ上げ高が考えられると動いてきますよね。そういったことについての表記とか、県民、市民の皆さんへの告知とか、それぞれの市町への告知とかはどういった手だてを考えられているんでしょうか。

【近藤港湾課長】 まず、潮位の設定は満潮位、

一番潮が上がったときを基準にしています。地震が起こるだけでは津波はなかなか起こらないんですけど、例えばプレート型の地震であれば、プレートがもぐり込んでぼんとはね上がって、その波がどんどん伝播していくわけですけど、水深がどんどん浅くなるとともに津波が高くなるとか、何か障害物があってどんと上がっていくとか、それを12.5メートルぐらいのメッシュに細かく分けて解析をしているわけです。

最悪の状態、例えば護岸も半分ぐらい沈み込んだ状態を想定した結果がこれなので、そこが今の時点での最新の知見と言っていますが、これ以下かもしれないし、以上かもしれない。ですが、これをもとに避難計画をつくってくださいということでございます。

【中島(浩)委員長】 ほかにございせんか。

【麻生委員】 一部関連で、耐震改修促進の件についてお尋ねします。

学校、公共施設は、今年度で長崎市あたりはもう97%だと聞いています。

熊本地震で問題になったのは、耐震化ではなくて非構造部材の落下などによって、防災拠点になっている学校などが拠点として使えなかったという例が多々見受けられたんです。

今回は改修促進の計画の改訂でありますから、これに関係ないんですけど、非構造部材まで踏み込んで点検して。

長崎は地震はないよという話が出ていましたけれども、どこであってもおかしくない、震度6以上の地震はあるよということで改訂されたので、それについての土木部としての見解はいかがでしょうか。

【大場建築課長(参事監)】 まず、県有施設における非構造部材の改修状況についてご報告をしたいと思います。

県立学校につきましては、文部科学省指導は200平米以上、または6メートル以上の大規模な天井でございますが、これについては平成27年度に全て完了、改修済でございます。

今後は、避難弱者が多い特別支援学校等で、今は200平米以上、または6メートル以上申し上げたが、この基準以下の部屋であっても、必要なものについては順次改修をしていく予定でございます。

県立学校以外の県有建築物の庁舎とかで防災拠点となる各振興局、県北、島原、五島、壱岐、対馬でございますが、これについては平成27年度で一応、改修の設計を終わらせております。現在、実際に工事に着手しているのは県北振興局だけでございます。設計は済んでおりますので、今後、それ以外の庁舎につきましても、非構造部材について改修を行っていく予定でございます。

【麻生委員】 わかりました。今進行中ということですね。ぜひ漏れがないようにですね。

今回の熊本震災でわかったことは、非構造部材が落下して、本当は使えるところが使えなかったということであります。

防災についてはいろいろな皆さんから意見が出ていますから言いませんけれども、女性の視点、またはトイレの洋式化とか、いろいろあると思いますので、ぜひあわせて計画をお願いしたいと要望しておきたいと思います。

それと併せて、先ほど山田(朋)委員が言われた、陥没が結構ありましてという話が出ていました。いやいや、これは亀裂が起きたとかということでありました。

実は昨日の人口減少の問題の中で話が出ていましたけど、下水管が、多くの雨水が漏れ出して、結構大雨が降った時は処理能力を超える。

分流方式ですから、汚水が本当は入ってこなくちゃいけないけど、雨水が入ってきて、能力を超えたということが、今はもうあちこちで問題になっています。

下水管が漏れるということは、中に亀裂が入ったりして水が入ってきている。そして、水が入るということは地表から泥も合わせて入っている状況となると、要は、道路も含めて空洞ができています。そういうのが問題になってきているということがありまして、去年、実は私はその質問を本会議でさせていただきました。

空洞化の課題、これも経年変化だとか、いろいろ言いますよね。併せて、都市部であれば下水道局だとか含めて、点検をやっているところとマッチングしながら、総合的に判断しながらやるシステムも必要じゃないかと。併せて、解明度が高い、プロポーザルで判断してやっていったらどうですかとご提案しました。

そういったことについての進捗状況と、こういう陥没に対しての取り組みを教えてくださいませんか。

【池田道路維持課長】道路陥没についてのご質問でございますが、まず、道路陥没について我々がどんなふうに把握をしているかということでございます。

路面下の空洞調査というものを、D I D地区を中心に今、進めている状況でございますが、昨年度、委員からご指摘がありましたプロポーザルについても、今年度の実施をする方向で検討を進めているところでございます。

それから、埋設管との情報とマッチングさせるいうところでございますが、埋設管の場合、先ほど言われたような雨水の浸入というのも当然あるんでしょうが、老朽化の問題がございします。この点につきましては空洞調査の中ではな

かなか把握できないところございまして、管理者の側でちゃんと調査をしてくれという通知を昨年、発出したところでございます。

【麻生委員】道路陥没についてはいろいろな課題があると思います。経年変化で壊れたとか、アスファルトがはがれたとか、いろいろあると思いますけれども、都市型であればあるほど複雑な状況が出てきているということもあります。それと、干潮満潮の関係で港湾施設の関係もあるうかと思いますので、ぜひ、プロポーザルも含めた形の展開で、記録が残って、なおかつそういうデータが生かされてくるシステムを。

やった以上はきちっとしたデータが、プロポーザルでやるんだったら明確に差がとれる、空洞の見残しが無い、そういう取り組みを県としてもしていただきたいと要望します。

あと、空き家対策について、まちづくりの関係でお尋ねしたいと思うんです。

国が、空き家が結構増えてきましたので、本当は個人の持ち物、私有財産で、市や県に寄付ができない状況ですけれども、国土交通省は今年からそういう検討を始めたということが新聞に載っていましたね。

長崎も人口減少が大変懸念されるところでありますし、斜面地は大変空き家が増えてきました。路面関係の、電車とかが入るところについては、集積化されてマンションが林立してきています。

そういうまち全体のあり方を見る時に、空き家対策を市町と一体となってやってもらっていると思いますけど、今回は県で2カ所ありましたね。南山手の関係と国見の神代関係ですけれども、進捗状況はどうなっていますか。教えてくださいませんか。

【亀山住宅課長】今年度から、空き家再生プロ

ジェクトということで予算をいただいて、やるということになっておりまして、今年度はまず2地区につきまして、実際に地区で空き家がどの程度存在するかを含めて、実際にそれをいかに活用できるかということについて実地で取り組もうとしているところでございます。

長崎市の南山手と雲仙市の神代小路の事例を参考に、県内で広く活用できるような形で検討を重ねてまいりたいと考えております。

【麻生委員】そこでご指摘したのは、空き家の状況とか、コンサルに全体を丸投げするんじゃなくて、地元の皆さんと一緒に協賛会を立ち上げていらっしゃるから、そこでまちづくりの人たちと空き家対策をやった方がいいですよと、そして、皆さんの意見をよく聞いてまちづくりを進めていただきたいと。

特に南山手は、今後2バス化になれば、あの地域は大きな観光資源になる。ただ、あそこは指定区域になっているから、簡単に改修ができない。道路もできない。そういう限られた空間でもあるんです。民間の方が今、若者が入ってきて、いろいろな形でやろうとかという話をしています。そういうところとの連携は今、県としてはどう取り組まれているのでしょうか。

【亀山住宅課長】まず、南山手地区でございますが、浪の平地区まちづくり協議会というものが地元にございまして、南山手で活動をされておりますので、そちらに県も市も一緒に入って協議をしているところでございます。

神代小路地区につきましては、神代小路まちなみ保存会というものがございまして、市役所と一緒にございまして検討を進めたいと考えております。

【麻生委員】わかりました。地元と一緒に進められていると理解できました。

実は、市の時に市の担当にも言ったんですが、まちづくりプランといったものは今、民間の住宅とか、そういう時はなかなかできなくて、市営住宅だけなんです。まちづくり全体といっても、民間の住宅をどうするかということが置き去りにされてきたから、道路がなくても狭くて道路が造れないところがあって、後追いになってきたのは事実だと思うんです。

県下は今、人口減少ですから、まちのグランドデザインをしっかりと、一緒になってね。今から人口が減少していきます。行政サービスができなくなってくところが多々できていると思います。

ちなみに下水道、ペットもね。一番今、地方税を入れているのは下水ですよ。言うたらいかんけど。それは環境がよくなることですが、国でも年間3兆円とか4兆円ぐらいの交付税が下水に入っていますよね。そうしてまちづくりをしていますけれども、人口減少が進んでくる中で、果たしてこれがもてるのかどうかということがあると思うんですよ。

県としては、ぜひ、まちづくりのプランを地元の皆さんと一緒にございましてご指導していただきたい。こういう人口減少でどうするんだと、将来、こういうまちづくりのサービスはできませんよと、そういう時にどう対応するかということも、ぜひ皆さんで青写真をつくって誘導していく。

今、空き家対策が一部地域にあるかもしれないけど、全体のまちづくり、新幹線が通るからまちをつくるということじゃなくて、まち全体の縮小をどうしていくかということも考えなくてはいけないんじゃないかと思うんですけれども、それについて、お考えはどうなんでしょうか。

【亀山住宅課長】今後の人口減少社会に向けて、そういう観点でまちを考えていくことは必要だと考えておりますので、都市計画部門を含めて協議を重ねながら考えていきたいと考えております。

【麻生委員】空き家から出発したんですが、どこでも今、空き家の特措法をつくっていますね。長崎市もつくっています。

だけど、なかなか強制力がなくてですね。解体して更地にすると固定資産税が6倍に上がるから、解体せずに置いておくというのも結構多いんですよね。まちづくりの中で家をつくってもらうという方向で、そのために税措置をやってきたんでしょうけれども、今からは税の関係も見直して縮小していく考えも持たないと。

更地にすると土地の評価が上がって固定資産税が6倍ぐらいになる、だから空き家をほったらかしてそのままにしている、こういう制度をいつまでもやっていいのかというんです。これは国の制度だと思うんですけれども、長崎市あたりも含めて、県も絡んで特区にするとかね。税から一体になってやるという考え方も、今から人口減少も含めた形の施策を考えなくちゃいけないんじゃないかと。

今、私たちが公明党として提案しているのは、年金問題も言っていますけど、今から社会保障の在り方自体が、若い人たちが支えていくという時代から、皆さんで共有してどうしていくかという時代に入ってきたと。そうすると暮らし方から、衣食住の在り方から考えなくちゃいけないんじゃないかと。

特に長崎は今、人口が相当減っていますね。普通はダム機能があって、長崎市が人をとめておく場所、ダム機能と言われているんですけど、ダムの機能がなくてダダ漏れですよ。みんな福岡

に行っちゃっていますね。そういう中で、じゃあ、どうするかということも、県として誘導するようなあり方も大事じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか、その点についてお考えを。

【亀山住宅課長】空き家対策につきましては、まずは適正に管理していただくというのが基本でございまして、できるだけ老朽危険空き家にならないようにということですね。

そのために空家特措法に基づく空家等対策計画を市町で定めると法律にうたわれておりますので、実態をまずよく調べて、その策定に向けて取り組んでいただけるよう促していきたいと考えております。

【麻生委員】東京の大垣さんという方が、移住・住みかえ支援機構をつくっていらっしゃって、これは国が補助金を出しているんです。県としては、青森県とか、向こうのほうの空き家バンクを兼ねてやっているんです。

今度、住みかえ機構と住友林業が一体になって、民間住宅を耐震化して35年で貸し出ししよう。これは都市型だからできるかもしれませんが、優良団地に若い人たちに住みかえで入ってもらう。先ほど申し上げましたように空き家の中で固定資産税を減免するとかね。若い人たちが斜面地でも住めると、公共財産を安くですね。民間住宅だけど、住みかえのシステムが今、でき上がってきました。

私も大分、長崎でこれを6年前に言いましたけど、全然その時には相手にもされませんでした。今見ると、そういう状況がひしひしときていますよ。

民間の住宅は30年で評価額がゼロですよ。しかし、ヨーロッパだとかアメリカでは、30年、40年だったらまだまだ、改修したら十分使える

んです。国も、リフォーム事業として展開して
いこうとしていますね。

そこに住友林業さんも着目されているんでし
ょう。そこと一緒になって、35年切り替えして
やりましょうと。そして若い人たちにやって、
15%ぐらい家賃保証料取って、そして宿として
の保障をしながらやりますよと、新しいこうい
うシステムができ上がってきているんです。

だから私は今日お願いしたいのは、そういう
新しい長崎の魅力を今後どうやるんだというこ
とについてもっと研究していただいて、そうい
うところと一緒に、長崎の魅力、長崎県
内の魅力を使って、住宅の付加価値を上げて住
んでもらうという仕掛けづくりをぜひ、まちづ
くりと合わせて検討していただきたいと思っ
ております。

これは提案になるけど、そういうものをご存
知でしたか。

【亀山住宅課長】委員ご指摘の仕組みがある
ということは、私どもも見習わなければいけ
ないと考えております。

私どもは、長崎県の空き家バンクを利用した
移住促進ということで、移住に資する住宅につ
きまして改修の補助を行っておりますので、そ
れにつきましても今後、引き続き取り組んでい
きたいと考えます。

【麻生委員】住宅の問題について、ぜひ取り組
みをお願いしたいと思います。

今、移住したいとか住み替えしたいという話
をしてきましたけど、全国で一番住みやすいの
が北九州だというんです。北九州は、医療圏も
近くにあって環境もよくなったと、だからそう
言われているんです。

今、八幡に、これは全然違いますけど、角度
は違うんだけど、若手のといいますか、中高年

で帰ってこられる人の仕事を、ハローワークで
仕事をマッチングさせるということをして市町村が
対応しました。皆さんもご存じのように、
ハローワーク自体が、国のハローワークでやら
なくちゃいけないというんじゃなくて、市町村
がやれる段階になりました。マッチングをそう
いう形でやる。移住してもらうには、仕事とマ
ッチングして、家だけじゃくて、そういうところ
までケアしないとイケない。

これは私が言うより、そういう横串もされて
いると思いますけれども、ぜひ長崎の魅力をも
っと発信して、いい住環境にして、長く長崎に
住んでもらうような仕掛けづくりを、皆さんで
知恵を出し合って、互いに先進事例を学びなが
ら取り組んでいきたいと思いますので、ぜひよ
ろしくお願いしたいと思います。以上です。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょ
うか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問もないようです
ので、土木部関係の審査結果について整理した
いと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時47分 休憩 —

— 午後 2時47分 再開 —

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10
時から委員会を再開し、環境部の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時48分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年9月27日

自 午前10時 0分
至 午前11時 1分
於 本館5 - A会議室

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	大場 博文 君
委 員	三好 徳明 君
〃	野本 三雄 君
〃	瀬川 光之 君
〃	中島 廣義 君
〃	山田 朋子 君
〃	友田 吉泰 君
〃	大久保潔重 君
〃	麻生 隆 君
〃	吉村 正寿 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

環 境 部 長	太田 彰幸 君
環 境 部 次 長 兼 環 境 政 策 課 長	小嶺 和伸 君
地 域 環 境 課 長	山口 正広 君
水環境対策課長	田口 陽一 君
廃棄物対策課長	重野 哲 君
自 然 環 境 課 長 (参 事 監)	山本 麻衣 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【中島(浩)委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、環境部の審査を行います。

環境部は、分科会付託議案及び委員会付託議案がないことから、委員会による審査とし、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

環境部長より、総括説明をお願いいたします。

【太田環境部長】 おはようございます。

「環境生活委員会関係議案説明資料」の「環境部」の1ページをお開きください。

今回、環境部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項につきまして、ご説明いたします。

「中国福建省との環境技術交流事業について」、「地球温暖化対策について」につきましては、記載のとおりでございます。

2ページ、「大村湾の環境保全について」の中ほどに、昨年12月に着手いたしました大村市森園町の沿岸における浅場造成工事が本年6月末に完了いたしました。今後、二枚貝等の生息環境の調査等を行った上で、大村市において活用していただくこととしております。また、浅場の次期整備候補地について募集を行ったところ、時津町から崎野自然公園地先の提案があり、今後、専門家からの意見を聞くなどして、候補地としての判断を行いたいと考えております。

2ページ下でございますが、「平成27年度の各種環境調査の結果について」、3ページの「平成27年度の長崎県汚水処理人口普及状況について」については、記載のとおりでございます。

4ページ、「廃棄物不適正処理対策について」

については記載のとおりでございます。

「国立公園満喫プロジェクトについて」の中ほどでございますが、去る7月25日に開催された国の有識者会議において、残念ながら雲仙天草国立公園は重点的に取組を進める8か所の国立公園に選定されなかったものの、公園内の1、2か所の利用拠点において、それぞれの特性に合ったハードやソフトの取組が実施される予定となっています。県といたしましては、地元市とも連携し、雲仙天草国立公園におけるインバウンドに係る取組を進め、国から更なる支援をいただけるよう、地域での受け入れ体制の整備に取り組んでまいります。

4ページ下でございますが、「県内でのセアカゴケグモの確認について」については記載のとおりでございます。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【小嶺次長兼環境政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました環境部関係の資料についてご説明をいたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年5月から8月までに実施したものとなっております。

はじめに、資料1ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金でございます。直接補助金につきましては、資料1ページのとおり、生活基盤施設耐震化等交付金など、

計11件、間接補助金については、今回、該当はございませんでした。

次に、2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件についてですが、2ページに記載のとおり1件となっております。3ページに入札結果等の一覧表を添付いたしております。

次に、4ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長あてにも同様の要望が行われたもので、本年5月から8月までの実績は、佐世保市からの「平成29年度県の施策等に関する重点要望事項」など、計8件であり、それに対する県の取扱いは資料4ページから11ページまでに記載のとおりでございます。

次に、12ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告につきましては、附属機関が「長崎県環境影響評価審査会」の1回、私的諮問機関等が「緑といきもの賑わい事業検討委員会」など2回、計3回を開催いたしております。その内容につきましては、資料13ページ以降に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】次に、水環境対策課長より、補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

【田口水環境対策課長】「平成28年度公共事業再評価対象事業の対応方針(案)」について、補足説明をさせていただきます。

補足説明資料1をご覧ください。

はじめに、1ページの位置図に、今回、再評価となりました大村湾南部流域下水道事業を実施する下水道処理場の位置を示しております。

2ページの評価対象一覧表をお願いいたします。

今回、事業の内容を変更し、汚水の処理方法を高度処理化に見直して事業を継続するというものでありますが、これが社会経済情勢等の変化に該当することから、再評価の対象となっております。

長崎県公共事業評価監視委員会におきまして、7月1日に第1回審議、8月5日に第2回審議といたしまして、現地調査と詳細審議が行われました。

9月2日には、原案どおり「見直し継続」との答申をいただきました。その際、委員会から、「大村湾流域別下水道総合計画に基づき、処理方法を見直したことは妥当であること。今後、当該施設の整備促進に努めるとともに、県及び大村湾周辺市町が連携しながら、同計画の実現を図られたい」との意見をいただいております。

これらを踏まえ、県といたしましては、本事業の効率的かつ効果的な事業実施に努めるとともに、関係市町と連携をとりながら取り組んでまいります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、初めに陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

続きまして、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保な

どに関する資料」について、質問はございませんか。

【麻生委員】 おはようございます。

補助金内訳一覧表の1ページで、水道の施設に対する耐震化の補助金だと思いますけれども、これは県が補助していますけれども、2分の1は地方自治体の自主財源になるんですか。100%県の補助じゃないでしょう。2分の1は市町村が持つということですか。（「事業の種別によって補助率が違います」と呼ぶ者あり）

今度補正を組んで、280億円ぐらいか、今回審議されていると聞いているんですよ。要は、1月の冷害がありましたね。凍結で相当数出ましたけれども、今、耐震化の診断で、埋設管だと思うんですけれども、今後はそういうインフラの整備を含めて、相当、人口減少に伴う生活基盤の水道管等の直しがなされると思うんですよ。併せて、水道設備事業ですけれども、この設備事業は浄水場なのか、それとも埋設管なのか、その根拠をちょっと教えてもらっていいですか。

【田口水環境対策課長】 今回、6月定例会におきまして補正をいただきました4市町への補助の内容としましては、耐震化ということを目的とした事業でございまして、内容としましては、管路、そして、浄水場等を含めた内容になっております。

【麻生委員】 昨日も話が出ていたんですけれども、今からは人口減少によって水道料金が上がっていくとか、いろいろな弊害も人口減に伴う形であるんですけれども、まさに水道というのは、普及率といいますか、長崎市あたりでは98%近くになっていますし、まだまだ100%にっていないところもあるかもしれませんが、今後、生活の基盤としての水道設備とい

うのは大事な視点だと思っているんです。それと併せて、こういう人口減少に伴う中で、水道料金と合わせた形の状況になるものですから、片一方では埋設管を含めた老朽施設が結構出てくる、取り換えが増えてくる。片一方では、水道事業として採算が合わなくて料金を上げざるを得ないということが出てくると思うんです。ですので、この中身としてはあるんですけれども、状況としてお尋ねしたかったのは、もちろんこの埋設管に対する補助金はやりますけれども、今後、状況として、県全体の管理として、今後どのくらい増えてくるか、そういう調査をされているんですか。

【田口水環境対策課長】 現在、老朽化の状況といたしましては、これは基幹の管路を対象とした調査によりますと、その約10%が既に耐用年数の40年を超えたものになっております。

高度成長期に多くの施設が施工されたという状況もありますことから、今後、老朽化の状況はさらに増えていくものと考えております。

それに併せまして、当然それに対する更新費用をどう捻出するかというところでございますが、先ほど申しましたように耐震化の工事は進めていくものの、その費用は増えていくと。一方で、人口減少等によりまして、水道料金の収入は減っていくという状況がありますことから、効率的な更新計画を策定することが必要であると考えております。

そのため、各市町ごとに「アセットマネジメント計画」を策定することで、長期的にどういう設備を、どういう形で、いつまでにやるかというのを策定するよう要請し、市町におかれては、今、検討が進んでいるところでございます。

【麻生委員】 私も長崎市のアセットマネジメントというよりは、上下水道マスタープランがあ

るんですね。水道料金は企業会計でありますので、そういったもので人口減少に伴いながらどうするかというのと併せて、設備計画だとか、今後をにらみながらすると。

県は、水ビジョンをつくっていますね。長崎県はそういう形で本当に公共事業の最たるもの、まず一番のベースだと私は思っていますので、そういう点はきちっと指導していただいて、水道の安定供給ができるような、そういったものをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんか。

【友田委員】 おはようございます。

公害防止の関係で少しお尋ねをしたいと思います。

配付された環境部の概要の中で、これがどうなっているのかなというのがあったものですか。

振動騒音とかというのは、騒音計や振動計があって、境界などで計って目に見えてわかるんですけれども、私の地元でも悪臭についているなお話があるんです。悪臭を聞くと、これは市町の自治事務で、県は直接やらないと。あくまでも市町がやりなさいということなんですけれども、この概要の中で「悪臭については、特定異臭物質の濃度規制方式にかえて、臭気指数規制方式の導入を推進する」というふうに県として書いてあるんですね。この臭気指数規制方式というのが、市町でどのように行われているのか。そして、具体的にこれがどういうものなのか、教えていただけませんか。

【山口地域環境課長】今、委員からご質問がありました件でございますけれども、悪臭についての臭気指数規制につきましては、今現在、県内では大村市と時津町で導入されているものでございます。

従前、悪臭につきましては、委員お話のとおり、悪臭物質、これは6物質だったと思います。物質の敷地境界での濃度による規制でございました。それに加えて臭気指数規制が法的に導入されたのでございますけれども、内容的には人間の鼻で臭気をかぎまして、その結果として、感じなかった濃度のところがどうかということで判定するということで、従前は物質による規制だけでしたので、その物質以外のものによる規制ができなかったわけですが、この臭気指数規制が導入されたことによって、規制物質以外の臭気についても規制ができるようになったということでございます。

【友田委員】ホームページを見ましたけれども、全く感じないとか、ちょっとわかるとか、少し感じるとか、強いとか、ひどいとか、そういう官能検査ですよ。そうすると、官能検査だと、明らかに数値じゃなくて、においでわかるわけだから、ここは臭いというのがわかりますよね。わかるくらいにおいがしていて、住民からも苦情が出ているのに対して、市町が指導しなさいということになっているんだけど、具体的にそういった指導が行われている事例というのは、県は把握しておられますか。県内でどのくらいそういう事例があって、指導されて、その指導に基づいて改善されたとか、まだ改善が進んでないとか、そういったことについて県は承知しておられますか。

【山口地域環境課長】各市町の実例につきましては、申しわけございませんが、私どもで把握

はいたしておりません。

【友田委員】自治事務なので、市町が責任を持ってやることなんですけれども、それぞれの地域に保健所とかいろいろありますよね。そういうところは臭気に対して全く関わらないんですか、悪臭が発生していることに対して。市町の自治事務とはいえ、限られた人間でやっていますので、専門性が高いわけではないと思うんですよ。そういう時に、県の一定のスキルを持っている人たちに相談して、指導助言して、それを解決に結びつけるとか、そういった役割は保健所単位などで県はやらないんですか。

【山口地域環境課長】地元といたしますか、現場におきましては、市町が一義的には対応することになりますけれども、保健所は市町から相談等を受ける場合がございます。その場合には保健所として、県の立場として、いろんな助言等を行う場合がございますし、また、悪臭の発生源となるところがほかの法律、例えば水質汚濁防止法に関係するような、県が所管する法律に関係するようなところであれば、一緒になって指導に当たるという場合もあるかと思います。

【友田委員】そうですか。一義的には市町の対応でということなので、これ以上、県とやりとりしても仕方ないのかなと思うんですけれども、先ほど臭気指数規制方式は大村市と時津町というお話でした。残りの19市町は導入しないんですか。そんなに難しいんですか。さっき、やりとりした感じだと、官能検査だから、5段階ぐらいの評価ですよ。それをまだ導入していないのは、何か理由があるんですか。

【山口地域環境課長】官能検査は、まず規制地域をまず設定いたしまして、その中でその基準を設定するという形になってこようかと思います。規制地域の指定につきましては、市の場合

は市の権限で行うことになり、町につきましては県が地域指定を行うということで、町の意見を聞きながらしていくという形になってこようと思います。その辺は、年度初め等にもそういう要望がないのかどうか、特に町の場合は地域指定などが県の事務になりますので、市町に対して地域指定の見直し等についての調査は年度初めにはやっているという状況でございます。

【友田委員】県のホームページに「悪臭防止法第3条の規定に基づく悪臭規制地域の指定状況」というのがありますね。平成20年3月31日現在。これを見ると、私の地元の松浦市も昭和61年ぐらいに指定されているんですね。その松浦市内の、さらにその中のこの地域というのは市町が決めるということと理解していいわけですね。

【山口地域環境課長】地域指定につきましては、あくまでも生活環境保全上の支障といいますが、住民がある程度集まって住んでいる場所とか、そういう場所について地域指定をやっていくという考え、概念でございまして、それに基づいて、市の場合は市が指定する形になりますので、市が必要なところを指定する、規制する地域を指定していくということになりますし、町の場合は町の意見を聞きながら県が規制地域を指定していくという形になってこようかと思います。

【麻生委員】何点かお尋ねしたいと思います。

まず、最初に、大村湾の保全関係ですけれども、大村湾は閉鎖性水域で、環境が厳しいと言われていますよね。大村湾で今回、下水道処理の高度処理化が検討されていますけれども、これは実は今、大村の下水道処理場近くにアオサがいっぱい発生して異臭をはなっているという状況ですね。その対策だと思うんです。

一部処理計画が、今度、平成28年度汚水処理

関係の計画が見直されるんですけども、その中でお尋ねしたいのは、大村空港の汚水処理です。これは今、460人槽の浄化槽を完備されていますけれども、一部大村市の下水処理場の方に接続するという話が上がっているようです。県はそういうことは了解しているんですか。この処理計画の中に入っているんですか。容量が増えるとしたら、年間15万キロリットル程度増えるんですね。そういったものは上がってきているんですか、お尋ねします。

【田口水環境対策課長】現在の長崎空港の汚水処理は浄化槽で行われております。それを、今回、更新するということで、下水道でやりたいというお話でございましたので、下水道区域に新たに編入しまして、下水道事業でやるようにしております。

【麻生委員】今、下水処理の関係で、大村は長崎空港を24時間空港にしようとしていますし、災害が起きた時、一番被害を受けて閉鎖がっているのは下水処理場です。危機管理になった時に、下水処理でやれるのかということがあって、現状の汚水処理をしている浄化槽、これについては何か問題があるんですか。

【田口水環境対策課長】長崎空港が開港しましたのが昭和50年になっております。一方で、大村市の公共下水道の供用開始がたしか昭和56年頃だと思いますので、当然その時点では選択肢として浄化槽しかなかったという状況でございます。

昭和50年以降40年ぐらい経過してしまっていて、浄化槽も相当老朽化しております。そういう中で、下水道という選択肢を事業所の方が選択されたということで、今回、下水道による処理に転換を図っているところでございます。

【麻生委員】先ほど申しあげましたように、こ

れほど災害が起きている状況の中で、もちろん大村湾は閉鎖性水域ですよ。それで、万が一事故があった時に、汚水というのは流されないわけですね。逆に、震災があった時に下水処理場が一番に閉鎖されて、集中豪雨でも使えないという下水処理の状況が発生しているんですよ。だから、24時間空港も含めた、危機管理を含めたところで、浄化槽を維持するという方針はなされなかったんですか。そういう観点から、ただ、費用対効果ないしは老朽化ということもあるのかもしれませんが、私としては危機管理の上からも、本当に維持できるのかという、こういう長崎空港の特殊性といいますか、今、災害が起きた時も一番活躍しているのは空港ですね。仙台空港もそうでした。いち早く復旧・復興していかなくてはいけない状況の中、こういう管理が本当にそういうことでできるのかという議論はなかったんでしょうか。

【田口水環境対策課長】今回、老朽化した浄化槽をどうするかということで、最終的には下水道を選択されたというのは、浄化槽を管理される方のご判断だと思っております。

委員がご懸念の災害時における対応でございますが、現在、箕島大橋に添架して下水道管をつけるような計画にしております。箕島大橋自体も既に耐震化しておりますし、また、今回敷設する下水管自体も耐震化機能を持つ下水管というものを設置しておりますので、災害時における被害というのも最低限に抑えられるものではなかろうかと考えております。

【麻生委員】橋は耐震化されているということですね。わかりました。ただ、私たちとしては、そういう緊急対策というか、課題があるんじゃないかならうかと。下水道の維持管理の問題、ここに書いてある（発言する者あり）

【中島(浩)委員長】 休憩いたします。

— 午前10時29分 休憩 —

— 午前10時31分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。
引き続き質問をお願いします。

【麻生委員】市町村計画とかいろいろとありますから、それはご存じだと思いますけれども、危機管理を含めた中でどうするかということ、水道水あたりは幾ら地震が起きても、バージ船持って行けばいいかだと思いますけれども、汚水の場合はなかなか汚水処理はできませんから、浄化槽というのはそういう形で、今、BOD、CODも含めて問題ないと聞いているわけですね。そういうものをきちっと確認してほしいと思っておりますので、県としてご検討いただきたいと思います。

実は、今回お願いしたかったのは、今、総務委員会で問題になっているんですけど、亜熱帯植物園が地滑りで今度実は閉園という形が打ち出されました。来年度、平成29年3月末をもって閉園と。

ただ、ここには希少価値のある植物がいっぱいあるんですね。観光という面じゃなくて、そこでしか育たない希少植物もあるわけですよ。この中には、移設をしてやりますよと、保全をします、希少植物の適切な保全と、移譲先の検討とかという話があるんだけど、そこにおられる館長にお尋ねすると、そこでないと育たない、この温暖気候でしか育たない希少な植物が結構あるんだそうですね。ですので、今回、観光という面じゃなくて、植物の維持管理に関して取り組んでいくという県の姿勢がないんだらうかということをお尋ねしたいと思うんですね。

ぜひ一回現場を見てもらって、どういう希少価値があるのか。そして、長崎県だけで育つ植物について、保全管理をやってない県は九州の中では長崎県だけだそうです。ですので、ぜひ環境部におかれまして、こういう希少価値のものを、ただ単に地滑りがするから、総務委員会ではどこが滑るかということについて、もう一回現地調査するとは言われておりましたけれども、そういう問題じゃなくて、やっぱり希少価値のある植物を長崎県としても残していく、そうじゃないと、ない植物をどうするかということについての検討だとか、相談はなかったんでしょうか、まずお尋ねします。

【山本自然環境課長】亜熱帯植物園に希少な植物が生息している、今まで栽培されているということについては我々も認識をしております、今後、担当部署からもまたご相談があるかとも思いますし、引き続きこれからその保全につきましては検討していきたいと思っております。

【麻生委員】まだ具体的な話はないということですね。ぜひ、訪ねていってもらって、どういうものがあるのか、直接話を聞いていただきたいと思うんですね。そして、ここについては、閉園になれば人が来ないという状況でしょうけれども、そういう希少価値のある植物を残せないというんですね。一回壊してしまえば、これは終わりですよ。かといって、植物もそこでないで育たないという状況でしょうから、ほかに移設していいのかどうかということもあると思います。だから、現状と、どういう対策をとればいいのかということを、ぜひお話を聞いていただいて、横ぐしというとおかしいんでしょうけれども、所管は今、観光振興課になっていますので、ぜひ問い合わせをしながら取り組んでいただければありがたいと思います。何かあ

りますか、あれば。何もないですね。では、ぜひご検討いただきたいと思います。

【中島(浩)委員長】 休憩いたします。

— 午前10時35分 休憩 —

— 午前10時35分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

【山田(朋)委員】 部長説明の中の地球温暖化対策について伺いたいと思います。

大変不勉強で恐縮ですけれども、今、県民、事業者、NPO、大学等で構成する「ながさき環境県民会議」というものが活動していただいているようです。まず、「九州エコライフポイントによる家庭での節電」というふうに書いてありますが、この九州エコライフポイントによる家庭での節電の取組と、これがどういったものだったかを教えていただきたいと思います。

【小嶺次長兼環境政策課長】お尋ねの九州エコライフポイントでございますが、この活動につきましては、九州の産学官が一体となって、九州知事会等もそのメンバーになっているんですが、その中で低炭素社会を目指す九州モデルをつくっていかうということで始まりまして、その中の重点事項の一つとして平成25年度から開始された事業でございます。

具体的には、家庭で節電をしていただいた分についてポイント券を差し上げて、家庭での省エネ活動にインセンティブを与えていこう、それを省エネに結びつけていこうという取組でございます。

家庭では、夏の7月から9月まで節電に取り組んでいただいて、その分の電気の使用量をポイント事務局の方に送って、その節電された分を集計しております。昨年までは、参加された全

ての家庭にはそのポイント券を差し上げていたのですが、ポイント券を少し高くした方がいいだろうということで、今年度からは抽選をしてポイントを差し上げるようにいたしております。この取組は、夏と冬、冬は12月から2月という取組になっておりまして、10月からまた募集を始めるといった状況でございます。

【山田(朋)委員】 このポイント券というのは、ギフトカードとか、何かお買い物ができるものか、どういうものかわかりませんが、応募をしていただくようですが、県民の世帯数はどれくらいですか。佐世保で約10万世帯だから、県全体で40～50万世帯くらいでしょうか。どのくらいの方がこの活動に参加しているのか、ポイント券がどういったもので、還元できるものなのか、その辺も教えてください。

【小嶺次長兼環境政策課長】 取組の応募の世帯数でございますが、九州全体で1万3,900世帯を申込の目標としております。長崎県では、その中で夏と冬、2期合わせて2,500世帯を申込の目標としておりまして、今年の夏に申込があったのがちょっと少なく、今回は914世帯となっております。

この少なくなった原因といいますのが、熊本地震が発生しまして、熊本市内にこの事業を委託した業者がいたわけでございますが、当初は5月ぐらいから応募の開始をしようとしていたのが1カ月ぐらい遅れてしまいまして、今回は申込数が九州全体でも少なくなったという状況でございます。ただ、10月から次の申込が始まりますので、そこはしっかりとPRをしながら、節電する世帯を広めていきたいと思っております。

それから、ポイント券につきましては、スーパー、コンビニ等でポイント券を持っていくと

商品と交換できるという制度になっております。

【山田(朋)委員】 わかりました。そもそも論として、世帯目標が低いということだったようです。当然小さなことからコツコツだと思いますけれども、多分50万世帯ぐらいある長崎県を考えたら、目標が2,500世帯ということですが、では、去年やこの前の冬とかはどうだったのかという話にもなるんですけども、それがこの2,500世帯に限りなく近い数字なのかどうなのか。ポイント券は蓄積して使えるということですね。すぐ使わなくてもいいということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

熊本地震の影響ということだったので、その前の状況を教えてください。

【小嶺次長兼環境政策課長】 平成26年度の申し込み世帯数でございますが、夏が899世帯、冬が1,168世帯、合わせて2,067世帯、昨年申し込みがっております。ちなみに、平成25年度は冬の分から開始をしたわけですが、888世帯が申し込みになっております。

【山田(朋)委員】 この数字を見ると、熊本地震の影響で1カ月間出遅れた影響はあんまり出ていないのかなと、極端に高い目標ではなかったし、実績も高かったわけじゃないようなので、わかりました。

ただ、せっかくいい取組をされているので、もっと広報宣伝、多分県民だよりとか、各市町の広報にも載せてもらったり、回覧板とかしていただいているのかなと思いますけれども、せっかくお互いにとっていい取組、環境にもやさしくて家計にもやさしい取組だと思いますので、ぜひ広げていただきたいと思っております。

「ながさきストップ温暖化レインボープラン」

が策定され、自発的にもったいない運動などを県民運動として展開していくこととされたことからというふうに書いていますが、今年の夏、多分県庁は、電力量がそう心配がないという状況だったからかと思うんですけれども、省エネの取組をしなかったと思います。去年はしていたんですか、去年もしなかったんですか。（「去年はやりました」と呼ぶ者あり）では、去年の夏と今年の夏と比べて、どういう状況になっていたかという数字がありますか。わかりません。電力量しかわからないですもんね、CO₂の削減とか、もちろんわからない話でしょうけど。県庁から出す数値を算出していたんですか。（「今年の夏の分については、まだ出しておりません」と呼ぶ者あり）わかりました。

もちろん皆さんにきついことや無理なことを強いるつもりはございませんけれども、どれくらい影響があるものなのか、するとしないことの差というのがどんなものなのかと思ったのでお聞きしたところです。

今回、一般質問で部長とやりとりをさせていただきました食品ロスの件ですけれども、どこが所管するかがよくわからないのでお尋ねしたいと思いますが、一般質問でも申し上げたように、長崎県は九州全体の取組として、食品を残さないような取組に加盟をしているか、するかというような話だったかと思いますが、よその県は独自に、鳥取県や千葉県、北海道など10道県ぐらい、とにかく県民運動として食品ロスを出さない運動をされています。

福岡で言うと「3010運動」といって、宴会が始まって乾杯して30分は食事をする。最後の10分も食事をするという運動をしています。

あと、お持ち帰りを推進するために、飲食店が「食中毒になるからダメです」みたいなこと

を言うところが多いんですけれども、ちゃんとカードみたいなものがあって、絶対飲食店に責任を取らせませんみたいなカードもあったりして、自分が意思を持ってやれば持ち帰りができたりとか、ドギーバックというお持ち帰り用のバックを普及しているところとかもあったりするんです。私は、長崎県として、九州全体でやるのに乗っかるんじゃなくて、よその県は独自に取り組んでいるので、そういった運動もぜひ展開してほしいと思いますが、食品の方はどういう部局になるのか、お尋ねします。

【重野廃棄物対策課長】今、委員お尋ねの食品ロスの件ですけれども、どこが所管かというのは非常に難しいところはあったんですけれども、排出量削減という観点から、今回は環境部の方で回答させていただきました。

来年度に向けて、食品の関係、それから農水の関係、あと教育関係も交えながら、関係部局を交えた委員会等も開きながら、今後の長崎県における食品ロスについて、どういうふうにしたらいいかということを検討して進めていきたいと今のところ考えております。

【山田(朋)委員】特に、宴会で出るロスが、一般の家庭の食卓に比べて4倍もあるということです。皆さん、私もそうですけれども、宴会料理は多いし、食べないしみたいなことになっていると思うので、まずは庁内で関係部局集まって検討していただき、その先では事業者の方に協力をしていただく形、よそだったら小盛りサイズやハーフサイズなどといったメニューを展開していただいたりもしています。女性が食べるには多過ぎて残してしまうのもあるから、とにかく県民の皆様、事業所の皆様と一緒にって食品ロスに取り組んでいただきたいと思います。

一般質問で言ったように、1日おにぎり2個ぐらいを捨てている感じになっていて、日本人が捨てている食べられる食品で世界の飢餓が優に救える状態にあるぐらい、本当にごみが出ているというのは大きな問題だと私は思っておりますので、ぜひお願いします。

もう一点、長崎県の廃棄物の量というものは、実態調査がされていないということでありましたし、その実態調査は非常に難しいかと思っております。ですが、この間申し上げたように、ごみを出しているといったらあれですけども、事業者系、いろんなところから出てきているごみ関係の方々との協議をもってくださいとお願いをしましたが、そのことに関していま一度ご答弁を求めたいと思います。

【重野廃棄物対策課長】先ほど、エコライフポイントで出ました「ながさき環境県民会議」に4R部会というのがございます。そちらの方でごみの削減も検討しております。本年度、「ゴミゼロながさき実践計画」というのを策定する予定にしておりますので、そこにいろんな事業所が入っております。料飲業組合とか、食品の関係の組合もありますので、そちらでできることをまずしていただくという形で計画を本年度立てて、5年間進捗管理をしていくという計画を立てますので、そちらの会議も含めながら、今回食品ロスに取り組んでいきたいと思っております。

【麻生委員】食品ロスの関係について、食品業界では3分の1ルールから2分の1ルールに変えるということがあっているとは思っているんですけども、一番の食品のロスもそうでしょうけれども、廃棄物の処理の中で一番多いのは、一般廃棄物の中で焼却場の料金が安いというのが一番の課題じゃないですかね。キロ6円でし

よう。大体横並びですもんね。これでは再処理加工するとかといってもなかなかできませんよね。今の食品ロスじゃないですが、リサイクル食餌といいますか、エコフィードをやっているところもありますけれども、キロ2円でしておりますよね。同じ金額で、6円で処理してもらっていると、採算は合わないという話をしていきますけれども、私どもはこういう循環型社会をどうつくっていくかということは、市町とも協議をしてもらいたいということ。

あと一点は、今、コンビニが相当できていますけれども、廃棄量も相当多いと思っています。これは県が指導して、コンプライアンスも含めたところでどうするかということについて、大手事業者、イオンだとか、大きなマーケットがありますけれども、そういったところに対しては廃棄量が相当あるわけですね。100トン以上出すところはきちっと計画を出して処理しなさいとなっているけれども、大概が子会社をつかって闇で出していますよ。そういうふうにかからない形で処理をされていることもあると聞いています。

ですので、本当に本腰を入れて、ゴミゼロという形でやるということであれば、発生抑制もちろもあるでしょうけれども、商習慣もあり、現状として廃棄量はなかなか減らない状況にあります。そういった中で、いかにコンビニ等大手事業者に対して、県が指導して市町計画、今回、廃棄物処理も含めてやるわけですから、そういう中できちっと位置づけでやりなさいというのすることが大きな流れになるんじゃないかと私は思っています。

現状としては、先ほど申し上げましたように、キロ6円で処理されていますから、リサイクルに出したらなかなか合わないし、そっちの方が

安いんですね。だから、そういう形で流れていくのは必然ですよ。長崎市はサーマルリサイクル（発電）をやっているから、こっちでいいんだということでリサイクル率を上げようとしませんね。そういったものも実は課題になっていると思います。

だから、本当に、さっき山田(朋)委員から言われたように、年間国内で800万トン近いものが廃棄ロスされているわけですね。家庭からが約3分の1、2分の1、50%近く出ていますよね。そういったものを県として、ぜひやっていただきたいと思うんですけれども、それについてのお考えをちょっとお聞かせください。

【重野廃棄物対策課長】今、委員がおっしゃったとおり、焼却料金が低いということで、埋め立てるよりも焼却した方がいいとか、リサイクルに回すより焼却した方がいいという考え方が、実際、市町の中にあるということは聞いております。

我々もそのリサイクル率が全国に比べて低いというのがありますので、市町を集めた会議等で、リサイクルの向上に向けてどういうふうにしたらいいかということを協議するということで考えております。

先ほど言いました食品ロス、それから紙のリサイクルが長崎県では非常に進んでいないというところを踏まえておりますので、その辺を重点的に、今年度、市町と協議をして、リサイクル率が上がるような形で進めていきたいと考えております。

【麻生委員】今、世の中の流れが循環型社会含めてメタンガス化ということですね。もちろんフィットの話もあるんですけれども、そういう動きが今、顕著になってきました。環境省、また、農林水産省の畜産関係の動きがそうなる

いますし、先ほど食品ロスの話も併せて動いていることは事実です。それはご存じだと思いますけれども。

今、長崎ではハウステンボス、年間200万人以上来られて、相当量出ています。ここは以前、大手の養豚業者に食品ロス、廃棄物を回していたと聞いていますけれども、余りにもリサイクルできないということで、今は焼却場に回っているんですね。これをメタンガス化しようとしているところがありますけれども、なかなかコストが合わないということと、環境省を含めてメタンガス化という関係で支援いただければ、メタンガス体系化という動きがあろうかと思えますけれども、ぜひそこら辺のことも情報収集していただいて、今後は県としても、私が提唱したのは循環型社会、液肥を使って農業していくと、そういったものを長崎大学の准教授も地元におられますので、ぜひ一緒になって取組をしていただいて、リサイクル率を上げる。また、コストを上げろという話は、なかなか行政が絡むので、一般廃棄物ですので市町村計画の中でしかできませんから、それを誘導してもらってやるということ、県としてもぜひアンテナを張りめぐらして取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いして終わります。

【友田委員】2年ほど前だったと思うんですけれども、PM2.5の問題で、人体に及ぼす影響ということで県の取組、諫早の日赤病院と連携して、ぜんそくの疾患とかを持っておられる方々の状況、PM2.5の濃度に対して、その時の状況がどうかという追跡調査をして、その知見を集めて対策を講じていきたいということ、多分環境部だったと思うんですよね。その後、それがどうなったのか、現時点で把握しておられれば教えていただけませんか。山下課長の頃だっ

たと思います。

【小嶺次長兼環境政策課長】PM2.5における健康影響調査でございますが、現在、大村にあります環境保健研究センターの方で研究をしております。研究の年度が平成26年、27年、28年、今年度が最終年度でございますので、現在、整理をしているところだと思います。

長崎大学と、先ほど委員がおっしゃいました諫早、それと五島病院、3つの病院を対象に患者さん等に協力していただきまして調査を行っているところでございます。

【友田委員】うる覚えで申しわけないんですけども、それによって得られた知見をもって、環境省、国にも連絡をするというようなことだったんだけど、結局PM2.5が人体に及ぼす影響がどうなのかというのは、まだまだ解析されてないところがあるから、この取組によってそこを明らかにするということではよかったんですか、目的は。それとももうちょっと、もう一步踏み込んだ目的が何かあったんですか。

【小嶺次長兼環境政策課長】今回の研究の目的は、越境汚染とか言われていますので、高濃度に離島と本土地区、どういう影響の違いがあるだろうとか、そういうものを主体に考えて研究しているところでございます。

ただ、どうも、ぜんそく患者さんを対象に調査をしていますと、そういう大気状態が悪い時にはぜんそく患者さん自体が外に出ないとか、室内でしか生活しないとかという行動をされているみたいで、極端にその症状が出てないような感じもするという話も聞いております。

ただ、いろんなデータの解析の方法がありますので、今、大学等の協力を得ながら解析を行っているところでございます。

【友田委員】最近PM2.5の濃度をニュース

とかで流されるものですから、非常にそれに敏感になっておられる方も多くて、どう対策を講じていくかというのは、発生源が大陸からくるものなのかどうなのか、特定はできないけれども、いずれにしても日本に向かってきていると、長崎県に向かってきているということがわかっていて、公表されるものだから、例えば保育園や幼稚園等の園庭で遊ぶことを控えるとか、そういうことにまで波及していつているんですね。発生源対策をやらなきゃいけないんだけど、一方で、それが人体にどのような影響があって、環境基準の範囲内であっても、ちょっと環境基準ぎりぎりだったらもういやだという人たちもいるわけで、そのあたりは明確なもの、このくらいだったら園庭で遊んでも大丈夫というようなものを示すことができれば、県民の皆さんももうちょっと安心できるのかなという気がするものですから、その取組によって、県民にその成果を返せるのであれば好ましいなと思っていたんですけども、このあたりはどうでしょうか。

【山口地域環境課長】PM2.5につきましては、今現在、常時監視で質量分析をやっておりまして、その結果につきましては、委員おっしゃいますとおり、情報提供をやってNHK等でも流れているところでございます。

県民向けについては、PRタイムといいますか、その結果についてホームページ等でお知らせしておりますし、一定濃度を超える、国の暫定指針というのがありますけれども、日平均が1立方メートル当たり70マイクログラムを超過するような状況が生じれば注意報という形で注意喚起を行っているところでございます。

その場合には、各マスコミ、もしくは市町に対して情報提供して注意喚起を行っているところ

ろでございまして、その場合には不要不急の外
出を控えていただくとか、そういう注意喚起を
今行っています。

今年度につきましては、この注意喚起の発生
までは至っていないという状況でございます。
昨年度を見ますと、今年の1月4日に対馬地区で
注意喚起を超える濃度が測定されたということ
で、対馬地区におきましては注意喚起を行って
いるところでございます。

【中島(浩)委員長】 ほかに質問はございませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質問もないよう
です。環境部関係の審査結果について、整理
したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時 0分 休憩 —

— 午前11時 0分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして環境部関係の審査を終了
いたします。

明日は、午前10時から委員会を再開し、県民
生活部の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午前11時 1分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年9月28日

自 午前10時 0分
至 午前11時 0分
於 本館5 - A会議室

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	大場 博文 君
委 員	三好 徳明 君
〃	野本 三雄 君
〃	瀬川 光之 君
〃	中島 廣義 君
〃	山田 朋子 君
〃	友田 吉泰 君
〃	大久保潔重 君
〃	麻生 隆 君
〃	吉村 正寿 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

県民生活部長	吉浜 隆雄 君
県民協働課長	村井 正人 君
男女参画・女性活躍推進室長	中尾 美恵子君
人権・同和対策課長	古瀬 達郎 君
交通・地域安全課長	宮下 直樹 君
統計課長	松尾 和子 君
生活衛生課長	本多 秀男 君
食品安全・消費生活課長	永橋 法昭 君

6、審査の経過次のとおり

―― 午前10時 0分 開議 ――

【中島(浩)委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、県民生活部の審査を行います。県民生活部は、分科会付託議案及び委員会付託議案がないことから、委員会による審査とし、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

県民生活部長より総括説明をお願いいたします。

【吉浜県民生活部長】 おはようございます。今回は、県民生活部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項につきましてご説明をさせていただきます。

環境生活委員会関係議案説明資料の県民生活部の箇所をお開き願います。

今回ご報告いたしておりますのは、「ウーマンズジョブほっとステーション」巡回相談の実施、人権尊重の社会づくりの推進、交通安全対策の推進、夏期の食中毒の発生防止、食品の安全・安心確保に向けた施策の推進についてであり、内容については記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願いをいたします。

【中島(浩)委員長】 次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明をお願いします。

【村井県民協働課長】 私の方からは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委

員会に提出いたしました県民生活部関係の資料についてご説明をいたします。

1ページ目をご覧ください。

県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接間接の補助事業者に対し明示を行った補助金についての本年5月から8月の実績は、資料記載のとおり、直接補助金、平成28年度地域における女性活躍推進事業補助金の2件となっております。

次に2ページ目をご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年5月から8月に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、平成29年度国政・県政に対する要望書の1件となっており、それに対する県の取扱いが資料記載のとおりであります。

次に3ページ目をご覧ください。

附属機関等会議結果についての本年5月から8月の実績は、長崎県交通安全対策会議など計7件となっており、その内容については、資料4ページから10ページに記載のとおりであります。以上で説明を終わらせていただきます。

【中島(浩)委員長】 以上で説明は終わりましたので、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧ください。

陳情書について何かご質問はございませんでしょうか。

ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

続きまして、議案外の所管事務一般に対する質問を行うこととします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんでしょうか。

【山田(朋)委員】 1ページの平成28年度地域における女性活躍推進事業補助金ということで、主に主婦など職業生活から長く離れていた人を対象にセミナーを開催されるようですが、この分の内容をちょっと教えていただけますか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 28年度地域における女性活躍推進事業補助金のうち、県央地区に対する補助金についてのお尋ねでございます。

これにつきましては、女性就活応援セミナーとしまして、3回を1講座としまして、同様の講座を東彼杵郡の3町、東彼杵町、川棚町、波佐見町で開催する予定としております。

【山田(朋)委員】 3回シリーズと言いましたよね。3回シリーズ掛ける3カ所ということですか、計9回。

あと、具体的な中身を聞いたんですけど。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 3回1講座でございますけれども、それぞれ3回ではございませんで、各町ごとに1講座で、同じ内容を3カ所ですと聞いております。

内容については、今詰めているところもございますけれども、例えば、長く仕事から離れておりますので、両立してどういうふうに仕事をしていくかとか、そういったところも含めての講座になるとお聞きをしているところです。

【山田(朋)委員】 今から開催するということですが、今の話だとちょっと抽象的かなという気がしたんです。

それで、長く離れている方は、育児だったり、介護だったり、いろんな事情のもとに離れていらっしゃると思うので、そのためにウーマンズ

ジョブほっとステーションを設定されて、女性に個別対応できるような支援をしていると思うんですけど、このあたりのセミナーもどこかに委託をされるんだと思うんですが、やっぱりせっかく出たならば就職に結びつくようなきっかけ、一步、やっぱり自分も働こうかなという気持ちになってもらえるような、そういうセミナーって、私もすごく抽象的ですが、ぜひお願いしたいと思っていますし、ほかのところでは主婦インターンシップ制度とかいうのもありますし、私も今度主婦インターンシップ制度とかを政策提案したいなと思ってはいたんですが、そういったものとかもぜひいろいろ担当部局としてはご検討いただきたいなと思っております。

あわせて、この下の五島市の分はイクメン養成講座みたいなそんな感じですか。この辺も教えてください。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】五島市での講座につきましては、実は今から講師等の選定はすると伺っております。

委員ご指摘のとおり、男性の育児、家事に関する参画を進めるために、実際に例えば育休を取って育児に従事していらっしゃる方とか、そういった方を招いて男性の意識改革をしたいというふうにお聞きをしております。

【山田(朋)委員】わかりました。

【麻生委員】おはようございます。政策決定の関係の中の各附属機関の結果報告についてお尋ねしたいんですけれども、交通安全の関係が出されています。長崎市、特に高齢化も進んでいまして、道路のバス停に置かれていますベンチの問題でございますけれども、これは占用許可を取らずに各業者さんが勝手に広告媒体を置かれているという、特に長崎市は顕著な状況であります。これについては何ら拘束がなくて、

壊れたベンチも多々見受けられるということもあるんですが、これは長崎市の方のそういう管理もしていただきたいと思っておりますが、今日状況を聞きたいのは、県として、県道、もちろん国道もあるんですが、国道を含めてベンチが置かれている管理、対策、そしてバス協会とか、そういうところの連絡協議会が持たれているのかどうか、お尋ねしたいと思うんです。

【宮下交通・地域安全課長】国道や県道のバス停にベンチが放置されているという問題につきましては、私も正直どのような場所でどのような形で放置されているか、把握はできていないんです。当課を事務局として、長崎県交通安全推進県民協議会という120名の大きな組織を持っております。そこにバス協会も、タクシー協会、行政からボランティア団体、さまざまな業界も含めて会員でいるわけでございますけど、その辺の管理のところはどうなっているかというところは、今後問合わせ等したり、どういうふうな方法でまだ整理ができるかというところは努めてまいりたいと思っております。

【麻生委員】全然ないんですね。ないがゆえに無法状態ですよ。逆に高齢化していますから、ベンチを置いてくれという要望が多々あるんですけれども、しかし、これは広告会社が勝手に地域のお医者さんとか、中には介護関係の業者もありますが、それを取ってそれをコマーシャルベースになって、それを置いているというだけです。設置許可も何もないわけですよ。長崎市内で上下合わせると2,000カ所ぐらいあるんです。特に長崎市はひどい。佐世保市は若干管理がされているかもしれませんが、そういう規定がないがゆえに勝手に置かれておる。国道の図書館前なんか、今、外資系の広告媒体と一緒にあった広告ベンチがありますよ。これ

は長崎市内も何カ所かしきありません。

私がお願いしたいのは、県もやっぱり観光都市になってきて、インバウンドいっぱい来ようとしているんですよ。そういう中で広告媒体を勝手にやる。広告規制というのは今ありますよね。長崎市の条例もあって、広告媒体を勝手に置けないという規定はあるけど、こういうベンチのとかはないんですよ。これについても観光都市のきちとした状況をどう管理するかという観点からお考えはないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【宮下交通・地域安全課長】 今、委員のご指摘の件につきましてでございますけれども、ベンチの広告問題、これにつきまして今後よく把握いたしまして、道路管理者であります土木部の担当課等も含めて、この辺のところは見直しを図ったり、整備をして改善できれば、その旨を検討して担当部署とも協議してまいりたいと思っております。

【麻生委員】 実は3年前の国体の時にアリーナかぶとがにの近辺も、いっぱい違法の広告ベンチがあったりとか、壊れているのがありました。長崎市保健環境自治連合会の会合の中で、こういう管理をやっぱりやるべきじゃないかと。そして、外からいっぱい来られるわけですから、美観の問題も含めてやるべきじゃないですかとご提案して、それはぜひ緊急にやりましょうということになって、やっていただきました。

そういう状況はあるんですけど、佐世保市もそうですし、県内そうですけれども、今後、観光都市として、長崎の産業としていこうとなったら、長崎市保健環境自治連合会の皆さんと清掃だとか、花いっぱい運動とかやっていますけど、肝心のそういうところにはメスが入っていないんですよ。管理されていない、放置されてい

る、野放しで無許可、そういうところですよ。

これは、私も全国で先進地区を調べてきました。鎌倉湘南海岸一帯ですけれども、これは市民力で広告媒体やっているベンチを全部撤去して、そしてスポンサー付きのベンチを入れていました。それもやっぱり管理してやっていこうということで、市民力と行政が一体となってやっているんですよ。

だから、ここでどうしなさいという話はしませんけれども、皆さん1回現地を見てもらえませんか。中央橋もいっぱいありますよ。この長崎の観光地の中にバスのベンチはどうなっているかという観点から見てもらって、今後、この道路管理者、またバスの運行許可をやっている皆さんとよく協議を持ってもらって、今後どうするのか。逆に違法な壊れているベンチだったら危ないから撤去させるとか、監視をするとか、そういうのを各市町と連携しながらやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【宮下交通・地域安全課長】 委員のご指摘のとおり美観の問題もありますし、今後、道路管理者、あわせてバス協会、バス停の問題等ありますので、あとは広告会社も含めて、その辺のところと協議検討して、観光都市長崎ということで、その辺のところも整えていきたいと思っている次第でございます。

【麻生委員】 今後、お客さんも多く訪れる。特にねんりんピックがあって、今回また続けてキャンペーンが目前にあります。ですので、早急にひとつ点検してもらって、危ないやつを撤去しよう。そして、逆にまだまだ使えるやつについてはきちっと整備されているかどうか、長崎市の担当局と話をして、ぜひ早急な対策をお願いしたいと思います。管理者は、県道でも

あるわけですから、国道、県道含めてですね。主体がそうですから、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】先ほどの山田(朋)委員の答弁について1点訂正をさせていただきます。申し訳ありません。

県央地区に対する補助金で就活セミナーの件でございます。1講座をそれぞれの地域でというふうに申しあげましたけれども、申し訳ありません。3回を1講座として、1町当たり3回、それぞれの町で実施をいたします。

委託ではございませんで、講師の方、キャリアアカウンセラーに直接お願いをしまして、例えば、自己分析でありますとか、企業が求める人材についてのポイント、履歴書の書き方、あと面接のポイントでありますとか、そういったことを3回シリーズで実施するというところでございます。失礼いたしました。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】次に、議案外所管事務一般について、質問はございませんでしょうか。

【山田(朋)委員】まず、ウーマンズジョブほっとステーションについて伺いたいと思います。

今年3月までに県内9地域で60カ所開催をいただくということでありました。ずっとお願いをしていたことなので、非常にありがたく思っているところです。

この9地区と60回の内訳を教えてください。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】9地区についてそれぞれ申し上げます。

佐世保市が12回、それから島原、諫早、大村、平戸・松浦地区、それから対馬、壱岐、五島、

新上五島、これがそれぞれ6回ずつというふうに予定をしております。

【山田(朋)委員】佐世保が12回で、ほかの地域が6回ということでした。人口が多かったりするというのと、長崎のウーマンズジョブほっとステーションから遠いということもあって、回数を多くしていただけるものと思っております。

私は、今、長崎にしかないものが県内の全ての女性の方に行き届くような支援ができることは、非常に期待をしているところです。ぜひこれを実効性のあるものにしていただいて、女性の就業率アップにつなげていただきたいと思います。

それでは、まず、長崎の今のウーマンズジョブほっとステーションの状況、相談件数とか、就職に結びついた件数とか、実績がありましたら、今、直近の情報をいただけますか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】長崎のウーマンズジョブほっとステーションの状況ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

平成27年2月の開設以降今年の8月までで、延べ相談件数が2,322件、就職された方が700人、託児された件数が624件という状況でございます。

【山田(朋)委員】もう700人も就職をされた方がいらっしゃるということですので、非常に評価をさせていただきたいと思います。

そもそも差し替わっただけと言ったらあれですけど、女性に特化したものができて、ここに2,322件来ていたけど、一般のハローワークとかで、当然マザーズコーナーはありはしたんですよ。その時よりも確実に女性の相談が伸びているなというような、国の管轄だと思いますけど、

そういう何か実感するものとかがありますか。
できたことによって、着実に女性の相談は増えているよなという、以前の施設の時よりは増えているよねというのが何かありますか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】明確な数値としてお示しできるものはございません。

おっしゃるように、女性という範疇の中でも、例えば若者であったり、中高年の方もいらっしゃいますので、そこでの数値的な比較というのはできませんけれども、ウーマンズジョブほっとステーションにつきましては、例えばハローワークに行くまで、まだ具体的にこういう仕事をしたいということが固まっていない女性の方に対して、働きたい気持ちを応援するということもありますので、そういったところで少し気持ちが離れている方を就職に結びつけていくというところでは効果があったものと考えております。

【山田(朋)委員】わかりました。ぜひさらなる効果を期待したいと思います。

それでは、ちょっとお聞きをしたいと思います。人権・同和教育指導者専門講座を開催いただいたようでございますが、県内にこの指導者と言われる方がどれくらいいらっしゃるのか、教職員を中心にいらっしゃるかと思いますが、そのあたりの数字を教えてください。

【古瀬人権・同和対策課長】私ども、人権尊重社会の確立を目指し、県民の皆さんに人権意識を高めていただくために、県下各地域地域の活動していただく指導者を養成しているところでございます。

そういうことで、現在、県下各地域合わせますと129名の方々を指導者ということで登録をさせていただいております。これはいろんな研修を受けられた中で、ご自身が自ら指導者とし

てやっていけるというような意欲等をお持ちの方々を中心に登録をさせていただいておるところでございます。

実際、この129人の中で、昨年度いろいろ研修会の講師を行ったり、人権相談に赴いたりということで活動をなされた方は60人でした。

私どもは、この129人の分母をもっと増やすということと、それから実際その活動をしていただける60人をさらに増やしたいということで、両面から推進していきたいと考えております。

【山田(朋)委員】129名いらっしゃって、人権教育、人権相談を実際従事いただいた方が60人ということでした。

私のイメージだと、小中学生、高校生を対象に、学校の現場でしか人権について考える機会ってなかなかないのかなと思っておりますが、先ほど、人権相談というのをお聞きしたんですけど、私が不勉強で申し訳ないんですが、人権相談は、こども・女性・障害者支援センターとどういったところでやっているのか、教えていただいていいですか。

で、人権相談が何件あって、どういった内容か、主な内容とかもあれば教えてもらっていいですか。

【古瀬人権・同和対策課長】各種人権課題につきましては、それぞれの専門の人権の相談に応ずる機関がございます。

そういったことで、一番主なものは市町にいらっしゃる人権擁護委員さん、この方々は現在約196人だったと記憶しておりますが、これは市町の首長さんが任命をされているところでございます。各地域地域に法務支局がございますので、法務支局が事務局になって、電話で、あ

るいは直接相談に乗っておられたりします。

あと、私どもも人権センターを設けておりまして、私どもの方にも御相談が参りますけれども、より専門的な相談ということになりますと、その人権擁護委員さんをご紹介したり、あるいは県の児童センターをご紹介したりということでは対応をいたしているところでございます。

長崎法務局に昨年、相談が持ち込まれた件数でございますけれども、平成27年、これは暦年でございますが、人権に関しまして374件ということになっております。これは過去の推移から見ますと、平成24年が210件、平成25年が358件、平成26年が417件、平成27年が少し少なくなりましたけど、374件ということになっております。

内訳で申しますと、例えば、公務の関係で、教員の体罰とか、教員の不適切な対応といったものが、平成27年、374件のうち155件ということになっております。

それから、個人間、私人間の関係では暴行・虐待が62件、これは家族間も含めてでございます。

それから、福祉施設内での対応に関する問題が24件というようなことで、統計が上がっております。

【山田(朋)委員】平成27年度で374件ということでありました。すごく驚いたんですけど、教員による体罰等の問題が155件ということで、非常に件数が上がっているんだなと思ったのと、あとが虐待とか、それも施設内での虐待等も含むのかもしれませんが。そうすると、これで大体230件か240件だと思いますが、残りの100件はLGBTとかいろいろあると思うんですが、そういったものも含んでいるんなことというような形でいいですか。もしわかれば教えてください。

さい。

【古瀬人権・同和対策課長】人権侵害の対応については、詳細についてはわかりませんが、もう一つ、長崎労働局が毎年公表している労働紛争相談件数がございます。これも実は年々増えておりまして、その中には女性従業者に対するハラスメント、セクハラ、パワーハラスメント等についても増加の傾向にあるということが、長崎労働局のプレスリリースとして掲載をされております。

【山田(朋)委員】わかりました。

こういう法務局内の届出だから、そういった事案が上がってきたら、学校とはもちろん連携しているんですね。わかりました。

あと、先ほどちょっと申し上げたように、LGBTの方が15人に1人ぐらいいらっしゃるというような数字があるようです。そうすると、先ほどの透明性の資料の中の委員さんの意見にもありましたように、学校内で受けるLGBTに対する理解を求めるような、教職員がそういう知識を持ったり、周りに求めるようなことが必要ではないかと。私も、まさにそのように思っておりまして、教育委員会は教育委員会で独自にされていると思いますけれども、こちらの部局と教育委員会と連携して、子ども向けにLGBTに関する何か事業や講座をするような話をしたりとか、そういった取組はしているんでしょうか。

【古瀬人権・同和対策課長】人権教育というのは、まさに子どもにおける学校での教育、それから、学校を卒業した後の生涯学習を通しての人権教育が必要かと思います。

そういうことで、私どもは知事部局ではございますが、私どもの職場の中には教員が2人おりまして、県教委の義務教育課、あるいは高校

教育課と絶えず連携を取りながら研修を行っているところでございます。

LGBTにつきましては、昨年、文部科学省が全国の各学校に、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という指導を出しました。

学校の先生方も、実はどういうふうにしてそういった生徒児童に対応していけばいいのかというのが実際わからないというのが実態でございますので、LGBTの当事者の方に実は学校に行っていて、先生に対してそういった研修をしていただく。あるいは各学校を訪問していただいて、中学、高校の生徒さんに対して、そういったレクチャーをしていただくというようなことを行っております。

長崎には、そういった当事者の活動グループがございまして、主宰をしている中心の方にご足労いただいて、いろんな場面に赴いて、各学校、あるいは県民の皆様を対象とした研修会、講演会などを今行っているところでございます。

【山田(朋)委員】 最後にお聞きをしたいと思います。「食品の安心・安全確保に向けた施策の推進について」の中で伺います。

夏休み7月13日に、大瀬戸中学校で親子向けに講座を開いていただいたようですが、消費者の方とか、次に消費者になる子どもたちに対するとても重要な教育だと思っております。

来月13日、14日に、長崎市と佐世保市において、健康食品をテーマに講演やパネルディスカッションを行うと書いてあるんですけれども、健康食品と聞くといろいろあるかと思うんです。いいイメージのものというと、正直あんまりなくて、どういったものをテーマに行うのかなというのをお聞かせいただきたいと思います。

【永橋食品安全・消費生活課長】 今回の10月13日、14日に、長崎大学の先生にお願いして「健康食品の安全」というテーマでお話を伺うことにしておりますけれども、今、中身については先生と具体にお話をしているところですが、今、健康食品ということで、いっぱいいろんな報道なんかでなされております。それを食べれば健康になると思っている方もおられまして、それが消費相談なんかにも回ってきているという実態もございますので、いま一度健康食品というものについて、一般消費者の方にしっかり理解をしていただくという設定で、先生の方にはご相談をしているところでございます。

したがって、どの健康食品がとかいう特別なものというんじゃなくて、やっぱり一般的に健康食品というのはあくまでもサポートするものですよという趣旨のことを、先生の方からお話があると思っているところでございます。

【山田(朋)委員】 あくまでもサポート食品であるということと、あと中国とかの痩せる薬とかで亡くなった方もいらっしゃるじゃないですか。そういう間違ったものを買わないような指導というか、消費者教育になると思うんですけど、そういうのも少しあわせてやるような感じですか。健康食品と言いながら健康被害が出ている分もあるじゃないですか。そのあたりもちょっと。

【永橋食品安全・消費生活課長】 13日、14日の具体的な中身、ここまで言及しますとかいう情報まではまだ残念ながら私の方で持っておりませんけれども、我々としては、健康食品でいろんな問題が起きている実態がございまして、そこを少しでもなくすような方向でということのご依頼はしているところでございます。

【山田(朋)委員】 次のページに「食品の安全・

安心サポーターを育成する」とあります。今、各地域に食改さんとかいらっしゃると思うんですけど、その方々がスライドでなるのか。また、こういった対象を考えていて、こういった規模を考えているのか、そのあたりも教えてください。

【永橋食品安全・消費生活課長】私どもが今やっている、要するに一般の方々にリスクコミュニケーションということで、食品の安全・安心を理解していただく方法というのは、今申し上げた10月に講演会をやるとか、小学校、中学校に入って行ってやると。いろんな方法を取れるところでは取っているつもりでおるんですけども、地域の細かいところまで入っていくことがなかなか難しいということがございまして、このサポーター制度というのは、今年から始めた次第なんです。

この方々が県の食品に対する安全・安心の考え方を知っていただき、その上でその地域のお仲間たちに呼びかけていただいて、そこに県の職員なり、講師を頼んで、そこで話をしていきたいということをやっていると思って、5年間で40名、県内にそういうサポーターをつくっていききたいということで、今年初年度で8名の方々に、今の県の考え方を3回に分けて学んでいただくということで、先般2回目が終わったところでございます。

そうということで、まずは第1期生の8名の方が3回学んでいただいた上で、実際に各ご自身が住まれている地域のところでお仲間へ声をかけていただいて、そこに我々が次年度以降入っていくと思っております。

【友田委員】統計課の方で今般、新しい産業連関表の作成ができています。環境生活委員会所管委員会でありまますので、統計課の方

でつくられた、この産業連関表を踏まえた状況について少しお聞かせをいただきたいと思います。ですが、委員長、私は事前に資料をいただきましたけど、できれば資料の配付をお願いしたいと思います。

【中島(浩)委員長】 はい。

〔資料配付〕

【友田委員】 この平成23年表をつくられて、県内の経済状況がどうなのか、移出移入含めて、県内総生産も含めて、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

【松尾統計課長】 まず、この産業連関表は、本年6月に長崎県の公式ホームページにおいて公表させていただいております。今回、冊子版ということでお配りをさせていただきました。あわせて、「ながさきの統計9月号」において、「平成23年長崎県産業連関表について」という特集記事を掲載しておりますので、コピーをお持ちしております。あわせてご説明をさしあげます。

まず、産業連関表につきまして簡単にご説明をさしあげたいと思います。コピーの方の「ながさきの統計」2ページ目をお開きください。こちらの左下のところに図1で産業連関表のひな型というものを示しております。

産業連関表といいますのは、1月から12月の1年間、県内で生産された財とサービスの産業間取引、また県外のほかの地域で消費された額である移出と、それから外国へ出た輸出を合わせた輸移出など、どのように配分されたかを全ての産業について統一的に把握して、行列いわゆるマトリックスの形式で一覧表にお示しをしたものです。縦に見ていきますと投入構造が、横に見ていきますと産出構造を読み取ることができます。

続きまして、青い表紙の「長崎県産業連関表」をお開きください。こちらの3ページの図2にあります棒グラフ、それからその下にございます表1の項目につきましては、平成23年の県内生産額というものをお示ししております。平成23年の県内生産額は7兆5,458億円で、平成17年の7兆5,623億円に比べて0.2%の微減となっております。

それからまた、1ページにお戻りいただきまして、産業連関表についての下の図でございします。平成23年長崎県産業連関表からみた財・サービスの流れというところをご覧いただきますと、右側に県外に來ました輸移入、それから県外に流れました輸移出というものの表現がされております。輸移入が2兆4,675億円なのに対して、輸移出が1兆9,506億円となっております。5,169億円の輸移入超過となっております。

続きまして、16ページをお開きください。

16ページ、表13の右の欄に県際収支という項目がございします。こちらは輸移出から輸移入を引いた額というものをお示ししております。産業ごとに輸移出入の傾向をご覧いただくことができます。

第1次産業と第3次産業につきましては、輸移出が多いですが、第2次産業である製造業につきましては輸移入超過ということになっております。以上です。

【友田委員】詳しい分析はまたそれぞれやりたいと思いますけれども、平成17年の表も持ってきたんですけど、さっき説明があった0.2%ほど県内生産が減っているということです。でも、全体でいくと、5年前は9兆8,500億円だったのが総供給で10兆132億円になっていて、県民が県外に使ったお金が結果的に増えて9兆から10兆円になったと。5,000億円くらい増えたんだけ

ど、増えた分は県外にお金を使ってしまったということですね。だから、先ほどの県際収支でいくと、赤字が伸びたということなんだろうなと思っています。

ここは経済の委員会じゃないんだけれども、県内経済を考える上では、やはり長崎県は県外からも稼いでいるんですが、稼いでいる以上に県外に出ているということがこの表で明らかになっていると思っています。その辺の分析はまた別の機会にやりたいと思います。

あと、この作成は実際平成27年度中につくられるということで、「どうなっているんですか」とずっと聞いていたら、「バランス調整とか、つくるに当たって、いろいろ難しいところがあって、そこに手間取っています」というお話がありました。実際に専門家じゃないので、詳しいことはわかりませんが、これをつくっていく上でどの辺に苦労をしたのか、バランス調整とかどの辺が難しかったのか、少しテクニカルな部分ですけど、教えてもらえませんか。

【松尾統計課長】実を言いますと、産業連関表というものが、大体50ぐらいの統計の資料をベースにしてつくり上げていく加工統計になっておりまして、先ほど、縦の方向と横の方向を見ると、両者が一致していますということでご説明したんですが、そもそも持ってくる統計が異なりますので、最初から同じということではなくて、そこに誤差というものがあります。誤差を埋めていくところで、どこで埋めていくかというようなことを考えながら、その表の整合性を損なわないようにする作業のことをバランス調整と言っておりますが、1つをつくると別のところに不具合が生じるとか、そういうことがございましたので、そこで若干時間をいただく結果になったということでございます。

【友田委員】私も、県のホームページの産業連関表を見せていただいて、詳細のデータを見ると、すごい表がばーっと出ていますから、あの辺を一つひとついじっていくと、多分今課長がおっしゃるようにバランスを合わせるのはいんだらうなと、そう感じました。わかりました。

あと、構造については先ほど少し私が述べたので、そんなことでいいのかなと思うんですけど、一昨日ですか、農水経済委員会の新聞記事の中で、オフィス系の企業誘致と工業団地をつくるに当たっては経済波及効果が違いますよというのが公表されていましてよね。あれは平成23年版の産業連関表でやられたんですか。それは統計課でやったんですか。それとも別の部署でやったんですか。

【松尾統計課長】農水経済委員会での波及効果の試算につきましては、企業振興課の方で作成したツールを使われたと伺っております。

私どもの方では、平成23年の産業連関表をもとにいたしまして、経済波及効果の分析ツールというものをあわせて作成いたしました。それは4本ございまして、現在、長崎県のホームページに公開をさせていただいております。

それで、企業振興課につきましては、その分析ツールの一つを使って、独自に加工をいたしまして、雇用人数がどのくらい確保できれば、その波及効果がどれくらいになるのかという数字を算出したと伺っております。

【友田委員】あと、この活用なんですけど、例えば、今度、ねんりんピックをやります。ねんりんピックをやったら、それによる経済波及効果がこれだけだったというのが出てきます。連関表でやるんでしょうけど。

以前、私も一般質問等で提案したことがある。

本当は地域地域にこういった連関表がある方が、これは県内全体のデータを集めてつくっている、ピンポイントで例えば長崎市にどれだけの影響があるかということまではいかないですよね。県内全体波及ですね。表そのものがそうになっているから。

だから、今後、それぞれの自治体の中でそういった分析をしようという時に、やはり大もたになっている統計課がつくった県の産業連関表をどう加工していくかというか、地域に変えていくとか、そういったことになってくるんだろうと思うんですけど、市町が今後そういったふうに活用してやりたいという時に、県としてアドバイスできるのかどうか。合わせて、どのようにそこら辺を市町に伝えていくのか、そのあたりのお考えをお聞かせいただけますか。

【松尾統計課長】先ほども言いましたように、分析ツール自体はもう既に公表されていますので、委員ご指摘のとおり、県内の波及効果でしたら、どなたでも入力することができますし、やり方についてご質問とかいただければ適宜お答えするような形を取っております。

ただ、市町レベルの産業連関表の作成ということになりますと、もともになるデータそのものを市町が持っていないという問題もありますので、独自に作成するとなってくるとなかなか難しいのかなと思っております。

【友田委員】先進例では、本当の基礎自治体レベルでつくっているところもあって、本当はそこをやって、それぞれの自治体の必要な施策をつくる上でのバックデータをきっちり持つてやるべきだなと思うので、以前も言いましたけれども、できれば県主導で振興局単位でやれば、経済って大体そういう構造だと思うんですよ。

例えば、佐世保市にだって、私の地元の松浦

市から相当お金が行っていますし、松浦市の場合は県外にも行っているんだけど、そういう流れをある程度つかんだ上でやっていくと。

そういった意味では、実際に県の統計課がつくっておられるこのノウハウというものをそれぞれの基礎自治体の担当者に伝えていただけて、そこで独自に努力していただくことが大事だと思うので、今後そういった動きがあった時にはぜひ積極的にやっていただきたいと思いますし、県のホームページを見れば大体やり方はわかるんだけど、その辺をもう少しかみ砕いて、市の担当者とかそういった方々に伝えるような活用の仕方を県主導で基礎自治体の職員を集めてやるとか、そういった計画は今のところないんですか。

【松尾統計課長】一応統計部門ということになりますが、市町の職員の研修会がございますので、その席で内容についての研修をしたいと思います。

【友田委員】わかりました。

【吉村(正)委員】私も産業連関表のことで一つ、二つお聞きしたいと思うんですけども、長崎県の産業連関表、本当に詳しくおつくりになっているなと感心します。特に造船の関連部門ということで、項目が別にちゃんとあります。船舶・同修理というやつです。これは、長崎県は特に造船業が集積しているからということで、こういった項目を県独自につくられているのかなと思います。

同じように、長崎県は今、観光でということをやっているわけです。ところが、観光という欄はないです。例えば、対個人サービスだったり、交通関係のところになれたりとかいうことで、観光で今からやっていこうという時に、この部分だけ抜き出すというのは非常に大変な

作業だと思うんですけど、観光の分野をどうにか目に見える形で連関表上に持ってきて、観光にこれだけ投入があれば、アウトプットはこれだけ膨らんでくるんですよというようなことがわかりやすいと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

【松尾統計課長】先ほど、分析ツールのご説明をさしあげたところでございますが、その分析ツールの一つの中に、観光業という項目を特立てしております、イベントを何かして宿泊客が何人泊まった、経済波及効果がどういうふうに上がったというところの試算ができるような形にしております。

【吉村(正)委員】すみません、私の質問の意図がなかなか通じてないようです。

確かに、そういうことでの試算も大事だと思うんですけども、産業連関表というのは、要はその地域経済において、この業界、この業種にどのくらいのお金が行けばどういうふうにそれが波及していくか。

例えば、長崎で船をつくっているんですけど、人間は確かに長崎市内からどっと雇われていくと思うんですが、船をつくるのには、やっぱり鋼船ですから鉄を買ってこないといけない。でも、鉄は長崎から買っているわけじゃないですね。そういう産業同士のつながりがわかるというのは、その産業連関表の大事なところですよ。

となってくれば、確かに経済波及効果も大事ですけども、観光を伸ばすと思う時にも、皆さんが政策費を使われる時も、いやこれだけ観光に投資をすれば、どの業界においても、タクシーであろうが、バスであろうが、お土産品店であろうが、このくらい上がってくるんですよというのが目に見えてわかるのが産業連関表なんですよ。

だから、せっかくここまで上等なやつをつくられてあって、それを使わないというのはもったいないということで、もっと精度を高めていったらどうかというご質問なんです。それが悪いということじゃないんです。

確かに、GDPを出したり、そういうことにも有効なツールでしょうけれども、私が興味があるのは、それぞれの産業の分散表です。この中にもたしかありました。何ページだったかな、ぱらぱらっと見ていたら、あったので、ああ、いいないいなと思ったんです。感応度とか、影響度とか、それが分散図にあったのがあったと思うんですけど、そういうふうなものが欲しいというか、あるからいいんですけど、もっとうまく利用してですね。

さっき言った感応度とその影響度というのは、もう皆さん専門だから、わかるでしょうけど、いくら景気がよくなったといって、我々個人は三菱重工に船の製作を頼まないですよ。だから、そういう意味では、三菱重工の船づくりというのは長崎経済においては感応度がものすごく悪いんです。でも、影響度は強いわけです。三菱がどんどん、どんどん船つくって売れば、長崎の経済は潤うわけですから。そういったものを分析するツールとして、皆さんがもっとうまく使ってくださればうれしいなと思うし。

あと、その産業連関表の地方版をつくるにしても、皆さんがおつくりになる時はちゃんとサーベイ法を用いてなさっていると思うんですよ。いろんなところ、いろんな企業から、それこそ請求書やら領収書を持ってきて、これぐらい使っていますというのをもとにつくられていると思うんですけども、長崎県と長崎市とか、長崎県と佐世保市って、産業構造が似ているじゃないですか。造船もあるし、同修理もある。観

光もある程度あるとなれば、ノンサーベイ法でつくれると思うんですよ。ノンサーベイ法というのは、要は調査はしないけれども、就労人口で割るとか、そういったことで産業連関表の各地域版というのはできてくると思うんです。

そういうふうなものを、ここまでつくっていらっしゃるんだったら、そこまで落とし込んで、それぞれの地域の産業連関表はこれですって、この分野を伸ばされたらどうですかと、県の皆様だったら、その辺のアドバイスまでできていくと思うんですよ。その辺をなさったらどうですかというご提案なんですけど。長くなってすみません。

【松尾統計課長】貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

産業構造が長崎市と佐世保市はよく似ているということでございますが、どうしても統計というものが県全体の数字になっていますので、例えばその中に島原地区ですとか、離島地区も含まれたところの数字になりますので、人口で案分するとなれば、非常に誤差というところの心配もあるのかなと思っております。そこで統計としての信頼性ができるのかというのもありますので、なかなか地域版まで踏み切れてつくれないというところでございます。

【吉村(正)委員】何回も繰り返して申し訳ないんですけども、100%正解を求めちゃだめだと思うんです。長崎県がつくっている産業連関表だって、じゃ、全部が正しいかって、そうじゃないと思うんです。一つひとつ小さく見ていった時はですね。それでいいと思うんですよ。ざくっと、県内の経済はこういう動きをしていますよ。ざくっと、長崎市の経済、佐世保市の経済、それぞれの地域の経済は、ここにこのくらい投入すれば、これくらいほかのところに影

響があるんですよというのがわかる。その数字を持っておくという、もうそれだけでまずいいと思うんです。あと、それをどういうふうに皆さんが利用するかというのは、それぞれの市町でのそれこそ政策とか、そういった面も出てくるでしょうね。

その時に、長崎県としては、こういう便利な表があるんですよというを紹介するだけでもいいと思うし、皆さんご存じでしょうけどね。今はパソコンも発達しているから、行列の計算なんていうのはあっという間にできてしまうので、技術的にもそう難しいことはではないと思うんです。実は、私も長崎市の産業連関表をつくったことがあるんですよ。これは就労者数が出ていますから、その就労者数で数字を割っていったりして、つくったことがあります。パソコンと格闘すれば2日間でできました。

ということで、皆さんだったら、もっと早く各都市版ができるでしょうから、ぜひそういうことをしていただいて、おっ、長崎県はさすがだなと言われるような県になってほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

【松尾統計課長】 貴重なご意見ということで承っておきたいと思います。すみません。

【中島(浩)委員長】 ほかに質問はございませんでしょうか。

ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質問がないようですので、県民生活部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時59分 休憩 —

— 午前10時59分 再開 —

【中島(浩)委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

これをもって、県民生活部関係の審査を終了いたします。

明日は、午前10時から委員会を再開し、交通局の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午前11時 0分 散会 —

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年9月29日

自 午前10時 0分
至 午前11時55分
於 本館5-A会議室

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	大場 博文 君
委 員	三好 徳明 君
〃	野本 三雄 君
〃	瀬川 光之 君
〃	中島 廣義 君
〃	山田 朋子 君
〃	友田 吉泰 君
〃	大久保潔重 君
〃	麻生 隆 君
〃	吉村 正寿 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

交 通 部 長	山口 雄二 君
管 理 部 長	笠山 浩昭 君
営 業 部 長	小川 雅純 君
貸 切 部 長	濱口 清 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時58分 開議 —

【中島(浩)委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、交通局の審査を行います。

交通局は、分科会付託議案及び委員会付託議案がないことから、委員会による審査とし、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

交通局長より所管事項説明をお願いいたします。

【山口交通局長】 今回、交通局関係の議案はございませんので、所管事項についてご報告いたします。環境生活委員会関係議案説明資料の交通局をお開きください。

今回ご報告いたしますのは、新幹線建設に伴うターミナル移転の検討状況について、「ねりんピック長崎2016」への対応について、営業・広報活動について、ドライブレコーダーの設置について、バスの日の記念イベントについて、平成28年10月ダイヤ改正について、不当労働行為に係る救済の申立てについてで、その主な内容についてご説明いたします。

新幹線建設に伴うターミナル移転の検討状況について。

九州新幹線西九州ルートを整備に伴い、長崎駅及び諫早駅周辺では、再開発等関連事業が進められており、交通局においてもバスターミナルの移転について計画内容の検討を行っております。

長崎ターミナルの移転については、乗り場全体の効率性や利用者の利便性に配慮しつつ、駅舎や駅前広場等と調和のとれたデザインとなるようイメージパースの作成などを行っているところであり、新幹線開業予定の平成34年にはバスターミナルの供用を開始できるよう、計画の具体化に向けて取り組んでまいります。

諫早ターミナルの移転については、本年3月に交通結節機能の強化・充実を図る新ターミナルを公益的な施設と位置付け、諫早市に対して、再開発ビル床の特定分譲の申し出を行いました。

今後は、平成34年度の新幹線開業前の移転に向け、利用者の利便性を考慮した乗り場等の調整、待合機能・表示物等の検討のほか、窓口業務の効率化など、より具体的なターミナル機能の検討を進めてまいります。

ねんりんピック長崎2016への対応について。

交通局では、大会期間中、選手及び関係者の会場等への輸送手段として、延べ82台の貸切運行を予定しており、開会式前日までの間においても、大会関係者による競技会場等の下見や開会式・閉会式のリハーサルなどの送迎用として、延べ67台の運行を予定しております。

交通局としましては、大会関係者と連携を取りながら、大会の成功に向けて取り組んでまいります。

営業・広報活動について。

営業・広報活動については、これまでも新たな利用客の掘り起こし策として積極的に取り組んでまいりました。去る6月18日には、「九州高文連美術・工芸、書道、写真展長崎大会交流会」が開催され、路線バスに長崎をテーマにしたデザインを描く催しがあり、現在、そのバスはアートバスとして長崎市内を運行しております。

また、雲仙温泉観光協会が実施している「お得に雲仙温泉へ宿泊キャンペーン」への協力など、地域と連携した施策も進めております。

今後は、高齢者を対象としたバスの乗り方・交通安全教室やSNSを活用した広報など、多くの方にバスに関心を持っていただき、利用促進につながる営業・広報活動の強化に努めてま

いります。

なお、お手元にクリアファイルを載せていただいておりますが、ご説明いたしましたアートバスなど県営バスの取組に係る資料のほか、作成しておりますバスマップやペーパークラフトについて、参考までに本日配付させていただいておりますので、あわせてご報告させていただきます。

ドライブレコーダーの設置について。

交通局では、安全性並びに輸送サービスのさらなる向上に取り組むため、ドライブレコーダーの導入を進めており、本年7月末までに全ての車両に設置が完了いたしました。また、高速バス車両18台については、営業所でリアルタイムに位置情報や運行状況の映像が確認できる通信システムを導入しており、バスジャック対策等の安全面の強化を図っております。

ドライブレコーダーの導入により、事故発生時の検証が容易となり、適切な指導・教育に貢献しております。

今後は、事故の再発防止策を講じるとともに、乗務員の体験に基づいた危険箇所の情報などを収集し、事故を未然に防止するなど、一層の安全性と輸送サービスの向上に努めてまいります。

次に、別冊でお配りをしております追加2をお開きください。

バスの日の記念イベントについて。

明治36年9月20日に日本で初めて路線バスが運行されたことから、9月20日が「バスの日」に制定され、毎年、記念のイベントを実施することといたしております。

今年度の取組としては、九州のバス事業者では初めてとなるバス型のぬいぐるみ「赤バス走るぬいぐるみ」を5,000個製作し、一般販売を行うことといたしました。また、空港線リムジン

バスの新型車両を導入したことから、10月1日に開催される長崎空港「空の日フェスタ」へご応募いただいた子ども連れのご家族を新型車両で無料送迎することといたしております。

さらには、9月23日に、長崎市油木町の長崎交通公園において、赤迫保育園の園児約50名を招待し、交通安全教室を実施いたしました。今後も日頃のバス利用への感謝を込めた催しを企画し、県営バスの利用促進を図ってまいりたいと考えております。

平成28年10月ダイヤ改正について。

本年4月1日に実施いたしましたダイヤ改正以降、利用者からの要望へ対応するため、また交通局の路線展開方針の一つであります高齢者等の通院や買い物など昼間の時間帯の需要を捉えた運行を実施するため、10月1日付で一部ダイヤ改正を行うこととしております。

ダイヤ改正の具体的な内容は、これまで直行便のなかった滑石団地から長崎原爆病院及び長崎市もりまちハートセンターを結ぶ路線を新設することにより、高齢者や障害者の方々の利便性を向上させたいと考えております。そのほか、学校からの要望を受け、長崎東高及び西陵高校の登下校便について、途中経路の一部変更を行うことといたしております。

次に別冊でお配りしております追加3の不当労働行為に係る救済の申立てについては、補足説明資料を配付させていただいております。内容については後ほどご説明させていただきます。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

【中島(浩)委員長】 次に、営業部長及び管理部長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

【小川営業部長】 おはようございます。新幹線建設に伴うターミナルの移転の検討状況について補足して説明をさせていただきます。お手元に配付しております環境生活委員会補足説明資料の1ページをお開きください。

新長崎ターミナルの概要について説明させていただきます。

長崎ターミナルの移転につきましては、昨年11月及び本年2月の本委員会において、トランジットモール線を活用したターミナル機能についてお示しをし、その後、長崎市や県の関係部局等と連携を図りながら検討を進めているところでございます。

新長崎ターミナルの移転案につきましては、新幹線と在来線の高架に挟まれた敷地約600平方メートルの土地に、新幹線や在来線の高架橋の地上高が約12メートル程度であることから、3階建ての建物を建設することを想定し、検討を行っております。

なお、建物の高さにつきましては、駅周辺への景観への配慮や将来のメンテナンス性などを考慮し、高架橋の高さを超えない範囲で検討を行っているところでございます。

フロアの配置につきましては、1階部分に待合スペース、案内・発券機能などを配置し、乗り場につきましては、トランジットモール線に4～5バス程度の設置を想定し、関係機関と協議を進めております。

また、長崎市の都市計画において、移転候補地の区域には建築条件の指定がございます。建ぺい率が80%以下、容積率が400%以下となっており、前面の道路境界から2メートル以上のセットバック、いわゆる壁面後退という条件や新幹線及び在来線の高架橋との近接協議が必要であり、これらの条件の範囲内で検討を行って

おります。

長崎ターミナルは、主に県外を結ぶ高速バスや県内の都市間を結ぶ路線の発着拠点となっていることから、1日当たり約300便が発着しており、当局以外のバス事業者では県内2社、県外6社のバスが発着しております。新しいターミナルにおいても、基本的には現在と同様の発着数を想定しております。

次に、2ページをお開きください。

この図面は、新長崎ターミナルの移転案の位置図を示したもので、長崎市が作成した長崎駅周辺土地区画整理事業の計画図にターミナルの移転案を重ねたものでございます。新しいターミナルは、図の中心部に赤い丸で囲んだ位置に移転することとしており、新駅舎に近接した立地であることから、バス、JR相互の利便性は高く、本県を訪れる観光客にとりましても利用しやすいものと考えております。

具体的には図の右下に拡大した図を示しておりますが、トランジットモール線に乗り場を設置し、新幹線の高架と在来線の高架に挟まれた台形状の土地に待合所や発券・案内機能を設置することとしております。

次に3ページをお開きください。

このイメージ図は、現在検討中の新しいターミナルのイメージをできるだけわかりやすくお伝えするために作成したものでございます。今後の長崎駅周辺エリアデザイン調整会議における調整や局独自に検討を進めていく中で、配置やレイアウトなど変更となる可能性があることをご了承いただければと思っております。

左側にお示ししておりますのは、トランジットモール線側からターミナルの出入り口方向を見たイメージ図でございます。バス乗り場は、4から5バス程度を想定し、県外高速バスや県

内の都市間路線の発着に対応したいと考えております。外観については、駅周辺環境のデザインとも調和の取れたものとなるよう、関係機関との連携を図りつつ検討を進めてまいります。

右側の上段の図は、ターミナルの正面入り口を入れてすぐのエントランススペースを示した内観イメージ図でございます。

右側の下段の図でございますが、エントランススペースから奥の方に進みましたところがございます窓口・待合スペースのイメージを示しております。

このように、バスをご利用いただくお客様にとって、わかりやすく待ち時間を快適にお過ごしいただけるようなバスターミナルとなるよう、検討を進めているところでございます。

今後は、発券・窓口等の機能面や利用者の動線を考慮した案内方法の研究など、より具体的な検討を行ってまいります。

続きまして、新諫早ターミナルの状況についてご説明させていただきます。4ページをお開きください。

諫早ターミナルの移転につきましては、諫早市が進める駅周辺の再開発事業に合わせ、乗り場を駅前広場に設けるとともに、待合・案内所等を再開発ビル内に設置する計画で検討を進めております。

待合所等につきましては、面積約200平方メートルの床を再開発ビル内に確保し、案内・発券機能等を配置することとしております。なお、本年3月には、諫早市に対し、再開発ビル床の特定分譲を申し出ており、今後、諫早市が策定する管理処分計画において反映されることとなっております。

乗り場につきましては、駅前交通広場に6バス程度を設けることを想定しております。

諫早ターミナルは、諫早市内線のほか、長崎空港や長崎医療センターなど大村方面への路線バス、長崎までの高速シャトルバスなど、多くの便が毎日発着しております。また、県営バスだけではなく、島原、南島原、雲仙、小浜を結ぶ島鉄バスが運行する路線バスや島鉄バスと西鉄バスが共同運行している高速バスの福岡・島原線の発着も行っております。ターミナル移転後も、現在と同様に1日当たり約700便の発着を想定しております。

次に5ページをご覧ください。

この図面は、諫早市が策定した諫早駅整備デザイン計画検討会議報告書の中から抜粋したものでございます。

諫早駅周辺の再開発事業の事業スケジュールを右側上段にお示ししております。ターミナル機能が入るビルの整備は平成31年度の完成予定、乗り場となります駅前広場の整備は平成32年度の完成予定となっていることから、今後とも、諫早市と緊密に連携を取りながら準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、6ページをお開きいただければと思います。

この図面は、再開発ビル内に設置予定のターミナル機能を示したものでございます。

バスをご利用いただくお客様にとって、待ち時間を快適にお過ごしいただけるターミナルにしたいと考えております。また、新幹線を利用して本県を訪れる観光客にとっても、安心してバスをご利用いただけるよう、乗り場案内や行き先表示など、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【笠山管理部長】おはようございます。自治労

連長崎公共交通労働組合等からの不当労働行為救済の申立てについて、補足して説明をさせていただきます。

お手元の資料の当該資料について1ページをお開きいただくよう、お願いいたします。

申立ての概要でございますが、その枠内に記載しておりますが、当局の労働組合の一つである長崎公共交通労働組合、これは平成26年10月に設立されたものでありますが、組合と組合員3名から、以下の内容により、交通局を相手方として、不当労働行為に係る救済の申立てが県労働委員会へなされました。

当局といたしましては、今後、労働委員会において行われる審査の中で、不当労働行為は行っていない旨の主張をしてまいりたいと考えております。

その概要でございます。1として、申立人は、先ほど申し上げましたように自治労連長崎公共交通労働組合、執行委員長右田洋一と同組合員3名の連名でございます。

組合でございますが、その下に記載しておりますとおり、当局には2つございまして、長崎交通労働組合、こちらを以下、長交労組という言い方をさせていただきます。その下に書いてございます長崎公共交通労働組合、組合員11名でございますが、こちらを公共交通労組ということで申し上げたいと思っております。

この公共交通労組とその組合員から今回申し立てがあったということでございます。

2として、申立日でございますが、本年9月7日に労働委員会に提出され、受理されております。ただ、に記載しておりますとおり、交通局に対しては、申立書の写しは一昨日の9月27日に送付されたところでございます。

次に2ページをご覧くださいませすでしょうか。

3として、申立ての主な内容でございます。申立ては、大きく4つに分かれておりまして、そのうち3つの個別の事案が、先ほどお話いたしました申立人3名の個々の事案となっております。

といたしておりますが、元貸切運転士によるガイドへのセクハラ事案についてです。点線の枠内に記載しておりますのが、申立人の主張を要約したものでございます。

まず、申立人Aとさせていただきますが、申立人Aは、貸切乗務員であった平成21年当時、事実ではないセクハラ行為について、交通局から反省文の提出を強要された上、貸切乗務から乗合乗務へ変更され、手当額の減少など経済的な不利益を受けたとし、申立人Aを希望する貸切乗務に就かせない措置は何ら正当な理由はなく、不利益な差別的取扱いであり、交通局は申立人Aを直ちに貸切バス乗務員として取り扱うことを求めています。

以下に記載しておりますのは、これに対する交通局の考え方でございます。

まず、平成21年当時、申立人Aによる貸切バス運行中のセクハラ行為について、複数のバスガイドから訴えがあったため、申立人Aを含む関係者に確認を行いました。その結果、申立人A本人が事実を認め、反省文の提出がなされております。反省文の提出については、交通局から強要したという事実はございません。

貸切乗務については、貸切業務の性質から、特に協調性や適応性が重要と考えており、特にセクハラ行為や男女間の問題が生じることのないよう、職場の規律確保を重視しておるところでございます。

本事案においては、複数のガイドからの訴え、及び申立人Aからの聴取結果を踏まえ、申立人

Aの乗務形態の変更を行ったものでございます。

なお、乗合乗務と貸切乗務で任用上の取扱いや給与制度が異なることはなく、あくまで乗務員の適性等を踏まえた乗務形態のあり方であることから、本事案のような貸切から乗合への乗務の変更については、不利益な差別的な取扱いとは考えておりません。

次に、3ページをお開きください。

2つ目の事案でございますが、貸切運転業務の序列に関する事案でございます。

申立人の主張でございますが、本来、貸切・高速・路線の乗務担当者については、交通局が決めるのが当然であるが、長交労組の支部役員の判断で決められているとし、申立人Bは、長交労組から貸切乗務の序列を変えられ、貸切乗務を外されたり、貸切予備乗務としてしか乗務できていないとしております。

交通局は、この事態を放置しているとした上で、直ちに予備ではなく貸切乗務員として配属すること等を求めています。

ここで貸切予備乗務と申しますのは、通常は乗合バスに乗務し、貸切の繁忙時期に貸切バスに乗務を行う担当業務でございます。

これに対し、交通局の考え方でございますが、貸切運転業務については、交通局において、業務を希望する職員の中から、運転技術や健康面、接客接遇面、勤務態度など貸切業務への適性を総合的に判断をさせていただいた上で勤務させております。その際、実際に運行に当たっている現場の意見を参考として聞くこととしておりますが、あくまで交通局において決定しております。特定の組合が決定し、交通局がそれを放置しているという事実はございません。

の案件と同様に、貸切から乗合への乗務の変更については差別的な取扱いであるとは考え

ておりませんで、さらに貸切乗務の序列というものではなく、あくまで乗務員の適性等を踏まえて、個別に判断をいたしておるものでございます。

次に4ページをご覧ください。

3つ目の事案でございますが、運転士による公金横領疑惑事案でございます。

申立人Cは、長交労組組合員から、過去に「申立人Cが公金を窃取した」といううわさを職場で流されたとし、これは長交労組が公共交通労組の弱体化を狙い、交通局と共謀して申立人Cを誹謗中傷しているものとしております。

交通局は申立人Cに対する公金横領疑惑については「申立人Cによる公金着服の事実はなかった」と公表すること等を求めています。

これに対し、交通局としましては、平成27年10月の公共交通労組との組合交渉の場で本件についての話がありました。事実であれば重大な問題であることから、本年3月まで慎重に調査を実施してまいりました。

調査の結果、申立人Cが公金を着服したという事実も、着服しなかったという事実も確認できなかったものであり、このことについては申立人の組合へも十分説明を行ってまいったところでございます。

また、交通局が長交労組と共謀しているという事実はございません。

その他でございますが、4つ目になりますが、労働組合の所属の如何によって、一切の不利益的差別的取扱いをしてはならないとの申し立てがございますけれども、これまでも不利益差別的取扱いは行っておらず、今後も労働組合法等の趣旨を踏まえ、適切に対応していくこととしております。

今後でございますが、本年10月以降、来月以

降、労働委員会の審査が行われる予定とお聞きしておりまして、交通局としましては、一昨日届きました申立書の内容を十分精査しました上で、不当労働行為は行っていない旨を主張してまいりたいと考えております。

申立ての概要等につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性の確保などに関する資料」について説明をお願いいたします。

【笠山管理部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料についてご説明いたします。

まず、1,000万円以上の契約案件について。

本年5月から8月までの実績は、資料の1ページに記載のとおり、計3件となっております。

次に、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年5月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、諫早駅周辺整備事業への協力と支援についての1件となっており、それに対する県の取扱いは、資料の3ページに記載のとおりであります。

附属機関等会議結果報告については、第22回長崎県営バス経営評価委員会の1件となっており、その内容については資料の4ページに記載のとおりでございます。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳

情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について何かご質問はございませんでしょうか。18番の諫早市からのみになっておるようです。

【大久保委員】諫早市から唯一陳情があるということでありましたので、ちょっと質問させていただきます。

平成34年の新幹線の開業に向けて、着々と計画が進んでいるわけでありまして、今、部長の方からも新長崎ターミナルと新諫早ターミナルの両方について説明をいただきました。新諫早ターミナルということでちょっとお尋ねしたいと思います。

今の県営バスターミナルが昭和44年完成、築46年ということでありまして、いずれその機能が新しい駅ビルに入るということであります。そういう中で、今現在の諫早ターミナルが新しい駅ビルに入った後、どうなっていくのかなという感じがするんですけれども、何か大まかな計画があればお示しいただきたいと思います。

【小川営業部長】現在の諫早ターミナルの今後の見通しということだと思いますが、委員ご指摘のとおり、現在の諫早ターミナルにつきましては、かなり老朽化が進んでおるということでございます。

私どもといたしましては、ターミナル機能を新しくできます諫早駅前の方に移転をしまして、現在のターミナルについては解体をしたいと考えておりまして、その跡地利用につきまして、現在どういう用途に使った方がいいのか、また、どのような事業手法が望ましいのか、また、諫早市が考えられているまちづくり等に配慮したものとなるように、その分についての調査関係を今現在行っております。

それにつきましては、まとめ次第、また当委員会の方にもご報告をさせていただきながら、諫早市からの意見も聞きながら、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

【大久保委員】新しく機能が駅ビルの方に入りますので、新幹線も通るとなると、まさにその駅を結節点とした新しい交通体系ができるのかなと思います。そういう意味では、今のターミナルというのは駅のちょうど真正面にあって、その前の道路が狭いということもあって、将来的にはその道を拡幅して、またその結節点としての機能を果たしていきたいという諫早市の希望もあったと思います。そうすると、今の県営バスのターミナルのところは、道路として幾分スペースを取られるということも可能性としてあるわけではありますが、その辺はもう把握はされてありますか。

【小川営業部長】諫早市の方からはまだ具体的な計画は出ていないんですが、今の諫早駅舎から本明川に向けて道路が非常に狭いという部分と歩道が確保されていない、そういうものについても確保したいというお話はいただいておりますので、そこを見越した形で、私どもも跡地の利用について計画検討を進めていくという形で、そこは諫早市の方と十分に連絡を取りながらやらせていただいているというところでございます。

【大久保委員】小川営業部長は以前諫早市にも出向という形でおられたので、諫早市との連携はよく取れるのかなと思っております。

そこで、今の県営バスターミナルが、道路を拡幅した時に敷地を取られる可能性もあると。残りのスペースは、大まかに売却の予定なのか、あるいは貸す、あるいは県交通局として自前で

建て替えをするのか、その辺だけでもわかる範囲で教えていただければ。

【小川営業部長】諫早ターミナルの土地については、唯一私どもの単独所有の土地でございますので、そこをどう有効に活かしていくかはやはり考えていかなきゃいけないと思っています。その上で、先ほど申し上げましたように、どういう形での利用をしていくのか。

例えば、諫早駅周辺整備事業につきましては、現在、県央振興局側のところに大規模な駐車場の計画がございますので、それとかぶるような駐車場的な用途の利用というのは多分できないかと思っておりますので、そういうものも含めまして、ほかの用途として諫早市のまちづくりに配慮した形で使うと。その場合に、いわゆる私どもが自己所有でもって自分で建物を建てた方がいいのか。ほかのいわゆる借地等々のケースもあるでしょうし、また、いろんな事業の手法で民間活力を活かしたという形もあり得ると思いますので、事業手法も含めて、現在検討を行っているというところでございますので、そういう整理ができた段階で、またご報告、ご相談をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

【大久保委員】今、近隣に新たな駐車場が恐らくできるだろうから、そこはかぶる可能性があるのではということでした。

いろいろ考えた時に住居施設なのか、商業施設なのか、あるいはレジャー施設なのか、いろんな選択肢があると思います。いろいろこれから調査の中で決定をしていくと思うんですね。

それから、県営バスターミナルの隣に西友がありましたけれども、なくなって、その後どうなったか、はっきり我々も情報として入りません。民間の投資といいますか、開発をされるん

でしょうけれども、そこもどういう施設になっていくのかというのを読みながら、もともと西友の施設と県営バスターミナルは2階でつながっていましたので、そこらあたりもやっぱり連携した取組が必要になってくるのかなと思います。

大体の時間的なスケジュールとして、いつ頃までに大体明らかになりそうですか。どういうのができるとか、わかりますか。

【小川営業部長】先ほど補足説明をさせていただきました中で、現在のターミナル機能といいますか、待合機能等々が入る再開発ビルができる予定が今平成31年度でございまして、バスの乗降場ができる交通広場の整備が平成32年度にできるという形になっておりますので、大まかにいきますと、平成32年度から平成33年度にかけてまして、現在のターミナル機能を駅前広場の方に移すと。順調にいきますと、そういうスケジュールになるかと思っております。できたら、その後に今の建物を解体をして、何らかの形で活用を図るという形になるかと思っておりますので、そこを想定しますと、平成30年度ぐらいまでには、一つの方向性、形、こういう方向でいきたいというものは一定ご報告、ご相談をして決定をしていく必要があるのではないかと考えております。

【大久保委員】開業予定の1年か2年前にはもう移転をするので、さらにその1～2年前ぐらいには大きな方向性が出るというお答えだったかなと思います。ぜひ市民の皆さん、あるいは市の意見も十分聞きながら、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、最後ですけれども、ターミナルの機能は駅ビルに行きますが、ターミナルの中の店舗の皆さんたちはどんな感じになりますか。

【小川営業部長】現在、私どもの諫早ターミナルの2階で商業関係で店舗が数店入っておりますが、使用許可という格好で今ご利用いただいているわけでございますけれども、一応そのの皆様とも話し合いをする機会を何度か設けておりまして、今の時点としては、平成32年度まではご入居いただけるという方向で話をしておりますので、そこまでについては今の状態のままご利用いただけるのかなと思うんですが、当然、解体をすることによって、それぞれ独自に営業を続けられるのか、また、ほかの場所を見つけて営業されるのか、今後各々に判断されていかれるのかなということで考えております。

【大久保委員】このターミナルが築46年ということですから、店舗の皆さんも長年そこで商売をされていまして、その分高齢化もされていて、新しくなった時にはまた新たな投資が出現するわけですから、そここのところは非常に悩まれると思うんです。ただ、一方でやっぱり長年されているからこそ、顧客を持っておられる店舗もありますので、そういう意味で新天地でチャレンジをするという時にはぜひ県交通局としても特段の配慮みたいなのをしていただければ幸いかなと思いますが、どうですか、最後。

【小川営業部長】私ども、かねてから、そちらの店舗の皆さんとお話する中でも、もし例えば、諫早市が整備をされる再開発ビルの方に新たに店舗スペースを構えたいということであれば、私どもの方としても、諫早市の方にぜひご配慮をいただきたいというお話はさせていただきますという申し伝えはしておりますので、今のところ、特段そういう申し入れはあっていないということですが、今後、もしそういうお話が出てくれば、諫早市の方に十分そういうお話はしていきたいと考えております。以上

でございます。

【大久保委員】わかりました。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくこといたします。

続きまして、議案外の所管事務一般に対する質問を行うこといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【山田(朋)委員】1,000万円以上の契約状況一覧表の2です。バスボディの改造工事ということで5,918万4,000円、バス車両14台の分が上っておりますが、これはノンステップバスへの改造と理解していいですか。その中身を教えてください。

【小川営業部長】このバスボディ改造工事でございますが、これにつきましては平成15年、平成16年式の通常の乗合バスが、一定車齢が経っているものですから、その改造工事。それと平成20年の高速車両、それと平成16年の貸切大型車の車両が、やはりいずれも一定期間が経っておりますので、外観の塗り替えとか、もしくは中のシートの張り替えだとか、そういうもののそれぞれの改造を行っているということでございまして、ノンステップ、ワンステップ等々の改造を行っているということではございません。

【山田(朋)委員】わかりました。

今、多分計画的にやっていたかとは思いますが、まだまだやっていけないといけないというのがどれくらいあるのか、それぞれ計画があるものを教えていただければいい

ですか。

【小川営業部長】このボディ改造でございますが、概ね12年をめぐりに今実施をしております。当初新車で買って、それから約12年くらい経ちましたら、このボディ改造を1回かけまして、その上で車両更新は、20年以上使う分もございしますが、概ね目安として20年という形で利用させていただいておりますので、一定年数がくれば、それぞれの車両の状態を見ながら、ボディ改造等々をさせていただいているところでございます。

【山田(朋)委員】わかりました。

もう一点伺いたいと思います。4ページの長崎県営バス経営評価委員会の中で、一番最後のところに乗務員の定着について書いてあったかと思えます。県営バスはよく存じませんが、民間はあまり定着をしないようなことが書いてあるように感じたので、こういった勤続年数なのか、そのあたりを教えてください。

【笠山管理部長】運転手の離職率について調査したことがございまして、1年目、2年目、5年目までどういう形で離職をしていくのかということなんですが、国土交通省が調査をしたことがございまして、大手35社なんですけれども、1年目で29%が離職、2年目が28%の離職ということに対して、私ども交通局と県営バスの県営バスグループでは、1年目で14%、2年目で16%、これは平成24年度から平成26年度の退職者について調査したものでございます。国のほうは、平成24年度の退職者について調査したものでございます。若干時期は違っておりますが、離職率という言い方で言いますと、若干うちのほうが少ないというふうな調査はございます。

勤続年数の方は、ちょっと資料を用意して後ほどご説明します。

【麻生委員】おはようございます。環境生活委員会の政策過程の関係の中で、審議事項の中の、4ページですけれども、返納パスのこととか書いてあります。前回説明ありましたけれども、実は乗合バスは、普通のマイカーと競合関係が顕著であります。特に諫早関係は県営バスが今運行されていますが、どっちかといったらマイカーの使用率が高い、なかなか採算性が合わないという状況もあるかと思いますが、今、返納パスを使われて、戦略的に検討して高齢者を囲い込みとかいう形をされておりますが、この状況で今、評価といいますか、皆さんからの感触だとか、県営バスに寄せられている要望だとかいうのは上がってきているんでしょうか、教えてもらっていいですか。

【小川営業部長】免許返納者パスの状況というご質問だと思いますが、6月から諫早市、大村市の区域内で開始をさせていただいております。現在の利用者数というのが、諫早市、大村市で約20名のご利用をいただいておりますので、1月3,000円のフリーパスでございますので、この方々はほとんど毎月更新をいただいているというような状況でございます。

利用者の声でございますが、私ども、今回の免許返納者パスにつきましては、社会実験として取り組ませていただいておりますので、現在、利用者の方々から、毎月利用を終わった後にアンケート調査を実施させていただいておりますので、その中で例えば、もう少し料金を安くしてほしいとか、このくらいいいとか、例えば利用区間について諫早市だけじゃなくて、諫早市、大村市両方行けるようにしてほしいとか、そういうお声もいただいております。

今後は、そういうご利用をいただいているお

お客様の声、それと子どもはその収支に与える影響等々踏まえて、どういう料金設定が適正なのかという部分もございますし、その利用の範囲についても十分に検討を行いながら、本格実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

【麻生委員】 今後、高齢化に伴う新しい戦略だと思うんですけども、2点この点でお尋ねしたいのは、今、諫早市、大村市でやっていらっしゃることにについて評価を受けながら、長崎市だとか、こういう県営バス主体の地域に展開を図る考えがまずあるのかどうか1点。

あと1点は、やっぱり高齢者が回るというのは広域じゃなくて、どっちかといったら病院だとか、買い物だとか、そういう小さなエリアでやられるんですね。だから、高齢者パスといっても越境じゃなくて、駅中心だとか、商店街中心、病院中心の循環バスのような要素を、県営バスとしても戦略的な検討があるのかどうか。要は循環バスのような要素です。その2点をお尋ねしたいんです。

【小川営業部長】 私ども、前の6月定例会の委員会の方でもお答えをさせていただいたと思いますが、現在、免許返納者パスについて社会実験を1年間ということで実施をさせていただいておりますので、今後、免許返納者パス、または将来的に高齢者パスの実施につきまして、現在社会実験をやっております諫早市、大村市だけではなくて、長崎市も含めた形で導入について検討を行っていきたいと思っております。当然、地元でありますそれぞれの自治体とのいろんな協議調整ということも必要になるのかと思っております。

あと、その運行のあり方でございますが、私ども、高齢者に特化をした、例えば通院だとか、

お買い物というものでご利用いただくようなことで考えておまして、平成27年の4月からは、それまで交通空白地帯であったんですが、片淵線の運行を始めまして、実はそれぞれの便に16人の座席しかない車両でございますけれども、立席が出るほどご利用いただいていると。ほとんど主婦、もしくは高齢者の方で、通院もしくはお買い物でご利用いただいているということでございます。

今回、先ほどご説明いたしました10月のダイヤ改正につきましても、長崎市北部の滑石の方から原爆病院、ハートセンター向けに平日の昼間だけでございますが、運行させていただく予定にしておりますけれども、この分につきましても、狙いとしては、いわゆる高齢者、もしくは障害者の方のお買い物だとか、もしくは通院という形で、ご要望もあっておりますので、そういうことにぜひお使いいただければということもありまして、今回のダイヤ改正を行ったということでございますので、今後も高齢者、もしくは障害者を含めて通院とか、お買い物とかに対するダイヤ、もしくは路線の引き方についても十分研究を行いながら、地域のニーズに応えられるように検討を進めてまいりたいと考えております。

【麻生委員】 わかりました。6月にも1度お尋ねしましたがけれども、社会実験でしょうから、ぜひデータを取らせていただいて、なかなかまだ少ない数で、どれだけ評価があるかということとはわかりませんが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

あと1点、この議題の中に書いてあるかどうかわかりませんが、新しい営業・広報活動とあります。実は、この前から県営バスが長崎ペンギン水族館と一緒にやっていらっ

しゃるペンギン号ですか、これは長崎ペンギン水族館との共同ですけどね。（発言する者あり）

【中島(浩)委員長】 この一番最後の会議についてでしょう。

【麻生委員】 はい。そういう中で営業活動がされていらっしゃるの、ある意味ではおもしろい取組かなと思っていて、もっと営業の状況をそういうとことうまくかみ合わせた形で、そういう話が経営評価委員会の中では今回は上がってこなかったのかどうかと思っているんですけども、その点についてはどうなんですか。

【小川営業部長】 かねてより長崎ペンギン水族館の方からは、ぜひペンギン水族館としてのそういう売り出しをしたいとか、利用者の利便性を高めてもっと多くご来館いただくような取組をしたいというお話もございまして、私ども、実は昨年より長崎ペンギン水族館向けにつきましては、バスに長崎ペンギン水族館の絵を入れたりとか、いろんな形で向こうの管理者側と協議をさせていただきながら進めさせていただいております。

そのほかにも、私どもとしては、できるだけ関係するところと連携をした取組として、今年のダイヤ改正の表紙にも使っているんですが、例えば、諫早市の小長井ではフルーツバス停というのが有名なんです、そのフルーツバス停を模したフルーツレンジャーというのを地元でつくっておられますので、そういうものをイベントに招いて、一緒にコラボした企画をやったりとか、中には、そういうものを私どもの車両のラッピングに使いたいというお話も来ておりますので、できるだけ企業との連携だとか、もしくはそれぞれの地域ごとの連携というのをよく地元の方ともお話をしながら、今後とも進めてまいりたいと考えております。

【中島(浩)委員長】 ほかに質問はございませんでしょうか。

【笠山管理部長】 先ほど委員からご質問があった件で、補足してご説明をさせていただきます。説明が不十分だったかと思ひまして、申し訳ございません。

離職率の数字なんです、数字は間違いないんですけども、交通局の方の調査というのは、平成24年度から平成26年度までに退職された方の中で勤続年数1年目の退職者が14%、2年目の退職者が16%、国の方も同じような考え方の数字でございます。

それから、勤続年数でございますが、まず、交通局の県営バスグループの正規職員の勤続年数ですけども、今年の4月1日現在で17.04年となっております。嘱託の方なんですけれども、私ども、採用をした場合には嘱託という身分で雇用契約をさせていただいております、委員ご指摘のとおり、定着を高めるためにいろいろな取組を行ってまいりました。一つが処遇を改善するということもございますが、やはり将来に希望を持って働いていただくということが何よりという考え方もございまして、勤続5年以上の嘱託の方を対象に正規化というのをやっております。

これについては、交通局の正規化でございますけれども、従来は定年退職者に応じた数の正規化をしておったんですが、この数を平成25年度に6名、平成26年度に8名と拡充を行い、昨年度15名ということで拡大をさせていただきました。こういう取組を進める中で、申し上げましたように将来に希望を持って県営バスグループで働いていただくということの取組を進めておるところでございます。以上でございます。

【中島(浩)委員長】 ほかに質問はございません

でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは次に、議案外所管事務一般について、質問はございませんでしょうか。

【吉村(正)委員】 ご説明いただいた新長崎ターミナルの概要について、ちょっと心配な点が2～3ございますので、ご質問させていただきたいと思います。

まず、2ページ、平面図、これに交通の新しい結節点ということで、トランジットモール線にバスターミナルの配置をするようにしているんですよというお話なんです。そもそもこの新しいトランジットモール線ですけれども、長崎市の方で都市計画決定がなされているのかなと。電車がもう入らないというふうに、これは決めているんですね。電車が入ってこないということは、交通結節点の大きな一つのツールを失っているということなので、それが果たして長崎にとって最善の場所なのかという疑問が1つ出てくるのと。

あと、そもそも都市計画決定がなされないところでこういう計画で、ターミナルですからいいんでしょうけど。まず、その2点お答えいただきたいと思います。

【小川営業部長】 まず、新長崎ターミナルの移転の場所の件でございますけれども、都市計画決定につきましては、もともと電車が入るということでトランジットモール線という形の表示になって、それに向けた形で特殊街路という形で都市計画決定がなされております。長崎市と協議をしていく中で、電車が入らないということもございまして、これを一般街路化するという形で都市計画決定の変更手続をされるというお話を聞いておりまして、そこも含めて

連携を取りながら、長崎市と協議をさせていただいているというところでございます。

【吉村(正)委員】 もう一つ心配なのが、新長崎ターミナルを建設するに当たっての需要予測です。新幹線の駅ですよ。これを見ると1ページに、これが需要予測になるんでしょうけれども、1日当たりの利用人員が約5,000人で、1日当たりの発着便数が平日で303便と書いてあります。これを果たして我々はこのまま受け取っていいものかどうかというのを非常に今迷っています。

というのが、新幹線の新しい駅なんです。どこと結ばれるかということ、ここに書いてある県外高速バス、福岡、北九州、熊本、鹿児島。このあたりは新幹線の方がはるかに便利で早くなる。バスの値段がどれくらいになるかわかりませんが、わざわざバスを利用するんだらうかということもちょっと心配になるんです。よっぽどのサービス向上とか、時間の短縮とか、そういったのがない限り、なかなかバスの方に人が流れないんじゃないかなと思ったりもします。こういう需要予測、私は甘いと思うんですよ。そのあたりは皆さんいかがお考えでしょうか。

【小川営業部長】 ターミナル建設に伴う需要予測ということでございますが、新幹線建設整備がされてからの話ということでございますけど、今現在でも長崎・博多間というのは「特急かもめ」という形での運行がされております。それぞれJR等々で九州各県と結ばれているという状況がございまして、ましてや九州の縦軸につきましては、鹿児島ルートの新幹線も通っているという状況でございますが、私どもが今運行しております県外高速で、北九州、大分、熊本、宮崎、鹿児島と、この路線で年間約13万人のご利用がございまして、それ以外にもここに

発着する分については、私ども共同運行しております長崎・佐世保線とか、ハウステンボス線、また長崎・雲仙線も発着をしてございますし、一番便数が多いのがいわゆる空港リムジンバスと。それ以外に、これはＪＲの路線と丸かぶりになります、長崎・福岡線というのを九州急行さんが運行されておまして、ここも年間80万人近いご利用があるという状況でございますので、一定そういう利用者の方は時間便益、もしくは費用便益等々も踏まえて、その選択をされるんだろうと考えておりますので、一定のご利用をいただけるよう、私どもとしても努力をする必要はございますし、そういう準備をしていくということで考えているところでございます。

【吉村(正)委員】新幹線をいろいろ大騒ぎしている割には、県営バスの方としてはあんまり脅威でもなんでもないのであるかなと。十分に戦っているんだという自信のほどをちょっと伺ったような感じで、私としては、うれしいやらなんやらで。

ただ、やはり新しい長崎駅というのはおっしゃるとおり、交通の新しい結節点でもあるわけですから、それなりに人は集まると思うんです。その時にターミナルだけの整備でいいのかなとちょっと心配するんです。

例えば、ＪＲ各社上層部の方にいろいろ聞いても、「いや、うちは鉄道じゃなくて不動産屋ですから」とおっしゃるわけなんですよ。これは個人的な発言でしょうけど。なんかという、要は駅とかそういったところはお客さんが必ず集まるわけなんです。そうしたら、その人たちを商売に取り込もうやということで、ショッピングモールとかそういったことをつくるのは、もう発想としてはしごく当然のことで、

ＪＲはもうそれをどこでもやられています。ＪＲ北海道からＪＲ九州までですよ。もう駅イコールショッピングセンターと一緒に合築して、その収入を得て経営の安定化を図っているというのをやっているじゃないですか。

私は、鉄道がありならバス事業者もありだと思っんです。例えば、実際駅前の今のターミナルだって、そういう機能がある。地域という言い方がいいかどうか分かりませんが、実際もうやられているわけです。そうしたら、そういった機能を増強して新しいターミナルでやって、そして、ＪＲのショッピングモールと競争していくなんてことだって、あっていいと思っんですよ。そのあたりのお考えはなかったですか。この新しいターミナルを建設するに当たって。

【山口交通局長】補足説明で営業部長がご説明いたしましたけれども、その土地の面積に一応制約があるということと、新幹線の高架とそれから在来線の高架事業の間にちょうど挟まっているという、いろんな建築上の制約もあって、3階建てまでぐらいしか建てられないであろうということになりますので、そこ辺をやはり一定考慮する必要がございます、あとは資金的な面でございますが、やはり諫早の方も新しいターミナル、あるいは跡地の利用ということもありますので、資金調達をどうするかという問題、民間資金を入れるかどうかといういろんな事業手法も考えておりますが、総合的な私どもとしての体力も考えながら考えていく必要があると思っまして、おっしゃるような土地、あるいは建物の構造的なもの、あるいは資金的な制約が本来的になれば精いっぱい頑張りたいというところはあるわけですが、今、現状からいうと3階建てぐらいのもので、1階がやはりお客様の待合とかのフロアで、あとは2階、3階ぐら

いでどの程度のものが、私どもとして、合わせた利便施設として考えられるか、そういうふうな見方をいたしております。

【吉村(正)委員】 一番最初に質問したことで、電車がトランジットモール線に入らないことによって、交通の結節機能に大きな瑕疵が出るんじゃないかというお話をしたんですけど、そのあたりはバスとしては。

【山口交通局長】 交通結節機能トータルを行政的にどういうふうに評価するかというのは長崎市、あるいは県も含めて、そういう交通政策上の問題だろうと思いますけど、県営バスとして、もともとこのターミナルを考えた時には、現在地で開発をするか、あるいは市が進めておられる区画整理事業の事業用地で検討するかという2つの選択肢の中で、議会にもお諮りをしながら、移転がさまざまな面で利点が多いということで決めたわけでございますが、その時にトランジットモール線の活用について明確な方針が出ていたわけではないんですが、その時点では、もう既に電車は入ってこないであろうという見方を県営バスとしてしておりました。

ただ、やはり駅の中心部まで出てくれば新幹線もある、在来線もある、あるいはバスもあると。さまざまな選択肢が取れるということは、やはり大きな利点ではないかと思いました。

あとは、市として、その区画整理事業の用地については県営バスについて使えないということもございましたので、現在今600平米のところですが、ここにやはり考えざるを得なかったという、土地としての制約の問題もございました。どういうふうに電車等の近接性を図るかというのは、電車のレールの位置等々についての議論があるようでございますけれども、あとは動線をどう考えていくのかといった点でカバー

をしていくべきではないかと、バス事業者としては考えております。

【麻生委員】 県営バスは、観光事業と路線バスでなっているところですけども、今回の震災について、雲仙観光協会とかでされていますが、本来、今回の地震、3カ月間で旅館組合、相当売上が落ちている。約10万泊以上落ちたということですけど、県営バスの今回の震災における影響、もちろん9月いっぱいでは半期終わるわけですけども、上期として、この3カ月間の影響は大体どのくらいあるんでしょうか。

【笠山管理部長】 熊本地震に伴う経営への影響という観点のご質問でございます。

熊本地震に伴いまして、県営バスの事業の中でも特に観光ということで、委員ご指摘のとおり関連性が高い分野がございますので、そういう分野、例えば、貸切、それから県外高速、そして空港リムジン、そういった3分野についての調査、集計を行いました。8月末時点で集計を行っておるんですが、総額で約1億6,500万円と見込んでおります。

まず、貸切でございますけれども、貸切バスに係る予約のうち、特に県外からの九州への修学旅行を中心に延べ1,200台を超えるキャンセルが生じておりまして、約1億1,600万円、これが貸切の影響額と見込んでおります。

次に、県外高速でございますけれども、県外高速バスについては、地震発生から一部の路線を除いて通常運行となった5月1日までに175便が運休となっておりまして、5月以降も乗客数は大幅に減少していたんですが、直近では主に熊本、鹿児島線を除き、回復傾向にございます。この県外高速についての影響額ですが、約2,100万円と見込んでいます。

最後に、空港リムジンでございますが、地震

の影響に伴って、長崎空港の到着人員の減少がございまして、空港リムジンの利用が大幅に減少しております。この傾向は5月以降も続いております。この影響額として約2,800万円。全体として、先ほど申し上げましたように約1億6,500万円の影響額と見込んでおります。8月末までのところの試算でございます。以上でございます。

【麻生委員】 大きな金額ですね。これが平成28年度の通期の中で、この赤字幅が一応区切られたものですが、この収益を含めて、もちろん必要経費はなかったから、その分は若干経費としては落ちるでしょうが、収益としての売上が落ちるわけですから、平成28年度決算を来年3月に迎えるわけですが、これをあと半年間でどこまでカバーできるかという見込みだとか、戦略、新しい取組とか、そういうことについてはご検討されておられるのでしょうか。今度新しい路線が滑石から出るとか言われていますけれども、長年運営されていますから、大体これをカバーできるかどうかということと、どのくらいの赤字が見込まれるのかと、ではその対策はどうするかということの中間的なお考えはあるのでしょうか。

【山口交通局長】 やはり熊本地震の影響はかなり大きかったわけございまして、特に貸切バスが一番影響が大きいわけですが、特に春先の修学旅行についてキャンセルが多かったわけございまして、これについては秋口はもうシーズンとしてかなり埋まっておりますので、年度内で長崎への変更ということではなくても、別の中国地方とか、そういうところにやはり行き先を変更されて、この分について年度内で回復をするということはなかなか難しいということがございまして、ご指摘のように、収支的に

はかなり厳しい考え方を取らざるを得ないと思っております。

私どもとして、やはり経費について一層節減の努力が必要だと思っておりますけれども、新しく貸切として考えていますのは、私どもとしてのセールスです。これは、県の方と一緒に修学旅行等についてセールス活動をいたしましたけれども、やはり地道な営業活動というところを強化していく以外はないかなと思っております。

あとは年間を通した収支の見方になりますと、軽油、燃料費の動向がどうなるかというところが非常に影響があると思っております。現在の状況について言うと、比較的安定した形で進んでおりますけど、ここ辺を注視していく必要があると考えております。

【麻生委員】 公営企業ですから、なかなかお金を極端に上げるわけにいかないし、かといって、稼働率を上げると言っても限界があると。あと、やるとしたら、経費の削減。これも言われたとおり、なかなか難しい。人件費を削るわけにいかない。効率を上げると言っても、なかなか効率も上がらないということがあろうと思いますので、今後、この落ち込みをやっぱり状況では旅行業界の皆さんも同じですが、旅館も減った分については返ってこない。その分はやっぱり赤字なんだなという話はあるんですけど、復興割とか何とかじゃなくて、一部旅館増えているのは、戻ったとかいう話聞いているんですね。今後はやっぱり経営努力をぜひお願いしたいと思う。これは、皆さんの意識改革だと私は思うんです。

今回の地震後、これだけ収益が落ちると、厳しい状況なんだと。だから、やっぱり一丸となって乗り越えていこうという意識改革を社内で展開されるかどうか。もちろん安心・安全の運

転もそうでしょうけれども、そこら辺のことについてもう一回どう管理をされていて、意識改革をしながら来年度に向けてやるのかということについてのお考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

【山口交通局長】やはり地震という自然災害ではございますけれども、実際に収入が減るということは経営に影響があるわけでございます。その辺についてはしっかり私どもとして受け止めて、私ども本局の職員だけではなくて、現場の職員にまで、例えば、エコドライブを行えばそれだけ燃料の節約もできるわけです。

先ほども申し上げたんですけど、やはり経費の節減をすることについてはもっと危機感を持ってやる必要がありますし、新しく収入について、これは端的にはなかなかできないわけですが、貸切についても営業努力というのももっと一層やっていくという強い気持ちで当たっていく必要があると思っております。

あとは路線の在り方について、私どもとしては、もっとお客様のニーズに合って、強化すべきところについて集中的な投資を行っていくとか、これは長期的なお話になるかと思っておりますけれども、そういう努力をしていく必要があると思っております。

【麻生委員】管理部長にお尋ねしたいんですけども、事業計画ですから、いろいろ車の改善があったり、新車購入だとかいうのがあります。今、県から交通局に年間約8億円ぐらい補助金が交付税として入っておるんですかね。だから、そういう運行状況を見て、財政的に赤字が見込めるのであれば新車を見送るとか、また営繕をもうちょっとよくやって、車体を延ばすとかね。さっき、耐用年数20年と言われておりましたけれども、そういう中で、この管理をもうちょっ

としながら、更新計画だとか、新車購入の時期を抜くのか、そういう全体の見直しとかというのは影響あるんでしょうか。

【笠山管理部長】今、委員ご指摘の新車購入、あるいは車の更新、その関係でございますけれども、先般の委員会でご説明をさせていただきました公共施設の総合管理計画の交通局の実施計画、その中でも車両の更新については計画的に進めていくということで、全体的な方針として上げさせていただいております。

ただ、実際の実施に当たりましては、中期計画の中でも上げておりますけれども、中古車の導入も含めて経費の節減といいますか、収支への影響を抑えていくということで進めております。実際の年次計画については、前年度の予算編成の中で、来年度何台新車を購入するか、あるいは中古車を導入するかというのを協議していきますけれども、委員ご指摘のとおり、全体の経営への影響、特に今回の状況も踏まえて、予算の編成の中では、そういったところを十分踏まえて整理していきたいと考えております。

あわせて、補助金の関係なんですけれども、平成28年度の当初予算の段階の数字でございますが、補助金、繰入金、合わせて8億円ございますが、この中には、委員ご承知のとおり、ルール分として県に入ってくる補助金がございます。バスの運行対策補助金であるとか、あるいは運行に関する市からの補助金といったものがございます。これが約2億7,000万円ほどございます。それ以外にも、公営事業者であるということで基礎年金の拠出金であるとか、共済の追加費用、これは委員ご指摘のとおり、交付税で裏打ちをされております。こういったものが合計で2億3,000万円ほどございます。

それ以外の部分でいきますと、市町の単独の

部分で2億6,000万円ほどございますけれども、決算の状況については来月の決算審査の段階で詳しくご説明をしたいと思っておりますが、県から独自にルール分以外でいただいている補助金というのは、昨年度の決算からなくなったという形になっておりまして、補助金についてはこういった状況であることをあわせてご報告をさせていただきます。

【友田委員】 ねんりんピックの対応について、まず、お聞きしたいと思います。

先ほどの部長説明の中で、「大会期間中、選手及び関係者の会場等への輸送手段として、延べ82台の貸切運行を」ということになっています。この82台というのは、県営バスとしては受け入れられる台数の中の、ほぼほぼ上限になったのかということと、もう一つ、これはほとんどガイドさんは付かずにもう運転手と車体だけで行くのか、このあたりをまず教えていただけますか。

【濱口貸切部長】 ねんりんピックへの対応の件でございますけれども、バス82台でございますが、こちらの方はちょうどこの時期が10月15日から18日ということで貸切シーズンでございます。そういう中でも、できるだけ目いっぱい出した数字でございます。

それともう一つ、ガイド付きかどうかということでございますが、ほとんどがガイドなしのワンマン運行でございます。

【友田委員】 もう半月余りになっているので、今さら感もあるんですけど、多分ワンマンカーなんだろうなという思いがあるんですよ。参加選手や関係者の方が82台だとすると、50人乗って4,000人以上の方が移動ですから、例えば、競技場で開会式に臨まれて、そして、それぞれ県

内の各市町の競技会場に移動される。大体2時間ぐらいバスの中に乗っておられるわけですよ。事前に我々のところにパンフレットが送ってきて、見ましたけれども、それぞれの開催される地域の特徴なんかもずっと書いてありました。もちろん、いろんなパンフレット配ったり、やられるんでしょうけれども、その移動する2時間をどう使うか、長崎県がその方々にアピールする上でね。これに参加されている方々は元気なシニアですから、これを機会にもう一回長崎県に来ていただく可能性って、十分あるんです。メインは大会なので、本当はもうちょっと観光したいんだけど、そんな時間はないと。しかし、次はと。この機会にもう一度来たいねと思うような、そういった環境をこの機会につくるとするのは非常に大事なことだと思うんです。

それで、その路線の行った場所は、例えば、松浦に来ていただくバウンドテニスの方々は松浦市でちゃんとやりますから、次、来てくださいと。でも、その間の間にも、いろんな見どころというのはあると思うんです。そこを、ドライバーは基本的に安全運転が第一義ですから、そんなガイドさんのようにずっとしゃべれということは言わないんですけど、タクシーの運転手さんの中には運転しながらガイドしながら行く人いますね。だから、何かそういうことをやるべきじゃないのかなと。

もう本当に半月前になって、今さらなんですけど、例えば、思いつくままに言えば、長崎市、諫早市から私の松浦市に来る間には、高速道路を通られると大村湾が見えたり、針尾の無線塔が見えるわけです。ガイドさんがよくおっしゃる「あそこに見えるのが針尾の無線塔で...」といった文句をちょっと教えてもらうとか、東彼杵からちらっと見える新幹線の建設現場を見て、

「我々バス事業者だから、バスで来てほしいけど、何年後にはあの新幹線ができます」と。そして、「県内移動はぜひバスで」とか、何かそんなことを使う機会になるんじゃないかなと。2時間ぐらい。そしたら、時間を上手に使うような何か計画があれば教えていただきたいと思いますんですけど。

【小川営業部長】これは一例でございますが、実は先日、私どもの県営バスが出す貸切に、諫早市の方から、諫早市内の競技関係者を宿泊地とかに輸送する際に職員が添乗したいと、職員が同乗する際に再度訪れていただくための接客を学びたいというお話が、私どもにあったものですから、私どもの方からガイド指導員2名を市の方に派遣をいたしまして、午前、午後2回に分けまして研修会を開催して、約200名の職員がご参加いただいて、いわゆる接客する時の言葉遣いだとか、目線の在り方だとか、いろんな挨拶の仕方とか、そういうものを含めて私どもも協力をさせていただいたということがございます。

そういうお話があれば、私どもとして、ガイド付きという形での発注はいただいているんですが、市の職員が乗務をされるということであれば、可能な限りの協力はやっていきたいと思っております。全市町がそういう形でやるのかどうかというのはちょっと把握をしていないが、諫早市からはそういったお話があって、私どもから講師を派遣させていただいたという状況でございます。

【濱口貸切部長】先ほどの委員ご指摘の件でございますけれども、大会終了後、あるいは競技終了後にアフターコンベンションといいますか、県内の各観光地を回るということも想定されているみたいでございますので、そういうところ

でも県営バスが関われるところは精いっぱい頑張ってまいりたいと思っております。

【友田委員】先ほど言いましたとおり、もう半月余りしかないので、今さら準備をやれと言っても、それはもう難しいですよということはよくわかるんですけど、82台の県営バスが走って、せっかく輸送される時に、車窓から見えるちょっと特徴的なものをほんのちょっとでもドライバーさんがアナウンスしていただければ、それはまさに県営バスがよく言われるおもてなしにつながっていくんじゃないかなと思うんですよ。特徴的なものだけでもいいと思うんです。

例えば、島原方向に行く時に、「あれが雲仙・普賢岳ですよ。あそこが溶岩ドームですよ」ととかいう、そういう流し方だけでもいいんですけど、何かそういうものがあることで、長崎県に行って、ガイドさんはいなかったけど、運転手さんがそんなことを教えてくれたよというふうなことは、私は長崎県が進めている観光都市としてのおもてなしにつながってくると。まさに県営バスだからこそ、そういった役割を担っていいんじゃないかなと思うものですから、もし可能であれば、本当に限られた時間なので、それをどうするかというのは大変なことなんでしょうけれども、可能であれば、そんな対応をしていただきたいなと。せっかく長崎県にいらっしゃるわけですから。局長、どうでしょうか。

【山口交通局長】基本的には、ドライバーは安全運行に関わるご案内しかしないということになるわけですけど、貸切バスの中でどの程度の分を安全運行、あるいはドライバーの運行上の注意を損なわない程度でご案内ができるかについては検討させていただきたいと思っております。運行する経路にもよりますけれども、その中で最低限そういうおもてなしの心で、私ども

として、ドライバーとしてできる範囲がどの程度あるのか検討をさせていただきたいと思います。

【友田委員】局長おっしゃるとおり、まさにドライバーは安全運行が第一義ですから、そこに影響が及ばない範囲で、可能であれば何かそういったことで長崎県を訪れたアクティブシニアの方が、次は家族を連れてこようとか、次は大勢で来ようとか、そういうのにつながるような、せっかくの空間、時間ですから、ぜひお願いしたいなと思っています。

それと、先ほどの地労委への申立ての関係です。

これからなので、先ほど県の主張については説明をいただきましたので、そういうことなんだろうと思いますけれども、そう言いながらも、やはり地労委への申立てがあって争っているということが公になることは、利用者の県民からすると、少し引かかるものがあると思うんです。どういった経過があって、こういうふうに地労委まで出されたかというのはわからないんですが、やはり地労委に行くまでに、交通局としても当事者とのやり取りは相当あったと思うんですけど、そのあたりの経過を少し説明していただけますか。

【笠山管理部長】今回の地労委の申立てに至るまでの経過についてご説明をいたします。

公共交通労組が設立されたのが平成26年10月でございます。その後、幾たびも交渉を重ねてきておりまして、特に今回の申立てに至る案件が大きなものは3件ございます。これについては、昨年6月から、9回にわたって交渉を進めてまいりました。最終の交渉が5月でしたけれども、それぞれの案件について、私ども当局として一つひとつ調査をし、その経過ないし結

果についてご説明をしてきたところでございます。

ただ、私どもとしては、真摯かつ丁寧にご説明をしてきたつもりではございましたけれども、残念ながらご理解をいただけなかったと考えております。以上でございます。

【友田委員】地労委にやっぱり出された以上は、その審査は地方労働委員会の中でやられるんでしょうから、その中で、少なくとも県がおっしゃっているその主張が通らないようなことではいけない話で、その辺は十分これまで対応してきたということですから、そういったことになるように、我々としては今後の推移を見たいと思いますけれども、やはりこういった問題が起きるというのは、利用される県民に対して、決して好ましいことではないので、今後こういった事例が起きないような十分な労使の連携というのは図っていただきたいと、このことは要望しておきたいと思います。

【山田(朋)委員】 交通局長説明の3ページの中頃に、熊本地震の影響等で6月15日から「お得に雲仙温泉へ宿泊キャンペーン」で、県営バスとしても、運賃の協力をしてやっているようですけれども、この実施の状況について実績をお聞かせください。

【小川営業部長】この「お得に雲仙温泉へ宿泊キャンペーン」への協力でございますが、これは6月15日から9月末までということでの実施でございます。

これにつきましては、長崎から、もしくは雲仙行きの往復の切符について、観光協会側が負担をして利用される方々にお配りをするという分でございます。これは私ども長崎から出しておりますが、島鉄さんが諫早から雲仙行きを出している分もございますので、それも同様な

形になってございます。

私どもが把握しておりますのは、長崎からの分だけでございますけれども、6月15日から9月19日までの数字しか今手元にないんですが、その分でいくと、約170枚ほどご利用いただいているということでございますので、それが往復ご利用いただいている方と、片道だけしかご利用いただけないで、また島原から別のルートで行かれている方もいらっしゃるみたいで、実績としては約170枚のご利用をいただいているところでございます。

【山田(朋)委員】 定期で長崎から雲仙までの便があると思うんですけれども、こういったキャンペーンをやって約170枚利用があったということですが、熊本震災後、乗客数の推移というか、やっぱり最初は影響が出たかと思いますが、これをやって盛り返したというか、どういうふうに今状況になっているか。路線自体、もともと6割、4割、5割とか状況が低かったのかもしれないんですけど、その後の状況とかあれば教えてください。

【小川営業部長】 この長崎・雲仙線につきましては、本年4月から一部ダイヤを改正いたしまして、通常平日1日3往復6便出しておりますが、土日、祝日につきましては4往復8便に増便をしております。4月につきましては、対前年の4月と比較いたしますと4%ほど増加をしているという状況でございましたが、やはり5月、6月につきましては、対前年比から10%から15%落ちているという状況でございます。

ちなみに、実質このキャンペーンが始まって、その効果が出るというのが7月、8月だろうと思っているんですが、7月につきましては対前年比104%、8月については対前年比93%となっておりますので、前年5月、6月の状況からすると、

利用者が増えてきているという状況は見受けられると思っております。

【山田(朋)委員】 わかりました。

次に、ちょっとお伺いをしたいと思います。ノンステップバスとワンステップバスとあると思うんですけれども、高齢者の方がよく言われるのが「バスは乗りきれんとさね」と、よく言われるんです。私たちでも結構足を上げて乗らないといけないというのが、やっぱり非常にハードルが高いのかなと思っております。

それで、ノンステップバスとワンステップバス、どちらが高齢者の方は乗りやすいのかなと、そもそも論もお聞かせいただきたいんです。

それと、今の車両のそれぞれの状況と今後の計画等を教えてください。

【小川営業部長】 やはり乗りやすいのはノンステップバスの方が乗りやすいのではないかなと思うんですが、ただし乗降場、いわゆるバス停の状況によりまして、例えば、車道と歩道の高さの段差があるところとか、そうでないところ、もしくはバス停の歩道のところがある程度広いところとそうでないところというのがございますので、その環境によっては変わるかと思いますが、一般的にはやはり足を上げなくて済むというのがございますので、ノンステップバスの方が乗降はしやすいんだろうと思っています。

ただし、ノンステップとワンステップまでについては、いわゆるバリアフリー車両というような形で整理がされているという状況でございますので、私ども今、新車の購入、もしくは中古車を購入して車両を更新する際には可能な限り、いわゆるノンステップバスというような形で対応をさせていただいているところでございます。

ちなみに、例えば、空港リムジンとか、ああ

いうハードトップドアタイプということで前から乗って前から降りるというタイプにつきましては、例えば、空港線なんかで行くと、トランク等に荷物等を収納するスペースがどうしても必要になりますので、その分についてはそのスペースを確保するという観点から、ノンステップバスとか、ワンステップバスというのはやはり非常に困難だということで、今の状態になると思います。通常の市内線の車両の更新につきましては、可能な限りノンステップバス等の導入を優先してさせていただいているところでございます。（「台数を」と呼ぶ者あり）

すみません。現在の数字でございますけれども、ノンステップとワンステップと合わせましてバリアフリー対象と言われている車両が264台ということで、約60%についてはノンステップ、ワンステップの車両になっているところでございます。

【山田(朋)委員】 約6割ということであります。その路線で利用者の状況、高齢者が多いところとかはもちろんそういったのを利用いただいているかと思いますが、今後新しく購入の際は、今おっしゃられたとおり、購入金額は高いかと思えますけれども、やっぱり利便性の向上と安全性の問題から、ぜひバリアフリーのバスというものをどんどん進めていただきたいと思います。

最後に1点伺いたいと思います。

バスの日の取組の中で、お絵かき展示ということで、保育園の園児さんに展示をしていただいている取組があるようです。

これは、もともと子どもたちは乗り物が結構好きですので、その後、バスを利用してくれるようになるのかなと若干期待をするところですが、今、こういった形で枠があります。交

通局の方では、この広告収入というのをしているかと思いますが、ここの広告1枚で幾らとか、そういった状況で、今、全路線バス等はこのように宣伝を入れているかと思いますが、今、こういう広告のスペースの空き状況とか、そういったのがどうなっているのかをお聞かせください。

【小川営業部長】 まず、お絵かきバスでございますが、私どもとしては、今年度も2つの幼稚園に既に絵を描いていただいて、長崎市内を運行させていただいております。これは、ここ数年ずっと続けてきていることでございますので、やはりできるだけ私どものバスに愛着を持っていただけるという取組の一つとして、今後も続けていきたい。それはいわゆる広告収入云々かんぬんという問題はあるんですが、ぜひ地元と密着した取組ということで続けていきたいと思っております。

バスの車内の広告収入の関係でございますが、例えば、車内のポスター等々を張る場合が、大体10日間でB3判1枚当たり800円という単価でございます。それぞれ日数で違うという部分もでございますし、例えば、ステッカーあたりになったら、1カ月で850円とかということで、大きさとか、期間によって、それぞれ料金が違うという格好になっております。

例えば、リムジンの座席の頭のところにある広告でございますが、ああいう分が1列セットで1カ月10枚で5,000円とかいう格好で、それぞれ出させていただいている状況でございます。

ラッピングバスにつきましては、今現在33両のラッピングをさせていただいておりまして、全車両の約1割程度がラッピングをさせていただいているという状況でございます。

そのほか、先ほど言いました車内の部分とか、車外広告、そういう分でいきますと、車内のH

ポール、運転席の後ろあたり、ああいう部分で約120両、外側の看板、板ですけれども、それで約50両で、バスの一番後ろのところにそういう広告枠みたいなやつを設けて入れる分があるんですが、それが約63両という格好で、今利用をいただいているという状況でございます。

【山田(朋)委員】 バスの広告収入ということでいろいろ取り組んでいただいているかと思えます。もちろん、先ほどの幼稚園の取組というのは、路線の走っている幼稚園、保育園ということにはなるかと思えますけれども、どこの園児さんもしたいことだと思うので、ぜひそれは継続して取り組んでいただきたいと思います。

それで、広告収入のことですが、私がお聞きしたかったのは、要は今余裕がないよ、きつくだよということはきつくないかと思うんです。なので、あらゆる努力をいただいているかと思えますけれども、先ほど来からの赤字の1億6,500万円ですか、熊本地震の影響も出ているようですし、こういったところでとにかく営業活動を盛んにいただいて、広告収入をしっかりと得ていただきたいということをお願い申し上げます。以上です。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時43分 休憩 —

— 午前11時43分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。
これもちまして、交通局関係の審査を終了

いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。
再開を11時50分といたします。

— 午前11時44分 休憩 —

— 午前11時50分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容（結果）について、10月4日火曜日の予算決算委員会における環境生活分科会長報告及び10月6日木曜日の本会議における環境生活委員長報告の内容の協議及び10月26日からの予算決算委員会における環境生活分科会の決算審査の日程について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと存じますが、ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

— 午前11時53分 休憩 —

— 午前11時53分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

環境生活分科会長報告及び環境生活委員会委員長報告につきましては、協議会における委員の皆様の見解を踏まえ、報告させていただきたいと思います。

次に、予算決算委員会環境生活分科会の決算

審査の日程につきましては、お手元に配付いたしております日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午前11時54分 休憩 —

— 午前11時54分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見等ございませんでしょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして、環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

— 午前11時55分 閉会 —

環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年9月29日

環境生活委員会委員長 中島 浩介

議長 田中 愛国 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 2 3 号	契約の締結について	原案可決
第 1 2 4 号	契約の締結の一部変更について	原案可決
第 1 2 5 号	契約の締結について	原案可決

計 3 件（原案可決 3 件）

委 員 長 中 島 浩 介

副 委 員 長 大 場 博 文

署 名 委 員 野 本 三 雄

署 名 委 員 大 久 保 潔 重

書 記 田 坂 雅 子

書 記 益 永 誠 二

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

平成 2 8 年 9 月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料

土 木 部

土 木 部

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第119号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分で
あります。

今回の補正予算は、風水害により山腹が崩壊し土石流が発生した箇所等に伴う対策
工事について補正しようとするものであります。

歳入予算は、

国庫支出金	2億5,752万7千円の増
-------	---------------

となっております。

歳出予算では、

河川海岸費	4億560万5千円の増
-------	-------------

となっております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

915億7,532万9千円
となります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

（災害関連緊急砂防費）

風水害により土石流が発生した箇所の対策工事に要する経費として、

公共事業	3億1,672万6千円の増
------	---------------

（災害関連緊急地すべり対策費）

風水害により地すべりが発生した箇所の対策工事に要する経費として、

公共事業	8,887万9千円の増
------	-------------

を計上いたしております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

平成 2 8 年 9 月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

県	民	生	活	部
環		境		部
土		木		部
交		通		局

県民生活部

今回、県民生活部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

（「ウーマンズジョブほっとステーション」巡回相談の実施について）

女性専用のワンストップの就労相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」の相談員による県内巡回就労相談につきましては、市町や長崎労働局との連携のもと去る7月19日から「女性のための“おしごと相談会”」として開始いたしました。

今後は、来年3月までに県内9地域において計60回実施し、就労相談に併せてミニセミナーを開催するなど、きめ細かなサポートにより県内各地における女性の就労を支援してまいります。

（人権尊重の社会づくりの推進について）

県民一人ひとりの人権が尊重される社会を築くためには、地域において活動する専門的な知識を有した人権教育・啓発指導者を育成することが重要であります。

県では、指導者として登録されている方々の更なる資質の向上を図るため、本年度から「人権・同和教育指導者専門講座」を開講し、前期講座として、去る7月25日及び26日に、25人参加のもと実施いたしました。

さらに、人権教育を進める上で効果的な手法である「参加体験型学習」のスキルを身につけ、地域において研修会等を企画・立案する人材を育成するため、本年度から県内3地区で「地域リーダー養成講座」を開講することとしており、去る8月25日及び26日に西彼・西海地区において、21人参加のもと実施いたしました。今後、10月に東彼・佐世保地区と五島地区で実施する予定としております。

また、去る8月2日及び3日には、「人権文化に満ちた豊かな地域社会の実現」をテーマに、第41回長崎県人権教育研究大会を南島原市において開催いたしました。教職員をはじめ、社会教育関係者、市民の方々などを含めて、延べ約700名の参加

により、民泊体験を通じた人のつながり、子どもの学力向上、授業内容の充実といった視点から、事例発表をもとに活発な意見が交わされ、人権意識の高揚が図られました。

(交通安全対策の推進について)

本年7月末現在の交通事故発生状況は、発生件数、負傷者数ともに、前年に比べいずれも減少しておりますが、死者数については25人と前年の同時期と比べ4人の増加となっており、特に高齢者の死者数は全死者数の8割を占める高い割合となっております。

このような状況も踏まえ、9月21日から30日までの10日間実施しております「秋の全国交通安全運動」においては、「子供と高齢者の交通事故防止」を運動の基本として、地域・職場・家庭等での交通ルール遵守と交通マナーの向上を図るための広報啓発に取り組んでおります。

また、県では、県警や関係団体との連携による高齢者に対する交通安全教育や歩行者に対する反射材の普及啓発などに取り組んでいるほか、自動車学校の教習コースを借り上げて高齢運転者に対する参加体験型の交通安全講習も実施することとしており、高齢者の被害事故防止はもとより、加害事故防止にも努めてまいります。

今後とも、警察、市町、関係団体とより一層の連携を図り、交通安全対策を推進してまいります。

(夏期の食中毒の発生防止について)

食中毒の多発しやすい夏場の発生防止対策として、毎年7月から8月までの2か月間、営業施設への立ち入りによる監視・指導及び小売店等に流通している食品等の検査を強化する夏期一斉取締りを実施しております。

特に、食肉による食中毒が発生していることから、鶏肉など食肉を生食することの

危険性を周知し、関係事業者及び消費者に対し、食べる際には十分に加熱するよう注意喚起を行いました。

また、食品事業者に対しHACCP（ハサップ）による衛生管理を普及推進するため、講習会の開催やリーフレットの配布等を実施しております。

例年、8月を食品衛生月間と定め全国的に食品衛生思想の普及・啓発を推進しておりますが、本県におきましても、保健所毎にそれぞれの地区食品衛生協会と協力し、営業施設への巡回指導、パレード、街頭キャンペーン等の消費者に対する広報活動を実施いたしました。

なお、本年10月に「ねんりんピック長崎2016」が開催されることから、弁当調整施設及び宿泊施設等の関連施設に対し、衛生講習会、立入指導、食品検査などを計画的に実施しております。

今後とも、保健所及び関係団体と緊密に連携し、食中毒の発生防止に努めてまいります。

（食品の安全・安心確保に向けた施策の推進について）

食品の安全・安心確保に向けた施策につきましては、「長崎県食品の安全・安心条例」に基づいて「長崎県食品の安全・安心推進計画」を本年3月に策定し、総合的・計画的に進めているところです。特に、食品に関する様々な情報が溢れている中、食品に対する信頼を確保する観点から、消費者、関係事業者及び行政等の間で食品の安全についての理解を共有するためのリスクコミュニケーションを推進しております。

今年度の具体的な取組としましては、去る7月13日に食品添加物や食中毒などを題材にした「食品安全教室」を西海市立大瀬戸中学校で、また、夏休み期間中に県内の小学生とその保護者を対象とした「見学体験学習会」を島原地方酪農業協同組合で行ったほか、来る10月13日と14日には長崎市と佐世保市において、健康食品をテーマに講演やパネルディスカッションによるフォーラムを開催する予定です。

また、今年度から新たに、県とともに地域で活動する「食品の安全・安心サポーター」を育成し、地域における意見交換会や学習会等の取組を進めていくこととしております。

今後とも、食品の生産から消費の各段階における安全性の確保に加え、様々な機会を設けながら、より効果的に食品の安全・安心に関する理解促進を図ってまいります。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

環 境 部

今回、環境部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(中国福建省との環境技術交流事業について)

去る7月12日に福建省において、福建省環境保護庁と環境部との間で、大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理等に関して相互の人材交流を行うことや環境課題の解決に向けた情報交換等に取り組むことで合意し、備忘録の締結を行いました。

9月上旬には、福建省廈門市で開催される国際環境商談会に環境部、産業労働部及び本県の環境関連企業が参加するとともに、福建省との人材交流として、本年10月下旬から本県職員2人を福建省へ2週間程度派遣し、また11月下旬には福建省から2人の技術員を1ヶ月程度招聘することとしております。

また、7月11日には、福建医科大学と環境保健研究センターの間で、環境分野及び保健衛生分野における両者の研究連携を推進し、相互の研究開発能力の向上及び人材育成に取り組むことでも合意し、協定書の締結を行い、具体的な連携内容を協議していくこととしました。

今後とも、本交流事業を通して、福建省との友好信頼関係の強化を図るとともに、本県の環境や技術について情報発信に努めてまいります。

(地球温暖化対策について)

地球温暖化への対応については、昨年パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、世界各国がその取組を進めることとされたところであり、我が国では、2030年までに2013年比で26%の二酸化炭素の排出削減を目指すこととされています。

本県では、平成25年に長崎県地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、県民、事業者、NPO・大学等で構成する「ながさき環境県民会議」とも協働しながら、九

州エコライフポイントによる家庭での節電や、ノーマイカー&エコドライブによる燃料の節減などに取り組み、県民総ぐるみの二酸化炭素などの排出削減対策を進めてきております。

去る8月24日には、「ながさき環境県民会議」において、各主体が自主的かつ連携協力して地球温暖化対策に取り組もうとする行動を宣言した「ながさきストップ温暖化レインボープラン」が策定され、自発的もったいない運動などを県民運動として展開していくこととされたことから、県として、県民会議と更なる連携を図りながら温室効果ガスの削減に向け取り組んでまいります。

(大村湾の環境保全について)

大村湾の環境保全については、「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき、自律的な再生能力と持続的な活用ができる里海づくりを目指し、各種施策を実施しております。

昨年12月に着手した大村市森園町の沿岸における浅場造成工事が本年6月末に完了しました。今後、二枚貝等の生息環境の調査等を行ったうえで、大村市において活用していただくこととしております。また、浅場の次期整備候補地について募集を行ったところ、時津町から崎野自然公園地先の提案があり、今後、専門家からの意見を聞くなどして、候補地としての判断を行いたいと考えております。

大村湾流域の下水道の高度処理化については、県大村湾南部下水処理センター及び大村市下水処理場について、今年度、高度処理化のための設計にとりかかっており、国の補助制度を活用し、推進していくこととしております。

引き続き関係機関と連携しながら総合的な対策に取り組んでまいります。

(平成27年度の各種環境調査の結果について)

河川、湖沼、海域等の水質や大気、土壌等の環境の保全は、県民の快適で安全・安

心な暮らしの基礎であり、県では、各種環境調査や工場・事業場への立入調査などを定期的に実施し、その結果を毎年公表しております。

平成27年度の調査結果について、去る8月18日に発表したところですが、湖沼や海域の水質においては、諫早湾干拓調整池や大村湾の一部などで、また、大気においては、光化学オキシダントやPM2.5について、環境基準を達成できなかったものの、その他の項目においては環境基準を満たしており、良好な環境が保たれておりました。

今後とも、立入調査などを含め適切な監視・指導を行い、関係部局とも連携を図りながら環境の汚染防止等に取り組むとともに、県民の安心・安全のための情報提供に努めてまいります。

(平成27年度の長崎県污水处理人口普及状況について)

し尿や生活排水の処理は、県民の快適な生活の基礎であり、本県では、平成24年3月に「長崎県污水处理構想2012」を策定し、市町等の污水处理施設の整備を推進していくこととしております。

平成27年度末の長崎県污水处理人口普及率は、前年度より0.7ポイント増加し、78.8%となり、長崎県污水处理構想の目標値を概ね達成しました。

污水处理施設の整備促進のためには、市町の取組が重要であり、また、普及率が低い市町もあることから、市町と整備促進に向けた協議を行うとともに、その支援等を通じて污水处理人口普及率の向上に努めているところであります。

また、次期長崎県污水处理構想について、国の整備方針や県内市町の整備計画等をもとに新たな目標値の設定や効率的な整備手法などの見直しを進めており、平成28年度中の策定に向け、取り組んでまいります。

(廃棄物不適正処理対策について)

毎年、6月の環境月間に併せ、市町、警察、海上保安部など関係機関が連携して、不法投棄の未然防止、早期発見に努めるとともに、広く県民に不法投棄防止の啓発を行うことを目的として、合同パトロールを実施しております。

本年6月に実施したパトロールで発見された不法投棄量は、41件、68㎡となり、過去10年間で最も少なく、抑止効果が現れてきたものと考えております。

廃棄物の不適正処理や不法投棄防止のため、産業廃棄物処理業者に対する効率的で統一的な立入検査の実施や指導、関係機関等と連携した巡回パトロールの実施などを通して、引き続き、未然防止、早期発見に努めてまいります。

(国立公園満喫プロジェクトについて)

本年3月に開催された政府の「未来投資に向けた官民対話」において、環境大臣が、国立公園の魅力を海外に発信し外国人観光客を増やす構想として「国立公園満喫プロジェクト」を発表しました。本県においては、雲仙天草国立公園がこのプロジェクトの対象公園に選定されるよう、地元市、観光協会等との連携及び熊本県と調整を図りながら要望活動を行ってきたところです。

去る7月25日に開催された国の有識者会議において、残念ながら雲仙天草国立公園は重点的に取組を進める8か所の国立公園に選定されなかったものの、公園内の1、2か所の利用拠点において、それぞれの特性に合ったハードやソフトの取組が実施される予定となっています。県としては、地元市とも連携し、雲仙天草国立公園におけるインバウンドに係る取組を進め、国から更なる支援をいただけるよう、地域での受け入れ体制の整備に取り組んでまいります。

(県内でのセアカゴケグモの確認について)

去る8月2日、特定外来生物のセアカゴケグモが、県内では初めて、陸上自衛隊大

村駐屯地内で発見されました。セアカゴケグモは、これまでに41都道府県で確認されており、九州では本県だけが未確認でした。駐屯地内では自衛隊による駆除作業が行われ、8月31日までに150匹を駆除し、引き続き見回りと駆除の作業が進められております。この他、8月7日には、同駐屯地に隣接する大村市西大村本町で1匹が発見、駆除されております。

県ではホームページ等で県民への注意喚起を行うとともに、去る8月19日に長崎県危険な外来生物対策協議会を開催し、国、県の担当機関及び市町と情報を共有し、今後の対応について協議を行いました。引き続き、ゴケグモの監視と情報提供に努めてまいります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

土 木 部

土木部関係の議案及び主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第123号議案 契約の締結について

第124号議案 契約の締結の一部変更について

第125号議案 契約の締結について

であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第123号議案「契約の締結について」は、高田南南東部宅地整地工事（補強盛土）の請負契約を締結しようとするものであります。

次に、第124号議案「契約の締結の一部変更について」は、平成27年9月定例県議会で可決された棚方崎真申線街路改良工事（崎真申トンネル）について、空洞対策工の追加、並びに物価の変動等により、請負代金額の変更契約を締結しようとするものであります。

次に、第125号議案「契約の締結について」は、一般県道奥ノ平時津線道路改良工事（（仮称）久留里トンネル）の請負契約を締結しようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

（契約の締結の一部変更について）

平成27年2月定例県議会で可決された一般県道諫早外環状線道路改良工事（貝津橋IC橋上部工）について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として

専決処分させていただいたものであります。内容は、架設工法及び架設時の安全対策設備の変更、並びに物価の変動等により、請負代金額を529,200,000円から27,255,960円増額し、556,455,960円に変更したものでございます。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

平成27年及び平成28年に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定17件を、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。内容は、道路の段差によるものが1件、路上の障害物によるものが1件、落石によるものが1件、物揚場に設置していた看板が強風により吹き飛び車に接触、塗装が損傷したものが1件、側溝蓋の不具合によるものが1件、路面の陥没によるものが12件となっております。

各事故の相手方へ支払った賠償金は合計で818,567円です。

(公共用地の取得状況について)

平成28年5月1日から8月31日までの土木部所管の公共用地の取得状況については、長崎市における都市計画事業ほか1件であります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

(幹線道路の整備について)

県では、観光振興をはじめ、企業立地促進や物流の効率化などの地域振興を支える西九州自動車道や島原道路、西彼杵道路など、規格の高い道路の重点的な整備とともに、安全・安心や快適な暮らしの実現の観点から生活に密着した道路整備を計画的に

進めているところであります。

このうち、西九州自動車道の伊万里松浦道路については、今年17日に調川1号トンネルの貫通式が執り行われるなど、平成30年度の松浦インターまでの完成供用に向け整備が進められるとともに、松浦佐々道路については、県と関係市町が設置した西九州道推進室において、国と協力しながら、本格的に用地取得の支援に着手するなど、着実に事業が推進されております。

また、島原道路についても、先月、諫早市^{おぶなこしまち}小船越町において国道34号を跨ぐ橋梁の本体工事が完成するなど、島原道路全体の早期完成に向け、着実に整備を進めております。

西彼杵道路の時津工区については、トンネル工事の契約案件を本議会に上程させていただいているところであり、新たにトンネル工事に着手することで大きな前進が図れるものと考えております。

今後とも、産業の振興や地域の活性化並びに安全・安心の確保を図るべく、効率的で効果的な道路ネットワークの整備に積極的に取り組んでまいります。

(石木ダムの推進について)

石木ダムの建設は、川棚川の洪水被害の軽減及び佐世保市の安定的な水資源の確保のために、必要不可欠な事業であります。

土地収用法に基づく手続については、ダム中流部及び上流部にかかる用地についての裁決申請が県収用委員会に受理され、去る7月26日、同委員会において裁決手続き開始の決定がなされました。今後は、土地収用法の規定に基づき、順次、審理が開催されることとなっております。

一方、付替県道工事については、7月25日から再開しておりますが、地権者の協力により県が任意に買収した用地での工事にもかかわらず、現場入口付近では、事業

に反対する方々によって職員や施工業者の通行を妨害する行為が繰り返されていることから、妨害をやめるよう説得を続けており、安全面に配慮しつつ、事業の進捗に努めております。

また、県及び佐世保市を債務者とした石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行禁止を求める仮処分申立事件については、今月8日に長崎地方裁判所佐世保支部において第3回目の審尋が行われましたが、県としては、事業の緊急性から、速やかに結審することを求めています。

近年、全国各地で、毎年のように豪雨や台風による洪水被害が発生しております。本県においても、今年の梅雨期には記録的な大雨となり、長崎市内の一部では昭和57年の長崎大水害に匹敵する1時間あたり136ミリの雨量が観測され、また、雲仙市においては、川棚川の治水計画で概ね100年に一度発生すると想定している降雨と同等の3時間あたり203ミリの雨量が観測されました。

過去に長崎大水害や諫早水害といった未曾有の水害に見舞われた本県は、その経験を教訓に、積極的な治水対策に取り組んでまいりましたが、全国的に短時間での大雨が増加傾向にある中、川棚川については、想定雨量を安全に流下させることができない現状にあります。

県としては、石木ダム及び野々川ダムによる洪水調節と河川改修によって、川棚川の抜本的な治水対策を講じ、地域にお住まいの皆様の安全・安心な暮らしを確保することとしており、一日も早いダムの完成に向け、今後とも、佐世保市及び川棚町と一体となって、事業の推進に最大限努力してまいります。

(九州新幹線西九州ルート建設推進について)

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）については、現在、本県内の全工事延長の約9割が発注済であり、5月には江ノ串トンネルの工事が竣工いたしました。また、

諫早・長崎間においては東長崎地区の平間トンネル工事が開始されるなど、工事が本格化してきております。なお、用地取得につきましても、現時点で約9割が契約済でございます。

今後とも、平成34年の開業に向けてさらなる事業進捗が図られるよう、関係機関、地元市・町と連携を密にして取り組んでまいります。

(公共事業の再評価、事後評価について)

今年度の土木部関係の公共事業評価については、再評価11事業、事後評価6事業を長崎県公共事業評価監視委員会に諮問し、今月2日に意見書の提出が行われたところであり、再評価11事業を「継続」とする県の対応方針、及び事後評価6事業の事業効果に係る評価は、妥当であるとの答申を頂きました。

今後とも、適正な事業評価に努め、効率的かつ効果的な事業実施を図ってまいります。

(県立総合運動公園陸上競技場のネーミングライツ・パートナーについて)

県立総合運動公園陸上競技場のネーミングライツ・パートナーにつきましては、6月23日に協定書を締結いたしました。

協定内容につきましては、愛称は「トランスコスモスタジアム長崎」、パートナーはトランス・コスモス株式会社、ネーミングライツ料は年額で1,050万円(消費税及び地方消費税を除く)、利用期間は平成28年8月1日から平成31年7月31日までの3ヵ年であります。

県としましては、愛称が1日でも早く県民に浸透し、多くの皆様に愛され、親しまれる施設となりますよう取り組んでまいります。

(津波災害警戒区域の指定について)

平成24年6月に施行された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づいて、県は、平成26年3月に「津波浸水想定」を公表いたしました。国や関係する市町との事前調整を終えたことから、市町において避難経路の確保や津波ハザードマップ作成等の警戒避難体制を整備するために必要となります「津波災害警戒区域(案)」を、10月末を目途に公表し、本年度内に「津波災害警戒区域」の指定を行う予定としております。

(長崎県耐震改修促進計画の改訂について)

長崎県耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるため、平成19年8月に策定し、平成27年9月に一部改訂を行った計画です。

このたび、平成28年3月に一部改正された国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき、新たな耐震化率の目標設定を行うとともに、熊本地震において、熊本県内の多くの自治体庁舎が使用不能となった事例を踏まえ、庁舎等の災害時の防災拠点となる公共建築物に対して、耐震改修促進法に基づく防災拠点建築物の指定をするための所要の改訂を行っているところであり、その概要について本委員会に提出させていただきました。

本委員会のご意見を踏まえ、今後、早期に改訂する予定であります。

以上をもちまして、土木部関係の議案及び所管事項の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

交 通 局

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項についてご説明いたします。

(新幹線建設に伴うターミナル移転の検討状況について)

九州新幹線西九州ルート of 整備に伴い、長崎駅及び諫早駅周辺では再開発等関連事業が進められており、交通局においても、バスターミナルの移転について、長崎市、諫早市の事業計画の進展に合わせた計画内容の検討を行っております。

長崎駅周辺土地区画整理事業については、本年3月に長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画が策定され、8月には長崎市において長崎駅前広場の設計者の選定が完了しており、今後、交通事業者を含めた関係機関との具体的な協議が進められるものと考えております。

長崎ターミナルの移転については、昨年11月及び本年2月の本委員会において、トランジットモール線に乗り場を設置し、新幹線と在来線の高架に挟まれた県有地に待合・案内所等の機能を移転しようとする新たなターミナル機能についてお示しし、長崎市や県の関係部局等とともに総合的な検討を行っていくことについてご報告させていただきました。

トランジットモール線を活用した新たなターミナル機能については、乗り場全体の効率性や利用者の利便性に配慮しつつ、駅舎や駅前広場等と調和のとれたデザインとなるようイメージパースの作成などを行っているところです。

新幹線開業予定の平成34年にはバスターミナルの供用を開始できるよう、県や長崎市など関係機関との連携を図りながら計画の具体化に向けて取り組んでまいります。

諫早駅周辺整備事業については、本年6月に仮駅舎による供用が開始され、現在、旧駅舎等の解体工事が進められています。また、8月には再開発ビルのマンション棟や駐車場棟に民間活力を導入する事業協力者が決定され、現在、関連道路の整備

や交通広場の決定等を内容とする都市計画決定の変更手続き等が進められております。

諫早ターミナルの移転については、諫早市が進める諫早駅東地区第二種市街地再開発事業にあわせ、乗り場を再開発ビル前の駅前広場に設け、待合・案内所を再開発ビル内に設置する計画を、昨年９月及び本年２月の本委員会でもご説明させていただき、本年３月には、交通結節機能の強化・充実を図る新ターミナルを、公益的な施設と位置付け、諫早市に対して再開発ビル床の特定分譲の申出を行いました。

今後は、再開発ビル内の床の配置等を示した管理処分計画が諫早市から県へ提出される予定であり、平成３４年度の新幹線開業前の移転に向け、利用者の利便性を考慮した乗り場等の調整、待合機能・表示物等の検討のほか、窓口業務の効率化など、より具体的なターミナル機能の検討を進めてまいります。

（「ねんりんピック長崎２０１６」への対応について）

本年１０月１５日から１８日にかけて開催される「ねんりんピック長崎２０１６」は、観客を含め延べ約５０万人の参加が見込まれております。

交通局では、大会期間中、選手及び関係者の会場等への輸送手段として、延べ８２台の貸切運行を予定しており、その中には、来県された選手団の方々の県内観光地を巡る運行も予定されております。

また、本年５月から開会式前日までの間においても、大会関係者による競技会場等の下見や開会式・閉会式のリハーサルなどの送迎用として、既に運行したものを含め、延べ６７台の運行を予定しております。

交通局としては、大会関係者と連携をとりながら、大会の成功に向けて、取り組んでまいります。

（営業・広報活動について）

営業・広報活動については、これまでも新たな利用客の掘り起こし策として積極的に取り組んでまいりました。

より多くのお客様にバスに乗ってもらう為の工夫として、路線バスの乗り方や長崎スマートカードの使い方について、ホームページ上に動画で公開しております。

また、利用する路線と目的地の最寄りバス停が一目でわかるように、諫早市内の路線図にバス停と周辺のランドマークを表記した「バスマップ」を、利用者が携帯できるよう折りたたみ式にして作製し、配布したところ、利用者から大変喜ばれており、長崎市版と大村市版につきましても本年度中に作製することとしております。

去る6月18日には、「九州高文連美術・工芸、書道、写真展長崎大会交流会」が開催され、路線バスに九州の高校生美術部員約80名が長崎をテーマにしたデザインを描く催しがあり、現在、そのバスは「アートバス」として長崎市内を運行しております。

また、雲仙温泉観光協会では、熊本地震により減少した宿泊客の増客対策として、6月15日から「お得に雲仙温泉へ宿泊キャンペーン」を実施しております。

その内容は、雲仙温泉宿泊割引プランや、長崎～雲仙温泉間の路線バス往復乗車券プレゼント、まちあるき割引クーポンの配布などとなっており、交通局としても、「長崎～雲仙線」のプレゼント券への協力や、キャンペーンについて長崎ターミナル等で告知を行うなど、地域と連携した施策も進めております。

今後は、高齢者を対象としたバスの乗り方・交通安全教室や、フェイスブック、ツイッター等のSNSを活用した広報など、多くの方にバスに関心を持っていただき、利用促進につながる営業・広報活動の強化に努めてまいります。

(ドライブレコーダーの設置について)

交通局では、安全性並びに輸送サービスの更なる向上に取り組むため、ドライブレコーダーの導入を進め、昨年度262台、本年7月末までに残り141台の車両

に導入し、全ての車両に設置が完了いたしました。

また、北九州、大分、熊本、宮崎及び鹿児島を運行している高速バス車両18台については、営業所でリアルタイムに位置情報や運行状況の映像が確認できる通信システムを導入しており、バスジャック対策等の安全面の強化を図っております。

ドライブレコーダーの導入により、事故発生時の検証が容易となり、安全性の向上に資することに加えて、運行状況の確認等においても、映像を検証し、状況を把握できるなど、適切な指導・教育に貢献しております。

事故防止対策とともに、乗務員の接客・接遇についても、積極的な活用を行っております。

今後は、事故の原因を正確に分析することで、再発防止策を講じるとともに、乗務員の体験に基づいた危険箇所の情報などを収集し、事故を未然に防止するなど、一層の安全性と輸送サービスの向上に努めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成 2 8 年 9 月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

土 木 部

【環境生活委員会関係議案説明資料（土木部） 3 頁 1 8 行目から 3 頁 2 1 行目を削除し、次のとおり挿入する。】

土地収用法に基づく手続については、ダム中流部及び上流部にかかる用地についての裁決申請が県収用委員会に受理され、去る 7 月 2 6 日、同委員会において裁決手続き開始の決定がなされ、今月 6 日、第 1 回目の審理が開催されました。

【環境生活委員会関係議案説明資料（土木部） 4 頁 4 行目から 4 頁 7 行目を削除し、次のとおり挿入する。】

また、県及び佐世保市を債務者とした石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事の続行禁止を求める仮処分申立事件については、今月 8 日に長崎地方裁判所佐世保支部において行われた第 3 回目の審尋で結審となり、年内を目途に決定がなされることとなっております。

平成 2 8 年 9 月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 2)

交 通 局

【環境生活委員会関係議案説明資料（交通局） 4 頁 1 2 行目の次に、次のように挿入する。】

（バスの日の記念イベントについて）

明治 3 6 年 9 月 2 0 日に日本で初めて路線バスが運行されたことから、昭和 6 2 年の全国バス事業者大会において、9 月 2 0 日が「バスの日」に制定され、毎年、記念のイベントを実施することとしております。

県営バスの今年度の取組としては、九州のバス事業者では初めてとなるバス型のぬいぐるみ「赤バス走るぬいぐるみ」を 5 千個製作し、一般販売を行うことといたしました。

これは、市内を走る赤色の路線バス（通称「赤バス」）が平成 3 年に誕生してから、今年でちょうど四半世紀の 2 5 周年にあたることを記念したものであります。

赤バス誕生の経緯は、長崎県の C I（コーポレート・アイデンティティ）活動の一環として、情熱と燃える意気込みを示す赤色に、末広がりの「八」をイメージした 8 本の白線で無限大の発展を意味する現在のバスのデザインに一新したものであります。

また、長崎市内～長崎空港線リムジンバスの新型車両を導入したことから、1 0 月 1 日に開催される長崎空港「空の日フェスタ」へ、ご応募いただいた子ども連れのご家族を、新型車両で無料送迎することとしております。

さらには、9 月 2 3 日に、長崎市油木町の長崎交通公園において、「赤迫保育園」の園児約 5 0 名を招待し、交通安全教室を実施いたしました。

今後も日頃のバス利用への感謝を込めた催しを企画し、数多くのお客様に親しんでいただくことで、県営バスの利用促進を図ってまいりたいと考えております。

（平成 2 8 年 1 0 月ダイヤ改正について）

本年4月1日に実施いたしましたダイヤ改正以降、利用者からの要望へ対応するため、また、交通局の路線展開方針のひとつであります高齢者等の通院や買い物など昼間の時間帯の需要を捉えた運行を実施するため、10月1日付で一部ダイヤ改正を行うこととしております。

ダイヤ改正の具体的な内容は、これまで直行便のなかった長崎市北部の滑石団地から長崎原爆病院及び長崎市もりまちハートセンターを結ぶ路線を新設することにより、高齢者や障害者の方々の利便性を向上させたいと考えており、運行本数につきましては、平日のみの6往復12便を予定いたしております。

その他、学校からの要望を受け、長崎東高校及び西陵高校の登下校便について途中経路の一部変更を行います。

なお、ダイヤ改正に伴う九州運輸局への事務手続きは、8月末までに上限運賃設定認可申請及び事業計画変更届の提出を終え、9月16日付で認可を頂いたところであります。

平成 2 8 年 9 月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 3)

交 通 局

【環境生活委員会関係議案説明資料（交通局）４頁１２行目の次に、次のように挿入する。】

（不当労働行為に係る救済の申立てについて）

交通局の労働組合の一つである「長崎公共交通労働組合」及び組合員３名から、交通局を相手方として、労働委員会規則第３２条に基づく不当労働行為に係る救済の申立てが、９月７日に県労働委員会になされました。

これを受け、９月２７日に県労働委員会から交通局へ申立書の写しの送付があったところです。

交通局としましては、申立書の内容を精査のうえ、今後、労働委員会において実施される審査の中で、不当労働行為は行っていない旨の主張をしてまいりたいと考えております。